

電原運第94号
平成24年9月28日

島根県
総務部
原子力安全対策課長
山崎 功 殿

中国電力株式会社
電源事業本部部長（原子力管理）
林 司

島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当社事業運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、原子力災害対策特別措置法および関係政省令の改正等を踏まえ、島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画について、次回の修正まで添付資料のとおり読み替えにより運用させていただきたく、よろしく取り計らいお願いいたします。

今後ともご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

添付資料

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

以上

島根原子力発電所原子力防災業務計画読み替え表

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について、下記のとおり読み替えを行う。

読み替え箇所は下線にて明示しています。

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p data-bbox="311 562 1038 772">島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="439 1564 920 1732">平成24年8月 中国電力株式会社</p>	<p data-bbox="1418 562 2145 772">島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1537 1564 2018 1732">平成24年8月 中国電力株式会社</p>	<p data-bbox="2338 424 2448 451">変更なし</p>

現 行 修正履歴			読 み 替 え 後 修正履歴			理 由
修正回	修正日	修正内容	修正回	修正日	修正内容	変更なし
-	平成12年 6月16日	制定	-	平成12年 6月16日	制定	
1	平成13年 8月28日 (平成13年10月 1日)	・省庁再編に伴う修正及び連絡先の整理 ・ICRP 勧告法改正に伴う修正 ・その他 (組織改正に伴う補正)	1	平成13年 8月28日 (平成13年10月 1日)	・省庁再編に伴う修正及び連絡先の整理 ・ICRP 勧告法改正に伴う修正 ・その他 (組織改正に伴う補正)	
2	平成14年 8月28日	・自治体との協定改定に伴う修正 ・防災基本計画修正に伴う修正 ・組織改正に伴う修正(松江市, 当社) ・その他	2	平成14年 8月28日	・自治体との協定改定に伴う修正 ・防災基本計画修正に伴う修正 ・組織改正に伴う修正(松江市, 当社) ・その他	
3	平成15年 8月19日	・指定行政機関等の変更に伴う修正(日本郵政公社への移行) ・組織改正に伴う修正(中国経済産業局, 島根町) ・その他	3	平成15年 8月19日	・指定行政機関等の変更に伴う修正(日本郵政公社への移行) ・組織改正に伴う修正(中国経済産業局, 島根町) ・その他	
4	平成16年 9月 7日	・組織改正に伴う修正(中国経済産業局, 当社) ・「防災基本計画」の修正及び「原子炉施設等の防災対策について」の改定に伴う修正 ・その他	4	平成16年 9月 7日	・組織改正に伴う修正(中国経済産業局, 当社) ・「防災基本計画」の修正及び「原子炉施設等の防災対策について」の改定に伴う修正 ・その他	
5	平成17年 8月30日	・松江市・八束郡合併に伴う修正 ・産業保安監督部発足に伴う修正 ・組織改正に伴う修正(当社) ・その他	5	平成17年 8月30日	・松江市・八束郡合併に伴う修正 ・産業保安監督部発足に伴う修正 ・組織改正に伴う修正(当社) ・その他	
6	平成18年 8月28日	・指定地方行政機関の追加に伴う修正 ・その他	6	平成18年 8月28日	・指定地方行政機関の追加に伴う修正 ・その他	
7	平成19年 8月28日	・指定行政機関の変更に伴う修正(防衛省へ移行) ・その他	7	平成19年 8月28日	・指定行政機関の変更に伴う修正(防衛省へ移行) ・その他	
8	平成20年 8月28日	・指定地方行政機関の変更に伴う修正 ・組織改正に伴う修正(当社) ・その他	8	平成20年 8月28日	・指定地方行政機関の変更に伴う修正 ・組織改正に伴う修正(当社) ・その他	
9	平成21年 8月31日	・防災基本計画修正に伴う反映 ・その他	9	平成21年 8月31日	・防災基本計画修正に伴う反映 ・その他	

現 行			読 み 替 え 後			理 由
10	平成22年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3号機燃料搬入に伴う修正 ・ SPDS運用変更に伴う修正 	10	平成22年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3号機燃料搬入に伴う修正 ・ SPDS運用変更に伴う修正 	変更なし <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本読み替えは、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」）や関係政省令の改正他を受けたものであり、法に基づく修正手続きではないため修正は行わない。 </div>
11	平成23年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定行政機関他の変更に伴う修正 ・ 組織改正に伴う修正（島根県，松江市および当社） ・ 出雲市との「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定書」締結に伴う修正 ・ 鳥取県への情報連絡運用の変更に伴う修正 ・ 通報，報告様式等の修正 ・ その他 	11	平成23年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定行政機関他の変更に伴う修正 ・ 組織改正に伴う修正（島根県，松江市および当社） ・ 出雲市との「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定書」締結に伴う修正 ・ 鳥取県への情報連絡運用の変更に伴う修正 ・ 通報，報告様式等の修正 ・ その他 	
12	平成24年 8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出雲市との「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」締結に伴う修正 ・ 鳥取県，米子市および境港市との「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」締結に伴う修正 ・ 安来市および雲南市への情報連絡の開始に伴う修正 ・ 組織改正に伴う修正（国および当社） ・ 発電所敷地内の集合場所追加による修正 	12	平成24年 8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出雲市との「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」締結に伴う修正 ・ 鳥取県，米子市および境港市との「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」締結に伴う修正 ・ 安来市および雲南市への情報連絡の開始に伴う修正 ・ 組織改正に伴う修正（国および当社） ・ 発電所敷地内の集合場所追加による修正 	

現 行 目 次	読 み 替 え 後 目 次	理 由
第1章 総則 1 第1節 原子力事業者防災業務計画の目的 1 第2節 定義 1 第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想 2 第4節 原子力事業者防災業務計画の運用 3 第5節 原子力事業者防災業務計画の修正 3	第1章 総則 1 第1節 原子力事業者防災業務計画の目的 1 第2節 定義 1 第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想 2 第4節 原子力事業者防災業務計画の運用 3 第5節 原子力事業者防災業務計画の修正 3	変更なし
第2章 原子力災害予防対策の実施 5 第1節 防災体制 5 1. 緊急時体制の区分 5 2. 緊急時対策組織 6 3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務 6 第2節 緊急時対策組織の運営 7 1. 通報・連絡体制 7 2. 緊急時体制の発令及び解除 8 3. 緊急時対策要員の非常召集及び解散 9 4. 原子力災害対策活動 10 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 10 1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置, 検査等 10 2. 原子力防災資機材の整備 11 3. 原子力防災関連資機材の整備 11 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備 11 1. オフサイトセンターに備え付ける資料 11 2. 発電所及び事業本部等に備え付ける資料 12 第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検 12 1. 緊急時対策室及び非常災害対策室 12 2. 集合場所及び避難場所 12 3. 応急処置施設 12 4. 気象観測設備 12 5. 情報伝送システム 12 6. 緊急時サイレン及び所内放送装置 13 第6節 防災教育の実施 13 第7節 防災訓練の実施 13 1. 社内における訓練 13 2. 国又は地方公共団体が主催する訓練 13 第8節 関係機関との連携 14 1. 国との連携 14	第2章 原子力災害予防対策の実施 5 第1節 防災体制 5 1. 緊急時体制の区分 5 2. 緊急時対策組織 6 3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務 6 第2節 緊急時対策組織の運営 7 1. 通報・連絡体制 7 2. 緊急時体制の発令及び解除 8 3. 緊急時対策要員の非常召集及び解散 9 4. 原子力災害対策活動 10 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 10 1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置, 検査等 10 2. 原子力防災資機材の整備 11 3. 原子力防災関連資機材の整備 11 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備 11 1. オフサイトセンターに備え付ける資料 11 2. 発電所及び事業本部等に備え付ける資料 12 第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検 12 1. 緊急時対策室及び非常災害対策室 12 2. 集合場所及び避難場所 12 3. 応急処置施設 12 4. 気象観測設備 12 5. 情報伝送システム 12 6. 緊急時サイレン及び所内放送装置 13 第6節 防災教育の実施 13 第7節 防災訓練の実施 13 1. 社内における訓練 13 2. 国又は地方公共団体が主催する訓練 13 第8節 関係機関との連携 14 1. 国との連携 14	

現 行	読 み 替 え 後	理 由
2 . 地方公共団体との連携 1 4	2 . 地方公共団体との連携 1 4	変更なし
3 . 地元防災関係機関等との連携 1 4	3 . 地元防災関係機関等との連携 1 4	
第 9 節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動 1 4	第 9 節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動 1 4	
第 3 章 緊急事態応急対策等の実施 1 6	第 3 章 緊急事態応急対策等の実施 1 6	変更なし
第 1 節 通報及び連絡 1 6	第 1 節 通報及び連絡 1 6	
1 . 通報の実施 1 6	1 . 通報の実施 1 6	
2 . 緊急時体制発令時の対応 1 6	2 . 緊急時体制発令時の対応 1 6	
3 . 情報の収集と提供 1 7	3 . 情報の収集と提供 1 7	
4 . 社外関係機関との連絡方法 1 7	4 . 社外関係機関との連絡方法 1 7	
5 . 通話制限 1 7	5 . 通話制限 1 7	
第 2 節 応急措置の実施 1 7	第 2 節 応急措置の実施 1 8	
1 . 応急措置の実施報告 1 7	1 . 応急措置の実施報告 1 8	
2 . 避難 1 8	2 . 避難 1 8	
3 . 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置 1 8	3 . 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置 1 8	
4 . 緊急被ばく医療 1 9	4 . 緊急被ばく医療 1 9	
5 . 消火活動 1 9	5 . 消火活動 1 9	
6 . 汚染拡大の防止 1 9	6 . 汚染拡大の防止 1 9	
7 . 線量評価 2 0	7 . 線量評価 2 0	
8 . 広報活動 2 0	8 . 広報活動 2 0	
9 . 応急復旧 2 0	9 . 応急復旧 2 0	
1 0 . 原子力災害の拡大防止を図るための措置 2 0	1 0 . 原子力災害の拡大防止を図るための措置 2 0	
1 1 . 資機材の調達及び輸送 2 0	1 1 . 資機材の調達及び輸送 2 0	
1 2 . 事業所外運搬に係る事象の発生における措置 2 1	1 2 . 事業所外運搬に係る事象の発生における措置 2 1	
1 3 . 原子力防災要員の派遣 2 1	1 3 . 原子力防災要員の派遣 2 1	
1 4 . 地方公共団体からの要請に基づく派遣等 2 1	1 4 . 地方公共団体からの要請に基づく派遣等 2 1	
第 3 節 緊急事態応急対策 2 1	第 3 節 緊急事態応急対策 2 1	
1 . 緊急時非常体制の発令 2 1	1 . 緊急時非常体制の発令 2 1	
2 . 原子力災害合同対策協議会等との連絡及び報告 2 2	2 . 原子力災害合同対策協議会等との連絡及び報告 2 2	
3 . 応急措置の継続実施 2 2	3 . 応急措置の継続実施 2 2	
4 . 事業所外運搬事故における対策 2 2	4 . 事業所外運搬事故における対策 2 2	
5 . 原子力防災要員等の派遣等 2 2	5 . 原子力防災要員等の派遣等 2 2	
第 4 章 原子力災害事後対策の実施 2 4	第 4 章 原子力災害事後対策の実施 2 4	
第 1 節 発電所の対策 2 4	第 1 節 発電所の対策 2 4	
1 . 復旧対策 2 4	1 . 復旧対策 2 4	
2 . 被災者の相談窓口の設置 2 4	2 . 被災者の相談窓口の設置 2 4	
3 . 緊急時対策要員の健康管理等 2 4	3 . 緊急時対策要員の健康管理等 2 4	
4 . 緊急時体制の解除 2 4	4 . 緊急時体制の解除 2 4	

現 行	読 み 替 え 後	理 由
5 . 原因究明と再発防止対策の実施 2 4 第 2 節 原子力防災要員等の派遣等 2 5 1 . 広報活動に関する事項 2 5 2 . 環境放射線モニタリング , 汚染検査及び汚染除去に関する事項 . . 2 5 第 5 章 その他 2 6 第 1 節 他の原子力事業者への協力 2 6	5 . 原因究明と再発防止対策の実施 2 4 第 2 節 原子力防災要員等の派遣等 2 5 1 . 広報活動に関する事項 2 5 2 . 環境放射線モニタリング , 汚染検査及び汚染除去に関する事項 . . 2 5 第 5 章 その他 2 6 第 1 節 他の原子力事業者への協力 2 6	変更なし

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的</p> <p>この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、島根原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策その他原子力災害の発生・拡大を防止するため及び原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 定 義</p> <p>この計画において以下に掲げる用語の定義は、原災法に基づき、それぞれ当該各号に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．原子力災害 原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。 2．原子力緊急事態 原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。 3．原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。 4．緊急事態応急対策 原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があったときから同法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。 5．原子力災害事後対策 原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。 	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的</p> <p>この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、島根原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策その他原子力災害の発生・拡大を防止するため及び原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 定 義</p> <p>この計画において以下に掲げる用語の定義は、原災法に基づき、それぞれ当該各号に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．原子力災害 原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。 2．原子力緊急事態 原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。 3．原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。 4．緊急事態応急対策 原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があったときから同法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。 5．原子力災害事後対策 原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。 	<p>変更なし</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>6．指定行政機関 災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。(内閣府，国家公安委員会，警察庁，金融庁，消費者庁，総務省，消防庁，法務省，外務省，財務省，文部科学省，文化庁，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，資源エネルギー庁，<u>原子力安全・保安院</u>，中小企業庁，国土交通省，国土地理院，気象庁，海上保安庁，環境省及び防衛省)</p> <p>7．指定地方行政機関 災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。(沖縄総合事務局，管区警察局，総合通信局，沖縄総合通信事務所，財務局，水戸原子力事務所，地方厚生局，都道府県労働局，地方農政局，北海道農政事務所，森林管理局，経済産業局，産業保安監督部，那覇産業保安監督事務所，地方整備局，北海道開発局，地方運輸局，地方航空局，管区气象台，沖縄气象台，管区海上保安本部，地方環境事務所及び地方防衛局)</p> <p>8．原子力防災組織 原災法第8条第1項の規定に基づいて発電所に設置され，原子力災害対策活動を行う組織をいう。</p> <p>9．原子力防災要員 原災法第8条第3項の規定に基づいて原子力防災組織に置かれ，原子力災害対策活動を行う要員(同法第8条第4項の規定に基づいて<u>経済産業大臣</u>等に届け出た要員に限る。)をいう。</p> <p>10．緊急時対策要員 原子力災害対策活動を行う要員をいい，発電所においては原子力防災要員を含む。</p> <p>11．原子力防災管理者 原災法第9条第1項の規定に基づいて発電所で選任され，原子力防災組織を統括する管理者をいう。</p> <p style="text-align: center;">第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想</p> <p>原子力災害の発生を未然に防止するためには，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律，電気事業法等に基づき，設計，建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により，各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては，運転管理，燃料管理等に関する事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが，これらについては保安規定に記載しており，この計画では除外している。従って，この計画では，原子力災害対策の遂行に資するため，以下の各段階における諸施策について定める。</p>	<p>6．指定行政機関 災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。(内閣府，国家公安委員会，警察庁，金融庁，消費者庁，総務省，消防庁，法務省，外務省，財務省，文部科学省，文化庁，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，資源エネルギー庁，中小企業庁，国土交通省，国土地理院，気象庁，海上保安庁，環境省 <u>原子力規制委員会</u>及び防衛省)</p> <p>7．指定地方行政機関 災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。(沖縄総合事務局，管区警察局，総合通信局，沖縄総合通信事務所，財務局，水戸原子力事務所，地方厚生局，都道府県労働局，地方農政局，北海道農政事務所，森林管理局，経済産業局，産業保安監督部，那覇産業保安監督事務所，地方整備局，北海道開発局，地方運輸局，地方航空局，管区气象台，沖縄气象台，管区海上保安本部，地方環境事務所及び地方防衛局)</p> <p>8．原子力防災組織 原災法第8条第1項の規定に基づいて発電所に設置され，原子力災害対策活動を行う組織をいう。</p> <p>9．原子力防災要員 原災法第8条第3項の規定に基づいて原子力防災組織に置かれ，原子力災害対策活動を行う要員(同法第8条第4項の規定に基づいて <u>原子力規制委員会</u>等に届け出た要員に限る。)をいう。</p> <p>10．緊急時対策要員 原子力災害対策活動を行う要員をいい，発電所においては原子力防災要員を含む。</p> <p>11．原子力防災管理者 原災法第9条第1項の規定に基づいて発電所で選任され，原子力防災組織を統括する管理者をいう。</p> <p style="text-align: center;">第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想</p> <p>原子力災害の発生を未然に防止するためには，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律，電気事業法等に基づき，設計，建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により，各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては，運転管理，燃料管理等に関する事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが，これらについては保安規定に記載しており，この計画では除外している。従って，この計画では，原子力災害対策の遂行に資するため，以下の各段階における諸施策について定める。</p>	<p>災害対策基本法第2条第3号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件(内閣府告示第263号)の改正に伴う変更</p> <p>原災法改正に伴う変更 (第8条第4項)</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>1．原子力災害予防対策の実施 周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備，原子力防災資機材の整備，防災教育及び防災訓練の実施等。</p> <p>2．緊急事態応急対策等の実施 迅速かつ円滑な応急対策を行うため，特定の事象発生時の通報，緊急時体制の確立，情報の収集と伝達，応急措置の実施，緊急事態応急対策の実施，関係機関への原子力防災要員等の派遣等。</p> <p>3．原子力災害事後対策の実施 適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため，原子力災害事後対策の実施，被災地域復旧のための関係機関への原子力防災要員等の派遣等。</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力事業者防災業務計画の運用</p> <p>原子力防災管理者，副原子力防災管理者並びに発電所及び事業本部等(事業本部〔所属機関を除く。〕，部門，事業化準備室をいう。以下同じ。)の緊急時対策要員は，平常時から原子力災害対策活動等について理解しておくとともに，緊急時には，この計画に従い，円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行する。</p> <p style="text-align: center;">第5節 原子力事業者防災業務計画の修正</p> <p>社長は，毎年この計画に検討を加え，必要があると認められるときはこれを修正する。また，社長は，検討の結果，修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官，島根県知事及び松江市長に報告する。なお，この計画を修正する場合は以下のとおりとする。</p> <p>1．原子力防災管理者は，この計画を修正しようとするときは，島根県及び松江市の地域防災計画に抵触するものでないことを確認し，原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。</p> <p>2．社長は，この計画を修正しようとするときは，あらかじめ島根県知事及び松江市長と協議しなければならない。この協議は，この計画を修正しようとする日の60日前までに島根県知事及び松江市長にこの計画の修正案を提出して行う。この場合において，この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。</p> <p>3．社長は，この計画を修正した場合，速やかに別紙1に定める届出書により，経済産業大臣に届け出るとともに，その要旨を公表する。</p>	<p>1．原子力災害予防対策の実施 周到かつ十分な予防対策を行うため，事前の体制整備，原子力防災資機材の整備，防災教育及び防災訓練の実施等。</p> <p>2．緊急事態応急対策等の実施 迅速かつ円滑な応急対策を行うため，特定の事象発生時の通報，緊急時体制の確立，情報の収集と伝達，応急措置の実施，緊急事態応急対策の実施，関係機関への原子力防災要員等の派遣等。</p> <p>3．原子力災害事後対策の実施 適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため，原子力災害事後対策の実施，被災地域復旧のための関係機関への原子力防災要員等の派遣等。</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力事業者防災業務計画の運用</p> <p>原子力防災管理者，副原子力防災管理者並びに発電所及び事業本部等(事業本部〔所属機関を除く。〕，部門，事業化準備室をいう。以下同じ。)の緊急時対策要員は，平常時から原子力災害対策活動等について理解しておくとともに，緊急時には，この計画に従い，円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行する。</p> <p style="text-align: center;">第5節 原子力事業者防災業務計画の修正</p> <p>社長は，毎年この計画に検討を加え，必要があると認められるときはこれを修正する。また，社長は，検討の結果，修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官，島根県知事，松江市長及び鳥取県知事に報告する。なお，この計画を修正する場合は以下のとおりとする。</p> <p>1．原子力防災管理者は，この計画を修正しようとするときは，島根県知事，松江市長及び鳥取県知事の地域防災計画に抵触するものでないことを確認し，原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。</p> <p>2．社長は，この計画を修正しようとするときは，あらかじめ島根県知事，松江市長及び鳥取県知事と協議しなければならない。この協議は，この計画を修正しようとする日の60日前までに島根県知事，松江市長及び鳥取県知事にこの計画の修正案を提出して行う。この場合において，この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。</p> <p>3．社長は，この計画を修正した場合，速やかに別紙1に定める届出書により，内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに，その要旨を公表する。</p>	<p>原災法改正に伴う変更 (第7条第2項)</p> <p>同上 (第7条第2項)</p> <p>同上 (第7条第2項)</p> <p>同上 (第7条第3項)</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>4．原子力防災管理者は、<u>経済産業大臣</u>、<u>島根県知事</u>及び<u>松江市長</u>からこの計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。</p>	<p>4．原子力防災管理者は、<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、<u>国土交通大臣</u>、<u>島根県知事</u>、<u>松江市長</u>及び<u>鳥取県知事</u>からこの計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。</p>	<p>原災法改正に伴う変更 (第31条)</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由																								
<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 防災体制</p> <p>1. 緊急時体制の区分</p> <p>原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の状況等に応じて緊急時体制を区分する。</p> <p style="text-align: center;">表 緊急時体制の区分</p> <table border="1" data-bbox="160 693 1213 875"> <thead> <tr> <th>緊急時体制の区分</th> <th>原子力災害の状況</th> <th>法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時準備体制</td> <td>原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合</td> <td>(島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定等に基づく通報基準)</td> </tr> <tr> <td>緊急時警戒体制</td> <td>別表1の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表2の事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間</td> <td>原災法</td> </tr> <tr> <td>緊急時非常体制</td> <td>別表2の事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 原子力防災管理者は、上表に示す原子力災害の状況に満たない場合でも、必要と認めるときは緊急時警戒体制を発令することができる。また、原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、必要により緊急時体制を継続することができる。</p>	緊急時体制の区分	原子力災害の状況	法令等	緊急時準備体制	原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合	(島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定等に基づく通報基準)	緊急時警戒体制	別表1の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表2の事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間	原災法	緊急時非常体制	別表2の事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間		<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 防災体制</p> <p>1. 緊急時体制の区分</p> <p>原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の状況等に応じて緊急時体制を区分する。</p> <p style="text-align: center;">表 緊急時体制の区分</p> <table border="1" data-bbox="1258 693 2312 875"> <thead> <tr> <th>緊急時体制の区分</th> <th>原子力災害の状況</th> <th>法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時準備体制</td> <td>原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合</td> <td>(島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定等に基づく通報基準)</td> </tr> <tr> <td>緊急時警戒体制</td> <td>別表1の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表2の事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間</td> <td>原災法</td> </tr> <tr> <td>緊急時非常体制</td> <td>別表2の事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 原子力防災管理者は、上表に示す原子力災害の状況に満たない場合でも、必要と認めるときは緊急時警戒体制を発令することができる。また、原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、必要により緊急時体制を継続することができる。</p>	緊急時体制の区分	原子力災害の状況	法令等	緊急時準備体制	原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合	(島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定等に基づく通報基準)	緊急時警戒体制	別表1の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表2の事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間	原災法	緊急時非常体制	別表2の事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間		<p>変更なし</p>
緊急時体制の区分	原子力災害の状況	法令等																								
緊急時準備体制	原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合	(島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定等に基づく通報基準)																								
緊急時警戒体制	別表1の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表2の事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間	原災法																								
緊急時非常体制	別表2の事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間																									
緊急時体制の区分	原子力災害の状況	法令等																								
緊急時準備体制	原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合	(島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定等に基づく通報基準)																								
緊急時警戒体制	別表1の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)を行ったときから、別表2の事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間	原災法																								
緊急時非常体制	別表2の事象が発生し、その旨を関係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等)するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間																									

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>2．緊急時対策組織</p> <p>(1) 発電所の緊急時対策組織</p> <p>原子力防災管理者は、発電所に原子力防災組織を設置する。</p> <p>原子力防災組織は、別図1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。</p> <p>原子力防災管理者は、原子力防災組織に別表3に定める業務を行う原子力防災要員を置く。</p> <p>原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に、直ちに原子力防災要員を配置し、その業務を行う。</p> <p>社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合は、経済産業大臣、島根県知事及び松江市長に別紙2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。</p> <p>原子力防災管理者は、原子力防災要員の内、派遣要員をあらかじめ決めておく。派遣要員の主な職務は次のとおりとする。</p> <p>a．指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力</p> <p>b．指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力</p> <p>c．他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力</p> <p>社長は、経済産業大臣、島根県知事及び松江市長から原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときは報告する。</p> <p>(2) 事業本部等の緊急時対策組織</p> <p>社長は、事業本部等に緊急時対策組織を設置する。</p> <p>事業本部等の緊急時対策組織は、別図2に定める業務分掌に基づき、事業本部等における緊急時活動を実施し、発電所の原子力災害対策活動を支援する。</p> <p>社長は、事業本部等の緊急時対策組織に緊急時対策要員を置く。</p> <p>社長は、緊急時非常体制を発令した場合、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言という社会的重大性に鑑み、国の原子力災害対策本部及び緊急事態応急対策拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)の関係機関と連携し、緊急時応急対策に全力で取り組む。</p> <p>社長は、事業本部等及び発電所の緊急時対策組織を統括し、必要な場合は他の社内機関も動員して緊急時活動を実施する。(別図3参照)</p> <p>3．原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務</p> <p>原子力防災管理者は発電所長とし、原子力防災組織を統括管理する。</p> <p>原子力防災管理者は、別表1の事象の発生について通報を受け、又は自ら</p>	<p>2．緊急時対策組織</p> <p>(1) 発電所の緊急時対策組織</p> <p>原子力防災管理者は、発電所に原子力防災組織を設置する。</p> <p>原子力防災組織は、別図1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。</p> <p>原子力防災管理者は、原子力防災組織に別表3に定める業務を行う原子力防災要員を置く。</p> <p>原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に、直ちに原子力防災要員を配置し、その業務を行う。</p> <p>社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合は、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に別紙2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。</p> <p>原子力防災管理者は、原子力防災要員の内、派遣要員をあらかじめ決めておく。派遣要員の主な職務は次のとおりとする。</p> <p>a．指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力</p> <p>b．指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力</p> <p>c．他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力</p> <p>社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときは報告する。</p> <p>(2) 事業本部等の緊急時対策組織</p> <p>社長は、事業本部等に緊急時対策組織を設置する。</p> <p>事業本部等の緊急時対策組織は、別図2に定める業務分掌に基づき、事業本部等における緊急時活動を実施し、発電所の原子力災害対策活動を支援する。</p> <p>社長は、事業本部等の緊急時対策組織に緊急時対策要員を置く。</p> <p>社長は、緊急時非常体制を発令した場合、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言という社会的重大性に鑑み、国の原子力災害対策本部及び緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)の関係機関と連携し、緊急時応急対策に全力で取り組む。</p> <p>社長は、事業本部等及び発電所の緊急時対策組織を統括し、必要な場合は他の社内機関も動員して緊急時活動を実施する。(別図3参照)</p> <p>3．原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務</p> <p>原子力防災管理者は発電所長とし、原子力防災組織を統括管理する。</p> <p>原子力防災管理者は、別表1の事象の発生について通報を受け、又は自ら</p>	<p>原災法改正に伴う変更 (第8条第4項)</p> <p>原災法改正に伴う変更 (第31条)</p> <p>原災法改正に伴う変更 (第12条第1項)</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>発見したときは、直ちに別図4-1, 4-2に定める箇所へ通報する。</p> <p>原子力防災管理者は、別表1の事象が発生した場合、直ちに原子力防災要員に、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図5-1, 5-2に定める箇所へ報告する。</p> <p>原子力防災管理者は、別表2の事象が発生した場合、直ちに別図5-1, 5-2に定める箇所へ報告する。</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項の規定に基づく放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。</p> <p>社長は、<u>経済産業大臣</u>、<u>島根県知事</u>及び<u>松江市長</u>から原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときは報告する。</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し定期的に緊急事態に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。</p> <p>原子力防災管理者が旅行又は疾病その他の事故等のためその職務を遂行できない場合は、副原子力防災管理者が代行する。</p> <p>なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。</p> <p>(2) 副原子力防災管理者の職務</p> <p>副原子力防災管理者は副所長、部長及び技術系特別管理職から選任する。</p> <p>副原子力防災管理者は、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在のときは上記(2)の順位により、その職務を代行する。</p> <p>(3) 選任・解任届</p> <p>社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、<u>経済産業大臣</u>、<u>島根県知事</u>及び<u>松江市長</u>に7日以内に別紙3の届出書により届け出る。</p> <p style="text-align: center;">第2節 緊急時対策組織の運営</p> <p>1. 通報・連絡体制</p> <p>(1) 地方公共団体との協定等に基づく連絡</p> <p>原子力防災管理者は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定等で定められた異常時における連絡について、関係する地方公共団体(島根県、松江市、出雲市、安来市及び雲南市並びに鳥取県、米子市及び境港市)に、事態発生後直ちにファクシミリ装置を用いて連絡し、その着信を確認する。</p>	<p>発見したときは、直ちに別図4-1, 4-2に定める箇所へ通報する。</p> <p>原子力防災管理者は、別表1の事象が発生した場合、直ちに原子力防災要員に、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図5-1, 5-2に定める箇所へ報告する。</p> <p>原子力防災管理者は、別表2の事象が発生した場合、直ちに別図5-1, 5-2に定める箇所へ報告する。</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項の規定に基づく放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。</p> <p>社長は、<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、<u>国土交通大臣</u>、<u>島根県知事</u>、<u>松江市長</u>及び<u>鳥取県知事</u>から原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときは報告する。</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し定期的に緊急事態に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。</p> <p>原子力防災管理者が旅行又は疾病その他の事故等のためその職務を遂行できない場合は、副原子力防災管理者が代行する。</p> <p>なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。</p> <p>(2) 副原子力防災管理者の職務</p> <p>副原子力防災管理者は副所長、部長及び技術系特別管理職から選任する。</p> <p>副原子力防災管理者は、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在のときは上記(2)の順位により、その職務を代行する。</p> <p>(3) 選任・解任届</p> <p>社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、<u>原子力規制委員会</u>、<u>島根県知事</u>、<u>松江市長</u>及び<u>鳥取県知事</u>に7日以内に別紙3の届出書により届け出る。</p> <p style="text-align: center;">第2節 緊急時対策組織の運営</p> <p>1. 通報・連絡体制</p> <p>(1) 地方公共団体との協定等に基づく連絡</p> <p>原子力防災管理者は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定等で定められた異常時における連絡について、関係する地方公共団体(島根県、松江市、出雲市、安来市及び雲南市並びに鳥取県、米子市及び境港市)に、事態発生後直ちにファクシミリ装置<u>その他のなるべく早く到達する通信手段</u>を用いて連絡し、その着信を確認する。</p>	<p>原災法改正に伴う変更 (第31条)</p> <p>原災法改正に伴う変更 (第9条第5項)</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令の制定に伴う変更 (第3条)</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>(2) 原災法第10条第1項の規定に基づく通報・連絡体制</p> <p>原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく別表1に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに<u>経済産業大臣</u>、<u>島根県知事</u>及び<u>松江市長</u>に通報するために、別図4-1に定める通報・連絡体制を整備しておく。</p> <p>なお、別表1に定める事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬(使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等)の場合にあつては、直ちに<u>経済産業大臣</u>、<u>国土交通大臣</u>、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に通報するために、別図4-2に定める通報・連絡体制を取る。</p> <p>また、原子力防災管理者は、<u>経済産業大臣</u>、<u>島根県知事</u>及び<u>松江市長</u>から原災法第10条第1項の通報について報告を求められたときは報告できるようにしておく。</p> <p>(3) 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡体制</p> <p>社外関係機関との連絡体制</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第10条第1項の規定に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡について別図5-1、5-2に定める連絡体制を整備しておく。</p> <p>社内の連絡体制</p> <p>連絡経路は別図3に定めるとおりとする。</p> <p>2. 緊急時体制の発令及び解除</p> <p>(1) 緊急時体制の発令</p> <p>発電所</p> <p>原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において、$0.22 \mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が検出されたとき、又は別表1、別表2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図6に定める連絡経路により緊急時体制を発令する。</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部長(原子力管理)(以下「部長(原子力管理)」という。)に報告する。</p> <p>事業本部等</p> <p>部長(原子力管理)は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、コンプライアンス推進部門長、電源事業本部長に報告し、社長は事業本部等における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を事業本部等においても適用する。</p> <p>(2) 緊急時対策本部及び緊急時対策総本部の設置</p> <p>発電所</p> <p>a. 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策本</p>	<p>(2) 原災法第10条第1項の規定に基づく通報・連絡体制</p> <p>原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく別表1に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、<u>島根県知事</u>、<u>松江市長</u>及び<u>鳥取県知事</u>に通報するために、別図4-1に定める通報・連絡体制を整備しておく。</p> <p>なお、別表1に定める事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬(使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等)の場合にあつては、直ちに<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、<u>国土交通大臣</u>、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に通報するために、別図4-2に定める通報・連絡体制を取る。</p> <p>また、原子力防災管理者は、<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、<u>国土交通大臣</u>、<u>島根県知事</u>、<u>松江市長</u>及び<u>鳥取県知事</u>から原災法第10条第1項の通報について報告を求められたときは報告できるようにしておく。</p> <p>(3) 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡体制</p> <p>社外関係機関との連絡体制</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第10条第1項の規定に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡について別図5-1、5-2に定める連絡体制を整備しておく。</p> <p>社内の連絡体制</p> <p>連絡経路は別図3に定めるとおりとする。</p> <p>2. 緊急時体制の発令及び解除</p> <p>(1) 緊急時体制の発令</p> <p>発電所</p> <p>原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において、$0.22 \mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が検出されたとき、又は別表1、別表2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図6に定める連絡経路により緊急時体制を発令する。</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部長(原子力管理)(以下「部長(原子力管理)」という。)に報告する。</p> <p>事業本部等</p> <p>部長(原子力管理)は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、コンプライアンス推進部門長、電源事業本部長に報告し、社長は事業本部等における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を事業本部等においても適用する。</p> <p>(2) 緊急時対策本部及び緊急時対策総本部の設置</p> <p>発電所</p> <p>a. 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策本</p>	<p>原災法改正に伴う変更 (第10条第1項)</p> <p>同上 (第10条第1項)</p> <p>同上 (第31条)</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>部（以下「本部」という。）を発電所緊急時対策室に設置する。</p> <p>b．本部は，原子力防災組織で構成する。</p> <p>c．原子力防災管理者は，緊急時対策本部長（以下「本部長」という。）としてその職務を遂行する。</p> <p>事業本部等</p> <p>a．社長は，事業本部等に緊急時体制を発令した場合，速やかに緊急時対策総本部（以下「総本部」という。）を事業本部等非常災害対策室に設置する。</p> <p>b．緊急時対策総本部長（以下「総本部長」という。）は，社長がその職務を遂行する。</p> <p>（３）緊急時体制の解除</p> <p>発電所</p> <p>本部長は，以下の状態になった場合，関係機関と協議し，総本部長の了承を得て緊急時体制を解除することができる。</p> <p>a．原災法第１５条第２項の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発令され，その後原災法第１５条第４項の規定に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。</p> <p>b．原災法第１５条第２項の規定に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず，原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い，事象が収束している場合。</p> <p>本部長は，発電所の緊急時体制を解除した場合は，総本部長又は部長（原子力管理）に報告する。</p> <p>事業本部等</p> <p>総本部長は，上記 a．又は b．の場合，事業本部等における緊急時体制を解除することができる。</p> <p>３．緊急時対策要員の非常召集及び解散</p> <p>（１）緊急時対策要員の非常召集</p> <p>発電所</p> <p>原子力防災管理者は，発電所における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に所内放送，緊急時サイレン又は緊急時連絡網等を使用して緊急時対策要員を非常召集する。また，本部の各班長は召集した班員を把握する。なお，原子力防災管理者は，あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p> <p>事業本部等</p> <p>部長（原子力管理）は，事業本部等における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に社内放送，緊急時連絡網等を使用して事業本部等の緊急時対策要員を非常召集する。また，本部の各班長は召集した班員を把握する。なお，部長（原子力管理）は，あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p>	<p>部（以下「本部」という。）を発電所緊急時対策室に設置する。</p> <p>b．本部は，原子力防災組織で構成する。</p> <p>c．原子力防災管理者は，緊急時対策本部長（以下「本部長」という。）としてその職務を遂行する。</p> <p>事業本部等</p> <p>a．社長は，事業本部等に緊急時体制を発令した場合，速やかに緊急時対策総本部（以下「総本部」という。）を事業本部等非常災害対策室に設置する。</p> <p>b．緊急時対策総本部長（以下「総本部長」という。）は，社長がその職務を遂行する。</p> <p>（３）緊急時体制の解除</p> <p>発電所</p> <p>本部長は，以下の状態になった場合，関係機関と協議し，総本部長の了承を得て緊急時体制を解除することができる。</p> <p>a．原災法第１５条第２項の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発令され，その後原災法第１５条第４項の規定に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。</p> <p>b．原災法第１５条第２項の規定に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず，原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い，事象が収束している場合。</p> <p>本部長は，発電所の緊急時体制を解除した場合は，総本部長又は部長（原子力管理）に報告する。</p> <p>事業本部等</p> <p>総本部長は，上記 a．又は b．の場合，事業本部等における緊急時体制を解除することができる。</p> <p>３．緊急時対策要員の非常召集及び解散</p> <p>（１）緊急時対策要員の非常召集</p> <p>発電所</p> <p>原子力防災管理者は，発電所における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に所内放送，緊急時サイレン又は緊急時連絡網等を使用して緊急時対策要員を非常召集する。また，本部の各班長は召集した班員を把握する。なお，原子力防災管理者は，あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p> <p>事業本部等</p> <p>部長（原子力管理）は，事業本部等における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に社内放送，緊急時連絡網等を使用して事業本部等の緊急時対策要員を非常召集する。また，本部の各班長は召集した班員を把握する。なお，部長（原子力管理）は，あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p>	<p>変更なし</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>(2) 緊急時対策要員の解散 総本部長及び本部長は、緊急時体制を解除した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、発電所及び事業本部等の要員を解散する。</p> <p>4. 原子力災害対策活動</p> <p>(1) 発電所 緊急時体制が発令された場合は、発電所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、本部のもとで行う。 緊急時体制が発令された場合、別図1の組織で原子力防災管理者は本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとる。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとる。 緊急時対策要員は、本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。</p> <p>(2) 事業本部等 緊急時体制が発令された場合は、別図2の組織で事業本部等の原子力災害対策活動に関する一切の業務を、総本部のもとで行う。 総本部の要員は、総本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</p> <p>1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等 原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）は、別図8に定めるとおり6式とし、モニタリングポストについて以下の設置、検査等を実施する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、モニタリングポストをその検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを毎年1回以上定期的にその校正を行う。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに他のモニタリングポスト等を監視するなどの代替手段を講ずる。</p>	<p>(2) 緊急時対策要員の解散 総本部長及び本部長は、緊急時体制を解除した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、発電所及び事業本部等の要員を解散する。</p> <p>4. 原子力災害対策活動</p> <p>(1) 発電所 緊急時体制が発令された場合は、発電所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、本部のもとで行う。 緊急時体制が発令された場合、別図1の組織で原子力防災管理者は本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとる。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとる。 緊急時対策要員は、本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。</p> <p>(2) 事業本部等 緊急時体制が発令された場合は、別図2の組織で事業本部等の原子力災害対策活動に関する一切の業務を、総本部のもとで行う。 総本部の要員は、総本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</p> <p>1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等 原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）は、別図8に定めるとおり6式とし、モニタリングポストについて以下の設置、検査等を実施する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、モニタリングポストをその検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを毎年1回以上定期的にその校正を行う。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに他のモニタリングポスト等を監視するなどの代替手段を講ずる。</p>	<p>変更なし</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>(5) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、<u>経済産業大臣</u>、島根県知事及び松江市長に7日以内に別紙4に定める届出書により届け出る。</p> <p>(6) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の規定に基づく検査を受けるため、上記(5)の届出書と以下の事項を記載した申請書を<u>経済産業大臣</u>に提出する。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 放射線測定設備を設置した原子力事業者の名称及び所在地 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要</p> <p>(7) 原子力防災管理者は、モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、その記録に基づいた放射線量を公表する。また、社長は、<u>経済産業大臣</u>、島根県知事、松江市長及び出雲市長並びに鳥取県知事、米子市長及び境港市長からモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときは報告する。</p> <p>(8) 社長は、<u>経済産業大臣</u>、島根県知事、松江市長及び出雲市長並びに鳥取県知事、米子市長及び境港市長からモニタリングポストの状況について報告を求められたときは報告する。</p>	<p>(5) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に7日以内に別紙4に定める届出書により届け出る。</p> <p>(6) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の規定に基づく検査を受けるため、上記(5)の届出書と以下の事項を記載した申請書を<u>原子力規制委員会</u>に提出する。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 放射線測定設備を設置した原子力事業者の名称及び所在地 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要</p> <p>(7) 原子力防災管理者は、モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、その記録に基づいた放射線量を公表する。また、社長は、<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、島根県知事、松江市長及び出雲市長並びに鳥取県知事、米子市長及び境港市長からモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときは報告する。</p> <p>(8) 社長は、<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、島根県知事、松江市長及び出雲市長並びに鳥取県知事、米子市長及び境港市長からモニタリングポストの状況について報告を求められたときは報告する。</p>	<p>原災法改正に伴う変更 (第11条第3項)</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更 (第9条)</p> <p>同上 (第31条)</p> <p>同上 (第31条)</p>
<p>2. 原子力防災資機材の整備</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項の規定に基づく原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材に不具合が認められた場合には、速やかに修理するかあるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。</p> <p>(3) 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、<u>経済産業大臣</u>、島根県知事及び松江市長に7日以内に別紙5に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様の届出書により届け出る。</p> <p>(4) 社長は、<u>経済産業大臣</u>、島根県知事及び松江市長から原子力防災資機材について報告を求められたときは報告する。</p> <p>3. 原子力防災関連資機材の整備 原子力防災管理者は、原子力防災資機材以外の資機材(以下「原子力防災関連資機材」という。)を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</p>	<p>2. 原子力防災資機材の整備</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項の規定に基づく原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材に不具合が認められた場合には、速やかに修理するかあるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。</p> <p>(3) 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に7日以内に別紙5に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様の届出書により届け出る。</p> <p>(4) 社長は、<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、<u>国土交通大臣</u>、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原子力防災資機材について報告を求められたときは報告する。</p> <p>3. 原子力防災関連資機材の整備 原子力防災管理者は、原子力防災資機材以外の資機材(以下「原子力防災関連資機材」という。)を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</p>	<p>同上 (第11条第3項)</p> <p>同上 (第31条)</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 4 節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</p> <p>1. オフサイトセンターに備え付ける資料 社長は、原子力災害が発生した場合に必要な資料のうち、別表 4 に定める原災法第 12 条第 4 項の規定に基づく資料をオフサイトセンターに備え付けるため、経済産業大臣に提出する。また、これらの資料について内容に変更があったときも同様とする。</p> <p>2. 発電所及び事業本部等に備え付ける資料 (1) 発電所 原子力防災管理者は、別表 4 に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。</p> <p>(2) 事業本部等 部長（原子力管理）は、別表 4 に定める資料を事業本部等に備え付ける。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策室及び非常災害対策室 (1) 発電所 原子力防災管理者は、緊急時対策室の各設備を整備するとともに、換気浄化設備を定期的に点検する。</p> <p>(2) 事業本部等 コンプライアンス推進部門部長（総務）は、非常災害対策室の各設備を整備する。</p> <p>2. 集合場所及び避難場所 原子力防災管理者は、別図 9 に定める集合場所及び避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が集合場所あるいは避難場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、集合場所あるいは避難場所を指定もしくは変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>3. 応急処置施設 原子力防災管理者は、別図 10 に示す健康管理センターを応急処置施設として整備する。</p> <p>4. 気象観測設備 原子力防災管理者は、気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</p> <p>1. オフサイトセンターに備え付ける資料 社長は、原子力災害が発生した場合に必要な資料のうち、別表 4 に定める原災法第 12 条第 4 項の規定に基づく資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について内容に変更があったときも同様とする。</p> <p>2. 発電所及び事業本部等に備え付ける資料 (1) 発電所 原子力防災管理者は、別表 4 に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。</p> <p>(2) 事業本部等 部長（原子力管理）は、別表 4 に定める資料を事業本部等に備え付ける。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策室及び非常災害対策室 (1) 発電所 原子力防災管理者は、緊急時対策室の各設備を整備するとともに、換気浄化設備を定期的に点検する。</p> <p>(2) 事業本部等 コンプライアンス推進部門部長（総務）は、非常災害対策室の各設備を整備する。</p> <p>2. 集合場所及び避難場所 原子力防災管理者は、別図 9 に定める集合場所及び避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が集合場所あるいは避難場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、集合場所あるいは避難場所を指定もしくは変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>3. 応急処置施設 原子力防災管理者は、別図 10 に示す健康管理センターを応急処置施設として整備する。</p> <p>4. 気象観測設備 原子力防災管理者は、気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、</p>	<p>原災法改正に伴う変更 （第 12 条第 4 項）</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>原子力防災管理者は、気象観測設備に異常が認められた場合には、速やかに修理する。</p> <p>5．情報伝送システム (1) 発電所 原子力防災管理者は、発電所における緊急時原子力発電所情報伝送システム（以下「SPDS」という。）を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、発電所のSPDSに異常が認められた場合には、速やかに修理する。</p> <p>(2) 事業本部等 部長（原子力管理）は、事業本部等におけるSPDSを常に使用可能な状態に整備する。また、部長（原子力管理）は、事業本部等のSPDSに異常が認められた場合には、速やかに修理する。</p> <p>6．緊急時サイレン及び所内放送装置 原子力防災管理者は、発電所における緊急時サイレン及び所内放送装置を整備する。また、原子力防災管理者は、緊急時サイレン及び所内放送装置に不具合が認められた場合には、速やかに修理する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災教育の実施</p> <p>原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時対策要員に対して、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、以下の項目について教育を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．原子力防災組織及び活動に関する知識 2．発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識 3．放射線防護に関する知識 4．放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識 <p style="text-align: center;">第7節 防災訓練の実施</p> <p>1．社内における訓練 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、以下の項目について訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通報・連絡訓練 (2) 緊急被ばく医療訓練 	<p>原子力防災管理者は、気象観測設備に異常が認められた場合には、速やかに修理する。</p> <p>5．情報伝送システム (1) 発電所 原子力防災管理者は、発電所における緊急時原子力発電所情報伝送システム（以下「SPDS」という。）を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、発電所のSPDSに異常が認められた場合には、速やかに修理する。</p> <p>(2) 事業本部等 部長（原子力管理）は、事業本部等におけるSPDSを常に使用可能な状態に整備する。また、部長（原子力管理）は、事業本部等のSPDSに異常が認められた場合には、速やかに修理する。</p> <p>6．緊急時サイレン及び所内放送装置 原子力防災管理者は、発電所における緊急時サイレン及び所内放送装置を整備する。また、原子力防災管理者は、緊急時サイレン及び所内放送装置に不具合が認められた場合には、速やかに修理する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災教育の実施</p> <p>原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時対策要員に対して、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、以下の項目について教育を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．原子力防災組織及び活動に関する知識 2．発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識 3．放射線防護に関する知識 4．放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識 <p style="text-align: center;">第7節 防災訓練の実施</p> <p>1．社内における訓練 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、以下の項目について訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通報・連絡訓練 (2) 緊急被ばく医療訓練 	<p>変更なし</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>(3) 緊急時モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) 復旧訓練</p> <p>2. 国又は地方公共団体が主催する訓練 発電所及び事業本部等の緊急時対策要員は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等必要な活動の訓練に参加する。</p> <p style="text-align: center;">第8節 関係機関との連携</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時においてこの計画に基づき関係機関と連携を取りながら緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するために、平常時から以下のように連携を図る。</p> <p>1. 国との連携 (1) 原子力防災管理者は、国の機関（経済産業省、文部科学省、その他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。 (2) 社長は、経済産業大臣から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (3) 原子力防災管理者は、経済産業大臣から原災法に基づく事業所の立入り検査があった場合は、その立入り検査について対応を行う。 (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。</p> <p>2. 地方公共団体との連携 (1) 原子力防災管理者は、地方公共団体（鳥根県、松江市及び出雲市並びに鳥取県、米子市及び境港市）とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。 (2) 原子力防災管理者は、地域防災会議等が開催されるときは、必要な場合はこれに参加して密接な連携を保つ。 (3) 社長は、鳥根県知事及び松江市長から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (4) 原子力防災管理者は、鳥根県知事及び松江市長から原災法に基づく事業所の立入り検査があった場合は、その立入り検査について対応を行う。</p>	<p>(3) 緊急時モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) 復旧訓練</p> <p>2. 国又は地方公共団体が主催する訓練 発電所及び事業本部等の緊急時対策要員は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等必要な活動の訓練に参加する。</p> <p style="text-align: center;">第8節 関係機関との連携</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時においてこの計画に基づき関係機関と連携を取りながら緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するために、平常時から以下のように連携を図る。</p> <p>1. 国との連携 (1) 原子力防災管理者は、国の機関（原子力規制委員会、文部科学省、その他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。 (2) 社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法に基づく事業所の立入り検査があった場合は、その立入り検査について対応を行う。 (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。</p> <p>2. 地方公共団体との連携 (1) 原子力防災管理者は、地方公共団体（鳥根県、松江市及び出雲市並びに鳥取県、米子市及び境港市）とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。 (2) 原子力防災管理者は、地域防災会議等が開催されるときは、必要な場合はこれに参加して密接な連携を保つ。 (3) 社長は、鳥根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (4) 原子力防災管理者は、鳥根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく事業所の立入り検査があった場合は、その立入り検査について対応を行う。</p>	<p>原災法改正を踏まえた変更</p> <p>原災法改正に伴う変更 (第31条)</p> <p>同上 (第31条)</p> <p>同上 (第31条)</p> <p>同上 (第32条)</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>3．地元防災関係機関等との連携 原子力防災管理者は，地元防災関係機関等（松江市消防本部，島根県警察本部，松江警察署，境海上保安部及びその他関係機関）とは平常時から協調し，防災情報の提供，収集等相互連携を図る。</p> <p style="text-align: center;">第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者は，平常時より発電所周辺の方々を対象に，国，地方公共団体と協調して次に掲げる内容についての理解活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．放射性物質及び放射線の特性 2．原子力発電所の概要 3．原子力災害とその特殊性 4．原子力災害発生時における防災対策の内容 	<p>3．地元防災関係機関等との連携 原子力防災管理者は，地元防災関係機関等（松江市消防本部，島根県警察本部，松江警察署，境海上保安部及びその他関係機関）とは平常時から協調し，防災情報の提供，収集等相互連携を図る。</p> <p style="text-align: center;">第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者は，平常時より発電所周辺の方々を対象に，国，地方公共団体と協調して次に掲げる内容についての理解活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．放射性物質及び放射線の特性 2．原子力発電所の概要 3．原子力災害とその特殊性 4．原子力災害発生時における防災対策の内容 	<p>変更なし</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 3 章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通報及び連絡</p> <p>1. 通報の実施 (1) 通報の実施</p> <p>原子力防災管理者は、モニタリングポストで 0.22 μSv/h 以上の放射線が検出された場合、別紙 6 に定める通報様式に必要事項を記入し、経済産業大臣、鳥根県知事、松江市長等別図 4 - 1 に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく別表 1 の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、15 分以内を目途として別紙 7 - 1 に定める通報様式に必要事項を記入し、経済産業大臣、鳥根県知事、松江市長等別図 4 - 1 に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。更に、経済産業大臣、鳥根県知事、松江市長及び出雲市長並びに鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。</p> <p>なお、別表 1 に定める事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあつては、別紙 7 - 2 に定める通報様式に必要事項を記入し、経済産業大臣、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等別図 4 - 2 に定める通報先にファクシミリ装置を用いて送信する。更に、経済産業大臣、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第 10 条の規定に基づく通報を行った際は経済産業大臣、鳥根県知事及び松江市長と連絡を取りつつ鳥根県と合同で報道機関へ発表する。</p> <p>(2) 中性子線の測定</p> <p>原子力防災管理者は、第 2 章第 3 節 1.「敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等」に基づいて設置するモニタリングポストにより、1 μSv/h 以上の放射線量が検出されているときは、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、施設の周辺において中性子線測定用可搬式測定器によって瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定する。</p> <p>2. 緊急時体制発令時の対応</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通報及び連絡</p> <p>1. 通報の実施 (1) 通報の実施</p> <p>原子力防災管理者は、モニタリングポストで 0.22 μSv/h 以上の放射線が検出された場合、別紙 6 に定める通報様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、鳥根県知事、松江市長、鳥取県知事等別図 4 - 1 に定める通報先にファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一斉に送信する。</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく別表 1 の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、15 分以内を目途として別紙 7 - 1 に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、鳥根県知事、松江市長、鳥取県知事等別図 4 - 1 に定める通報先にファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一斉に送信する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、鳥根県知事、松江市長及び出雲市長並びに鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。</p> <p>なお、別表 1 に定める事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあつては、別紙 7 - 2 に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等別図 4 - 2 に定める通報先にファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて送信する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第 10 条の規定に基づく通報を行った際は内閣総理大臣、原子力規制委員会、鳥根県知事、松江市長及び鳥取県知事と連絡を取りつつ鳥根県と合同で報道機関へ発表する。</p> <p>(2) 中性子線の測定</p> <p>原子力防災管理者は、第 2 章第 3 節 1.「敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等」に基づいて設置するモニタリングポストにより、1 μSv/h 以上の放射線量が検出されているときは、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、施設の周辺において中性子線測定用可搬式測定器によって瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定する。</p> <p>2. 緊急時体制発令時の対応</p>	<p>の項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原災法改正を踏まえた変更 ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令の制定に伴う変更 (第 3 条) <p>の項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原災法改正に伴う変更 (第 10 条第 1 項) ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令の制定に伴う変更 (第 3 条) ・原災法改正に伴う変更 (第 10 条第 1 項) ・原災法改正を踏まえた変更

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>(1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第 2 章第 1 節 1 . 「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。 なお、事象の進展によっては、緊急時準備体制又は緊急時警戒体制を発令せず、直接緊急時非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、この計画第 3 章第 3 節「緊急事態応急対策」に準ずる。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、この計画第 2 章第 2 節 2 . (1) 「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長（原子力管理）に報告する。また、この際、原子力防災管理者は、S P D S データが国へ伝送されていることを確認する。</p> <p>(3) 社長は、部長（原子力管理）から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、この計画第 2 章第 1 節 1 . 「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに事業本部等に緊急時警戒体制を発令する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時体制発令後、緊急時対策要員を非常召集する。</p> <p>(5) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び事業本部等にそれぞれ本部、総本部を設置し、それぞれ本部長、総本部長となり活動を開始する。</p> <p>3 . 情報の収集と提供</p> <p>(1) 本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本部長に報告する。 事故の発生時刻及び場所 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 被ばく及び傷害等人身災害に係る状況 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等の状況 気象状況 事故収束の見通し その他必要と認める事項</p> <p>(2) 本部長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を別紙 8 - 1 又は別紙 8 - 2 に記載して別図 5 - 1 , 5 - 2 に定める連絡箇所にファクシミリ装置にて送信する。</p> <p>4 . 社外関係機関との連絡方法 原子力防災管理者（本部が設置されている場合は本部長）は、別図 5 - 1 , 5 - 2 の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。</p> <p>5 . 通話制限 総本部長及び本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。</p>	<p>(1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第 2 章第 1 節 1 . 「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。 なお、事象の進展によっては、緊急時準備体制又は緊急時警戒体制を発令せず、直接緊急時非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、この計画第 3 章第 3 節「緊急事態応急対策」に準ずる。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、この計画第 2 章第 2 節 2 . (1) 「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長（原子力管理）に報告する。また、この際、原子力防災管理者は、S P D S データが国へ伝送されていることを確認する。</p> <p>(3) 社長は、部長（原子力管理）から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、この計画第 2 章第 1 節 1 . 「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに事業本部等に緊急時警戒体制を発令する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時体制発令後、緊急時対策要員を非常召集する。</p> <p>(5) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び事業本部等にそれぞれ本部、総本部を設置し、それぞれ本部長、総本部長となり活動を開始する。</p> <p>3 . 情報の収集と提供</p> <p>(1) 本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本部長に報告する。 事故の発生時刻及び場所 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 被ばく及び傷害等人身災害に係る状況 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等の状況 気象状況 事故収束の見通し その他必要と認める事項</p> <p>(2) 本部長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を別紙 8 - 1 又は別紙 8 - 2 に記載して別図 5 - 1 , 5 - 2 に定める連絡箇所にファクシミリ装置 <u>その他のなるべく早く到達する通信手段</u>にて送信する。</p> <p>4 . 社外関係機関との連絡方法 原子力防災管理者（本部が設置されている場合は本部長）は、別図 5 - 1 , 5 - 2 の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。</p> <p>5 . 通話制限 総本部長及び本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。</p>	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令の制定に伴う変更 （第 3 条）</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 2 節 応急措置の実施</p> <p>1．応急措置の実施報告</p> <p>本部長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施するとともに、別紙 8 - 1 に定める報告様式にその概要を記入し、別図 5 - 1 に定める連絡経路により、<u>経済産業大臣</u>、島根県知事、松江市長、出雲市長、鳥取県知事、米子市長、境港市長、原子力防災専門官及び関係機関に報告する。</p> <p>ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合には、別紙 8 - 2 に定める報告様式にその概要を記入し、別図 5 - 2 に定める連絡経路により<u>経済産業大臣</u>、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに関係機関に報告する。</p> <p>2．避難</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>本部長は、発電所内の事象に係る緊急時体制を発令した場合は、別図 9 に示す集合場所及び避難場所の配置図により、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指示するものとし、所内放送、ページング等により、避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに、発電所避難者の避難誘導を行う者（以下「避難誘導員」という。）の配置を指示し、その業務にあたらせる。</p> <p>なお、来訪者に対しては、バス等による輸送もしくは避難誘導員による誘導案内を行い、避難場所への避難が迅速かつ的確に行えるよう特に配慮する。また、本部長は、避難誘導員からの報告を受け、発電所避難者の人数、健康状態等の状況を把握するものとする。</p> <p>(2) 移送</p> <p>本部長は、避難場所への避難の完了後、発電所内の事象等により、必要に応じて、発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。</p> <p>また本部長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>3．放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置</p> <p>本部長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。本部長は、放射性物質の推定影響範囲の最新状況を別紙 8 - 1 に記載し、別図 5 - 1 に定める連絡先に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 応急措置の実施</p> <p>1．応急措置の実施報告</p> <p>本部長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施するとともに、別紙 8 - 1 に定める報告様式にその概要を記入し、別図 5 - 1 に定める連絡経路により、<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、島根県知事、松江市長、出雲市長、鳥取県知事、米子市長、境港市長、原子力防災専門官及び関係機関に報告する。</p> <p>ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合には、別紙 8 - 2 に定める報告様式にその概要を記入し、別図 5 - 2 に定める連絡経路により<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに関係機関に報告する。</p> <p>2．避難</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>本部長は、発電所内の事象に係る緊急時体制を発令した場合は、別図 9 に示す集合場所及び避難場所の配置図により、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指示するものとし、所内放送、ページング等により、避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに、発電所避難者の避難誘導を行う者（以下「避難誘導員」という。）の配置を指示し、その業務にあたらせる。</p> <p>なお、来訪者に対しては、バス等による輸送もしくは避難誘導員による誘導案内を行い、避難場所への避難が迅速かつ的確に行えるよう特に配慮する。また、本部長は、避難誘導員からの報告を受け、発電所避難者の人数、健康状態等の状況を把握するものとする。</p> <p>(2) 移送</p> <p>本部長は、避難場所への避難の完了後、発電所内の事象等により、必要に応じて、発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。</p> <p>また本部長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>3．放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置</p> <p>本部長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。本部長は、放射性物質の推定影響範囲の最新状況を別紙 8 - 1 に記載し、別図 5 - 1 に定める連絡先に報告する。</p>	<p>原災法改正に伴う変更 (第 25 条第 2 項)</p> <p>同上 (第 25 条第 2 項)</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>また、本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を指示するものとする。</p> <p>なお、本部長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表5に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>4．緊急被ばく医療</p> <p>(1) 救助活動</p> <p>本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を放射線の影響の少ない場所に速やかに救出する。</p> <p>(2) 医療活動</p> <p>本部長は、負傷者等を別図10に示す発電所内の健康管理センターに搬送し、応急処置及び除染等の措置を講じるとともに、初期被ばく医療機関への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。</p> <p>ただし、個別の具体的な線量評価、臨床所見及び検査結果等により、専門的な医療が必要であると判断した場合は、二次被ばく医療機関に搬送する。</p> <p>(3) 二次災害防止に関する措置</p> <p>本部長は、医療機関へ負傷者等の搬送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況、搬送及び治療の際の救急隊の被ばく防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。</p> <p>(4) 医療機関への搬送に関する措置</p> <p>本部長は、負傷者等を医療機関へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を同行させるとともに、医療機関へ到着時に必要な情報を伝達する。</p> <p>また、本部長は、負傷者等の搬送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力する。</p> <p>(5) 緊急時対策要員の健康管理等</p> <p>本部長は、緊急時対策要員の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交代時期を明確にする。</p> <p>また、本部長は、緊急時対策要員への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を実施する。</p> <p>5．消火活動</p> <p>本部長は、火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。</p>	<p>また、本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を指示するものとする。</p> <p>なお、本部長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表5に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>4．緊急被ばく医療</p> <p>(1) 救助活動</p> <p>本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を放射線の影響の少ない場所に速やかに救出する。</p> <p>(2) 医療活動</p> <p>本部長は、負傷者等を別図10に示す発電所内の健康管理センターに搬送し、応急処置及び除染等の措置を講じるとともに、初期被ばく医療機関への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。</p> <p>ただし、個別の具体的な線量評価、臨床所見及び検査結果等により、専門的な医療が必要であると判断した場合は、二次被ばく医療機関に搬送する。</p> <p>(3) 二次災害防止に関する措置</p> <p>本部長は、医療機関へ負傷者等の搬送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況、搬送及び治療の際の救急隊の被ばく防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。</p> <p>(4) 医療機関への搬送に関する措置</p> <p>本部長は、負傷者等を医療機関へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を同行させるとともに、医療機関へ到着時に必要な情報を伝達する。</p> <p>また、本部長は、負傷者等の搬送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力する。</p> <p>(5) 緊急時対策要員の健康管理等</p> <p>本部長は、緊急時対策要員の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交代時期を明確にする。</p> <p>また、本部長は、緊急時対策要員への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を実施する。</p> <p>5．消火活動</p> <p>本部長は、火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。</p>	<p>変更なし</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>6．汚染拡大の防止 本部長は、不要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により発電所構内にいる者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p> <p>7．線量評価 本部長は、発電所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p> <p>8．広報活動 本部長は、緊急時体制を発令した後、状況に応じて県政記者会においてプレス発表を行う。なお、オフサイトセンターの運営開始以降は、国、島根県、松江市等と合同で県が定める場所においてプレス発表を行う。</p> <p>9．応急復旧 (1) 施設及び設備の整備及び点検 本部長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握する。 (2) 応急の復旧対策 本部長は、原子力災害の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定する。 本部長は、これに基づき速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>10．原子力災害の拡大防止を図るための措置 本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図る。 (1) 主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。 (2) 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。 (3) 可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。 (4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。 (5) その他の号機については、事故発生号機からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。 (6) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境へ</p>	<p>6．汚染拡大の防止 本部長は、不要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により発電所構内にいる者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p> <p>7．線量評価 本部長は、発電所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p> <p>8．広報活動 本部長は、緊急時体制を発令した後、状況に応じて県政記者会においてプレス発表を行う。なお、オフサイトセンターの運営開始以降は、国、島根県、松江市等と合同で県が定める場所においてプレス発表を行う。</p> <p>9．応急復旧 (1) 施設及び設備の整備及び点検 本部長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握する。 (2) 応急の復旧対策 本部長は、原子力災害の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定する。 本部長は、これに基づき速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>10．原子力災害の拡大防止を図るための措置 本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図る。 (1) 主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。 (2) 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。 (3) 可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。 (4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。 (5) その他の号機については、事故発生号機からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。 (6) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境へ</p>	<p>変更なし</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>の影響を予測する。</p> <p>1 1 . 資機材の調達及び輸送 本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、必要な資機材を調達する。また、本部長は、発電所において十分に調達できない場合、総本部に必要な資機材の調達及び輸送を要請する。</p> <p>1 2 . 事業所外運搬に係る事象の発生における措置 総本部長及び本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。 (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 (2) 消火、延焼防止の措置 (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避 (4) 立入制限区域の設定 (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動 (6) モニタリングの実施 (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大防止並びに汚染の除去 (8) 遮へい対策の実施 (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>1 3 . 原子力防災要員の派遣 本部長は、原子力防災専門官その他国の関係機関から、オフサイトセンターの設営準備に入る旨の連絡を受けた場合、オフサイトセンターの設営準備助勢のため、原子力防災要員を派遣する。</p> <p>1 4 . 地方公共団体からの要請に基づく派遣等 本部長は、地方公共団体の長から要請があった場合は、島根県地域防災計画で定めるモニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供等、防災上必要な要員の派遣及び防災資機材の提供について、適切に対応する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 緊急事態応急対策</p> <p>1 . 緊急時非常体制の発令 (1) 本部長は、原災法第 1 5 条第 1 項の規定に基づく基準（別表 2 に定める状態）に至った場合、別紙 9 - 1 又は別紙 9 - 2 に所定の事項を記入して直ちに別図 5 - 1 , 5 - 2 に定める箇所に報告する。</p>	<p>の影響を予測する。</p> <p>1 1 . 資機材の調達及び輸送 本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、必要な資機材を調達する。また、本部長は、発電所において十分に調達できない場合、総本部に必要な資機材の調達及び輸送を要請する。</p> <p>1 2 . 事業所外運搬に係る事象の発生における措置 総本部長及び本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。 (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 (2) 消火、延焼防止の措置 (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避 (4) 立入制限区域の設定 (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動 (6) モニタリングの実施 (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大防止並びに汚染の除去 (8) 遮へい対策の実施 (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>1 3 . 原子力防災要員の派遣 本部長は、原子力防災専門官その他国の関係機関から、オフサイトセンターの設営準備に入る旨の連絡を受けた場合、オフサイトセンターの設営準備助勢のため、原子力防災要員を派遣する。</p> <p>1 4 . 地方公共団体からの要請に基づく派遣等 本部長は、地方公共団体の長から要請があった場合は、島根県地域防災計画で定めるモニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供等、防災上必要な要員の派遣及び防災資機材の提供について、適切に対応する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 緊急事態応急対策</p> <p>1 . 緊急時非常体制の発令 (1) 本部長は、原災法第 1 5 条第 1 項の規定に基づく基準（別表 2 に定める状態）に至った場合、別紙 9 - 1 又は別紙 9 - 2 に所定の事項を記入して直ちに別図 5 - 1 , 5 - 2 に定める箇所に報告する。</p>	<p>変更なし</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>(2) 本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、直ちに緊急時非常体制を発令する。</p> <p>(3) 本部長は、別図3に定める連絡経路に基づき、総本部長その他必要な箇所に緊急時非常体制を発令した旨を連絡する。</p> <p>(4) 総本部長は、発電所の緊急時非常体制発令の報告を受けた場合、事業本部等に緊急時非常体制を発令する。</p> <p>2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡及び報告</p> <p>本部長は、オフサイトセンターが設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密にとる。本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要に応じて意見を進言する。</p> <p>また、本部長は、<u>経済産業大臣</u>、<u>島根県知事</u>及び<u>松江市長</u>から原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときは報告する。</p> <p>3. 応急措置の継続実施</p> <p>本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続実施する。</p> <p>4. 事業所外運搬事故における対策</p> <p>総本部長及び本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>本部長は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松江市長及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表6に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</p> <p>(1) オフサイトセンターにおける業務に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> オフサイトセンターの設営準備助勢 発電所とオフサイトセンターとの情報交換 報道機関への情報提供 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整 原子力災害合同対策協議会への参加 <p>(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境放射線モニタリング 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定 	<p>(2) 本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、直ちに緊急時非常体制を発令する。</p> <p>(3) 本部長は、別図3に定める連絡経路に基づき、総本部長その他必要な箇所に緊急時非常体制を発令した旨を連絡する。</p> <p>(4) 総本部長は、発電所の緊急時非常体制発令の報告を受けた場合、事業本部等に緊急時非常体制を発令する。</p> <p>2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡及び報告</p> <p>本部長は、オフサイトセンターが設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密にとる。本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要に応じて意見を進言する。</p> <p>また、本部長は、<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、<u>国土交通大臣</u>、<u>島根県知事</u>、<u>松江市長</u>及び<u>鳥取県知事</u>から原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときは報告する。</p> <p>3. 応急措置の継続実施</p> <p>本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続実施する。</p> <p>4. 事業所外運搬事故における対策</p> <p>総本部長及び本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>本部長は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松江市長及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表6に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</p> <p>(1) オフサイトセンターにおける業務に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> オフサイトセンターの設営準備助勢 発電所とオフサイトセンターとの情報交換 報道機関への情報提供 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整 原子力災害合同対策協議会への参加 <p>(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境放射線モニタリング 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定 	<p>原災法改正に伴う変更 (第31条)</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、派遣先の関係執行機関の長の指示に基づき、必要な業務を行う。なお、本部長は、事業本部等の応援を必要とするときは総本部長に要請し、総本部長は、事業本部等からオフサイトセンター等への派遣要員を選定し、派遣する。それでもなお不足する場合は、総本部長は他の原子力事業者の応援を要請する。</p>	<p>住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、派遣先の関係執行機関の長の指示に基づき、必要な業務を行う。なお、本部長は、事業本部等の応援を必要とするときは総本部長に要請し、総本部長は、事業本部等からオフサイトセンター等への派遣要員を選定し、派遣する。それでもなお不足する場合は、総本部長は他の原子力事業者の応援を要請する。</p>	<p>変更なし</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 4 章 原子力災害事後対策の実施</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。なお、原子力緊急事態に至らない事象であっても、必要があると認められた場合には、本章に示した対策に準じて対応する。</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 発電所の対策</p> <p>1. 復旧対策 本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定して<u>経済産業大臣</u>、<u>島根県知事</u>及び<u>松江市長</u>に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握 (2) 原子炉施設の除染の実施 (3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施 (4) 放射性物質の追加放出の防止</p> <p>社長は、<u>経済産業大臣</u>、<u>島根県知事</u>及び<u>松江市長</u>から原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときは報告する。</p> <p>2. 被災者の相談窓口の設置 総本部長及び本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p>3. 緊急時対策要員の健康管理等 本部長は、第 3 章第 2 節 4. 「緊急被ばく医療」に示す健康診断及び健康相談について、継続して実施する。</p> <p>4. 緊急時体制の解除 総本部長及び本部長は、この計画第 2 章第 2 節 2. (3) 「緊急時体制の解除」に基づき緊急時体制を解除した場合は、その旨を別図 5 - 1 に定める連絡経路により報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 原子力災害事後対策の実施</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。なお、原子力緊急事態に至らない事象であっても、必要があると認められた場合には、本章に示した対策に準じて対応する。</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 発電所の対策</p> <p>1. 復旧対策 本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定して<u>原子力規制委員会</u>、<u>島根県知事</u>、<u>松江市長</u>及び<u>鳥取県知事</u>に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握 (2) 原子炉施設の除染の実施 (3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施 (4) 放射性物質の追加放出の防止</p> <p>社長は、<u>内閣総理大臣</u>、<u>原子力規制委員会</u>、<u>島根県知事</u>、<u>松江市長</u>及び<u>鳥取県知事</u>から原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときは報告する。</p> <p>2. 被災者の相談窓口の設置 総本部長及び本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p>3. 緊急時対策要員の健康管理等 本部長は、第 3 章第 2 節 4. 「緊急被ばく医療」に示す健康診断及び健康相談について、継続して実施する。</p> <p>4. 緊急時体制の解除 総本部長及び本部長は、この計画第 2 章第 2 節 2. (3) 「緊急時体制の解除」に基づき緊急時体制を解除した場合は、その旨を別図 5 - 1 に定める連絡経路により報告する。</p>	<p>原災法改正を踏まえた変更</p> <p>原災法改正に伴う変更 (第 31 条)</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>5．原因究明と再発防止対策の実施</p> <p>原子力防災管理者は，原子力災害の発生した原因を究明し，必要な再発防止対策を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>原子力防災管理者は，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，島根県知事，松江市長及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため，別表 7 に定める原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</p> <p>1．広報活動に関する事項</p> <p>(1) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換</p> <p>(2) 報道機関への情報提供</p> <p>2．環境放射線モニタリング，汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>(1) 環境放射線モニタリング</p> <p>(2) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>派遣された原子力防災要員等は，派遣先の関係執行機関の長の指示に基づき，必要な業務を行う。</p>	<p>5．原因究明と再発防止対策の実施</p> <p>原子力防災管理者は，原子力災害の発生した原因を究明し，必要な再発防止対策を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>原子力防災管理者は，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，島根県知事，松江市長及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため，別表 7 に定める原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</p> <p>1．広報活動に関する事項</p> <p>(1) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換</p> <p>(2) 報道機関への情報提供</p> <p>2．環境放射線モニタリング，汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>(1) 環境放射線モニタリング</p> <p>(2) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>派遣された原子力防災要員等は，派遣先の関係執行機関の長の指示に基づき，必要な業務を行う。</p>	<p>変更なし</p>

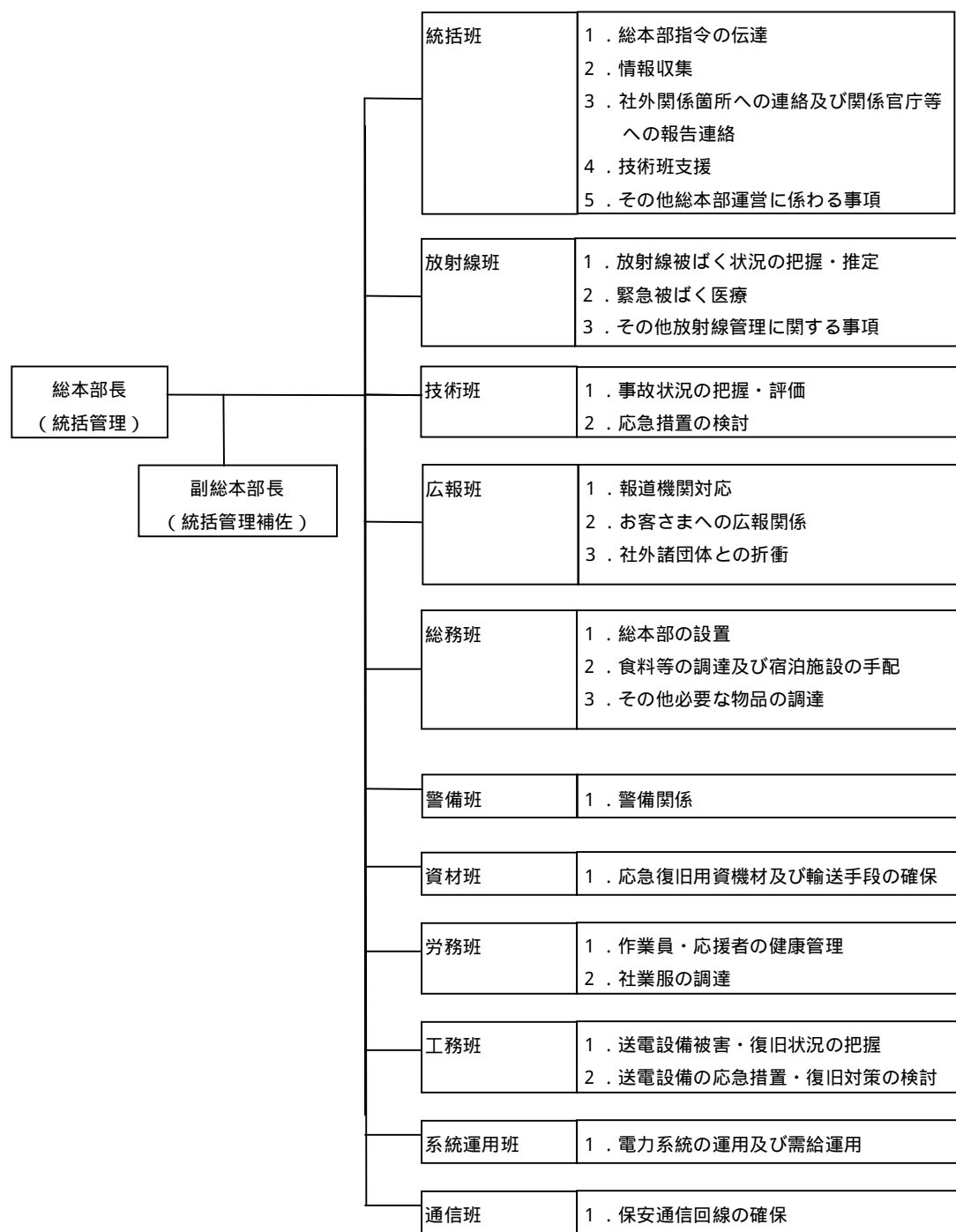
現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 5 章 その他</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 他の原子力事業者への協力</p> <p>他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、部長（原子力管理）は原子力防災管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、以下の事項について別表 8 に定める原子力防災要員・事業本部等要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。</p> <p>（１）環境放射線モニタリング</p> <p>（２）身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>（３）住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>（４）放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>ただし、事業所外運搬の場合にあつては、本節の「他の原子力事業者」を「当社に通報責任のない事業所外運搬」に読み替えて準用する。</p> <p>また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 その他</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 他の原子力事業者への協力</p> <p>他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、部長（原子力管理）は原子力防災管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、以下の事項について別表 8 に定める原子力防災要員・事業本部等要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。</p> <p>（１）環境放射線モニタリング</p> <p>（２）身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>（３）住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>（４）放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>ただし、事業所外運搬の場合にあつては、本節の「他の原子力事業者」を「当社に通報責任のない事業所外運搬」に読み替えて準用する。</p> <p>また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。</p>	<p>変更なし</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p data-bbox="448 636 931 695">島根原子力発電所</p> <p data-bbox="270 785 1110 844">原子力事業者防災業務計画別冊</p>	<p data-bbox="1576 636 2059 695">島根原子力発電所</p> <p data-bbox="1397 785 2237 844">原子力事業者防災業務計画別冊</p>	<p data-bbox="2392 241 2504 268">変更なし</p>

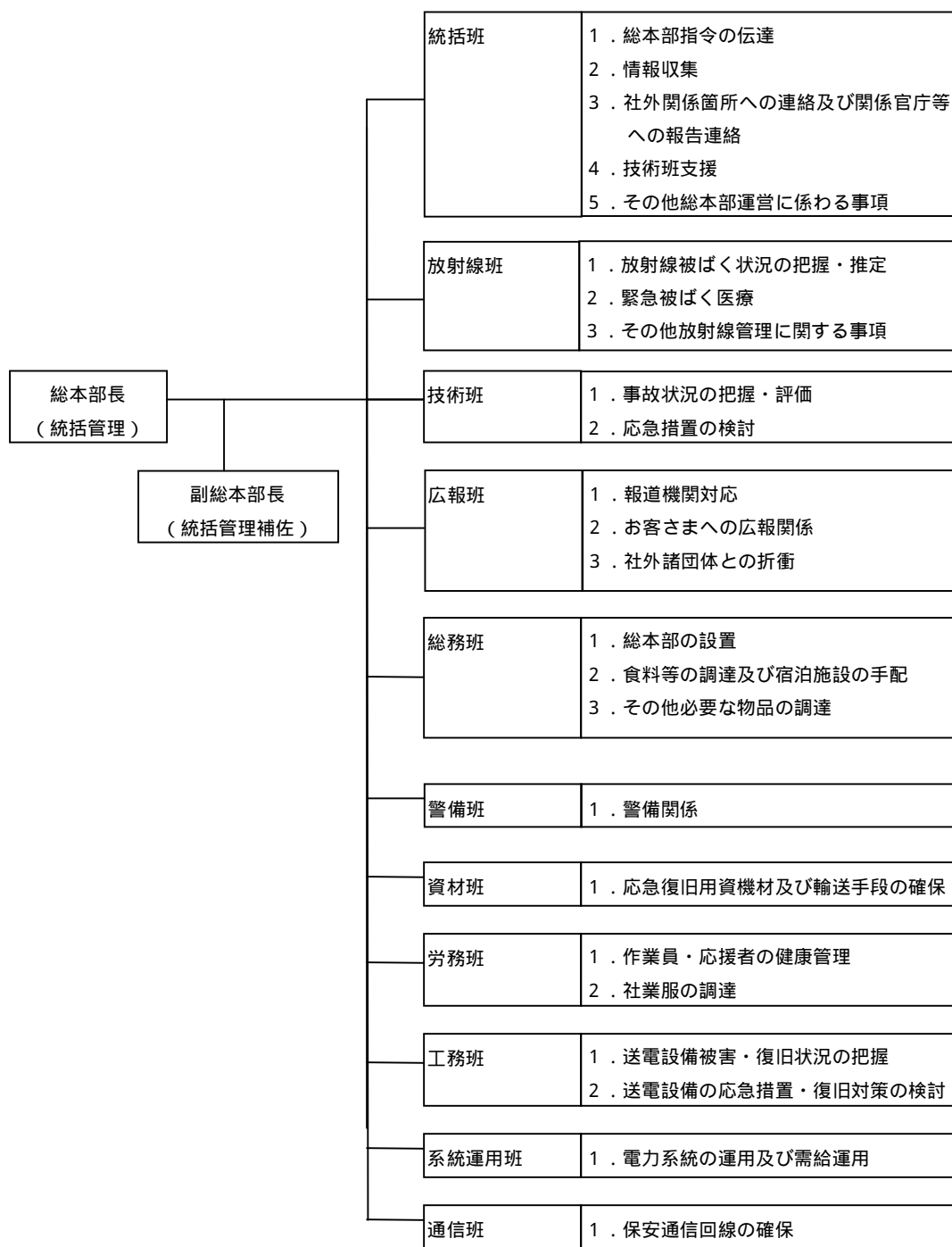
現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別冊目次</p> <p>別図 1 発電所原子力防災組織</p> <p>別図 2 事業本部等緊急時対策組織</p> <p>別図 3 緊急時における社内体制及び社内の情報・指令伝達経路</p> <p>別図 4 原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報経路</p> <p>別図 5 原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報後の連絡経路</p> <p>別図 6 発電所緊急時対策要員の非常召集連絡経路</p> <p>別図 7 緊急時体制発令の伝達経路（事業本部等）</p> <p>別図 8 発電所敷地周辺の放射線測定設備</p> <p>別図 9 発電所敷地内の集合場所と避難場所</p> <p>別図 10 発電所内の応急処置施設</p> <p>別表 1 原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報基準</p> <p>別表 2 原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>別表 3 原子力防災要員の職務と配置</p> <p>別表 4 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <p>別表 5 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準</p> <p>別表 6 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与</p> <p>別表 7 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与</p> <p>別表 8 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与</p> <p>別紙 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書</p> <p>別紙 2 原子力防災要員現況届出書</p> <p>別紙 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書</p> <p>別紙 4 放射線測定設備現況届出書</p> <p>別紙 5 原子力防災資機材現況届出書</p> <p>別紙 6 敷地境界放射線上昇事象発生通報</p> <p>別紙 7 特定事象発生通報</p> <p>別紙 8 異常事態連絡（第 2 報以降）</p> <p>別紙 9 原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく基準に達したときの報告</p>	<p>別冊目次</p> <p>別図 1 発電所原子力防災組織</p> <p>別図 2 事業本部等緊急時対策組織</p> <p>別図 3 緊急時における社内体制及び社内の情報・指令伝達経路</p> <p>別図 4 原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報経路</p> <p>別図 5 原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報後の連絡経路</p> <p>別図 6 発電所緊急時対策要員の非常召集連絡経路</p> <p>別図 7 緊急時体制発令の伝達経路（事業本部等）</p> <p>別図 8 発電所敷地周辺の放射線測定設備</p> <p>別図 9 発電所敷地内の集合場所と避難場所</p> <p>別図 10 発電所内の応急処置施設</p> <p>別表 1 原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報基準</p> <p>別表 2 原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>別表 3 原子力防災要員の職務と配置</p> <p>別表 4 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <p>別表 5 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準</p> <p>別表 6 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与</p> <p>別表 7 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与</p> <p>別表 8 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与</p> <p>別紙 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書</p> <p>別紙 2 原子力防災要員現況届出書</p> <p>別紙 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書</p> <p>別紙 4 放射線測定設備現況届出書</p> <p>別紙 5 原子力防災資機材現況届出書</p> <p>別紙 6 敷地境界放射線上昇事象発生通報</p> <p>別紙 7 特定事象発生通報</p> <p>別紙 8 異常事態連絡（第 2 報以降）</p> <p>別紙 9 原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく基準に達したときの報告</p>	<p>変更なし</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p style="text-align: center;">別図 1 発電所原子力防災組織</p> <p>原子力防災管理者 (統括管理)</p> <p>副原子力防災管理者 (統括管理補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援班 <ol style="list-style-type: none"> 本部設置, 活動資機材調達 構内在中者人員確認 (含, 協力会社, 臨時立入者) 被災者救出・救護 緊急活動要員の確保・輸送 発電所への出入り制限措置 発電所周辺への周知 ヨウ素剤管理 避難誘導 緊急被ばく医療 情報班 <ol style="list-style-type: none"> 情報収集及び一元管理 緊急時対策総本部, 東京支社への情報提供 各種検討資料の社内調整 緊急事態サイレン吹鳴要請 社内周知 広報班 <ol style="list-style-type: none"> プレス対応 (含, 説明骨子作成) 見学者対応 緊急時第1報の一斉連絡 協定先自治体等への連絡 技術班 <ol style="list-style-type: none"> 原子力運転データの収集分析及び評価 原子炉の異常拡大防止に必要な運転に関する技術的措置 原子炉の運転に関する具体的復旧方法, 工程等作成 プラント監視班 <ol style="list-style-type: none"> 異常状況の把握 異常の拡大防止に必要な運転上の操作 プラントデータ採取, 状況まとめ 発電所施設の保安維持 復旧班 <ol style="list-style-type: none"> 発電所施設の被災状況の把握 応急措置のための復旧作業方法の作成 復旧作業の実施 消火活動 放射線管理班 <ol style="list-style-type: none"> 周辺環境の放射能監視及び放出評価 (含, 緊急事態に移行の可能性評価) 放射能の影響範囲の推定 作業に伴う線量管理 放射性物質による汚染の除去 	<p style="text-align: center;">別図 1 発電所原子力防災組織</p> <p>原子力防災管理者 (統括管理)</p> <p>副原子力防災管理者 (統括管理補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援班 <ol style="list-style-type: none"> 本部設置, 活動資機材調達 構内在中者人員確認 (含, 協力会社, 臨時立入者) 被災者救出・救護 緊急活動要員の確保・輸送 発電所への出入り制限措置 発電所周辺への周知 ヨウ素剤管理 避難誘導 緊急被ばく医療 情報班 <ol style="list-style-type: none"> 情報収集及び一元管理 緊急時対策総本部, 東京支社への情報提供 各種検討資料の社内調整 緊急事態サイレン吹鳴要請 社内周知 広報班 <ol style="list-style-type: none"> プレス対応 (含, 説明骨子作成) 見学者対応 緊急時第1報の一斉連絡 協定先自治体等への連絡 技術班 <ol style="list-style-type: none"> 原子力運転データの収集分析及び評価 原子炉の異常拡大防止に必要な運転に関する技術的措置 原子炉の運転に関する具体的復旧方法, 工程等作成 プラント監視班 <ol style="list-style-type: none"> 異常状況の把握 異常の拡大防止に必要な運転上の操作 プラントデータ採取, 状況まとめ 発電所施設の保安維持 復旧班 <ol style="list-style-type: none"> 発電所施設の被災状況の把握 応急措置のための復旧作業方法の作成 復旧作業の実施 消火活動 放射線管理班 <ol style="list-style-type: none"> 周辺環境の放射能監視及び放出評価 (含, 緊急事態に移行の可能性評価) 放射能の影響範囲の推定 作業に伴う線量管理 放射性物質による汚染の除去 	<p>変更なし</p>

別図2 事業本部等緊急時対策組織



別図2 事業本部等緊急時対策組織



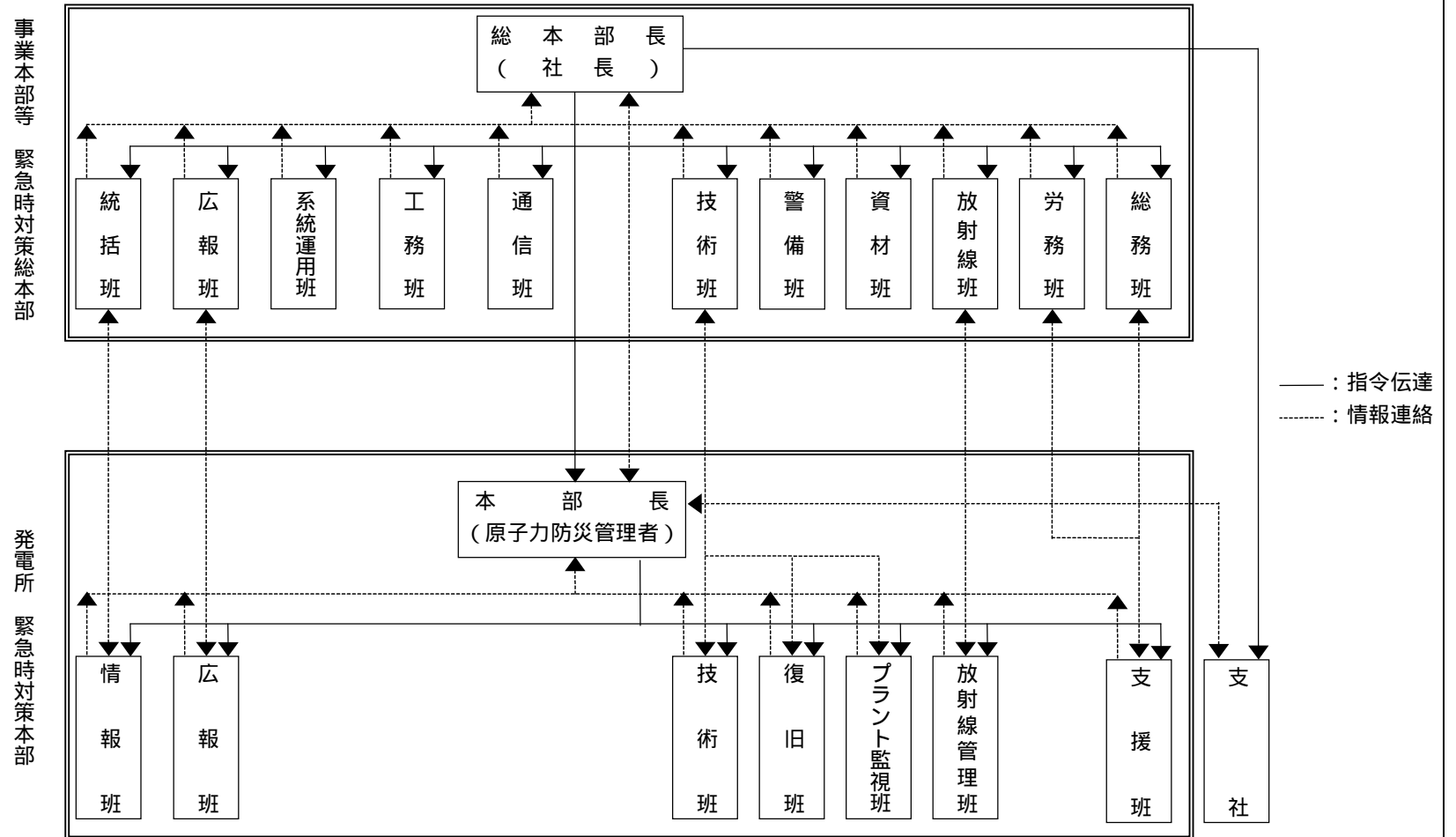
変更なし

理由

変更なし

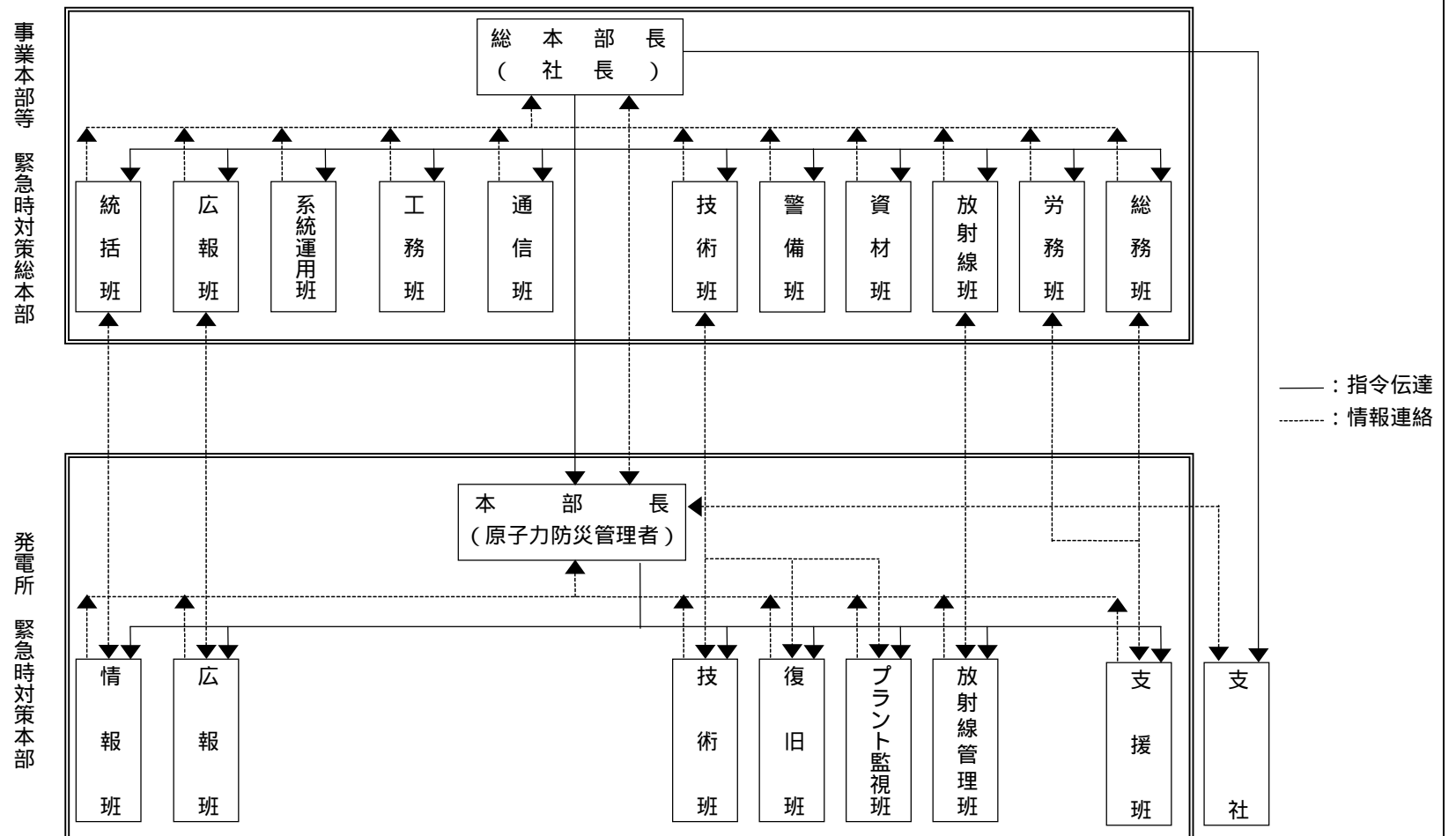
後
替
み
読

別図3 緊急時における社内体制及び社内の情報・指令伝達経路



行
現

別図3 緊急時における社内体制及び社内の情報・指令伝達経路



現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p style="text-align: center;">別図4-1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p style="text-align: center;"> 原子力防災管理者 </p> <p style="text-align: center;"> 島根県知事 (原子力安全対策課) </p> <p style="text-align: center;"> 松江市市長 (原子力安全対策課) </p> <p style="text-align: center;"> 松江市鹿島支所長 (地域振興課) </p> <p style="text-align: center;"> 松江市島根支所長 (地域振興課) </p> <p style="text-align: center;"> 鳥取県知事 </p> <p style="text-align: center;"> 出雲市長 </p> <p style="text-align: center;"> 雲南市長 </p> <p style="text-align: center;"> 安来市長 </p> <p style="text-align: center;"> 境港市市長 </p> <p style="text-align: center;"> 米子市長 </p> <p style="text-align: center;"> 島根県警察本部 </p> <p style="text-align: center;"> 松江警察署 </p> <p style="text-align: center;"> 松江市消防本部 </p> <p style="text-align: center;"> 島根労働局 </p> <p style="text-align: center;"> 松江労働基準監督署 </p> <p style="text-align: center;"> 境海上保安部 </p> <p style="text-align: center;"> 原子力保安検査官 </p> <p style="text-align: center;"> 原子力防災専門官 </p> <p style="text-align: center;"> 内閣官房 </p> <p style="text-align: center;"> 経済産業大臣 (原子力安全・保安院原子力防災課) </p> <p style="text-align: center;"> 文部科学大臣 (原子力安全課防災環境対策室) </p> <p style="text-align: center;"> 中国四国産業保安監督部 電力安全課 </p> <p style="text-align: center;"> 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力事業課 </p> <p style="text-align: center;"> 内閣府(政策統括官付) </p> <p style="text-align: center;"> : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先 </p>	<p style="text-align: center;">別図4-1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p style="text-align: center;"> 原子力防災管理者 </p> <p style="text-align: center;"> 島根県知事 (原子力安全対策課) </p> <p style="text-align: center;"> 松江市市長 (原子力安全対策課) </p> <p style="text-align: center;"> 松江市鹿島支所長 (地域振興課) </p> <p style="text-align: center;"> 松江市島根支所長 (地域振興課) </p> <p style="text-align: center;"> 鳥取県知事 (危機対策・情報課) </p> <p style="text-align: center;"> 出雲市長 </p> <p style="text-align: center;"> 雲南市長 </p> <p style="text-align: center;"> 安来市長 </p> <p style="text-align: center;"> 境港市市長 </p> <p style="text-align: center;"> 米子市長 </p> <p style="text-align: center;"> 島根県警察本部 </p> <p style="text-align: center;"> 松江警察署 </p> <p style="text-align: center;"> 松江市消防本部 </p> <p style="text-align: center;"> 島根労働局 </p> <p style="text-align: center;"> 松江労働基準監督署 </p> <p style="text-align: center;"> 境海上保安部 </p> <p style="text-align: center;"> 原子力保安検査官 </p> <p style="text-align: center;"> 原子力防災専門官 </p> <p style="text-align: center;"> 内閣総理大臣 (内閣官房) </p> <p style="text-align: center;"> 原子力規制委員会 (原子力規制庁原子力防災課) </p> <p style="text-align: center;"> 経済産業省 (資源エネルギー庁原子力政策課) </p> <p style="text-align: center;"> 中国四国産業保安監督部 電力安全課 </p> <p style="text-align: center;"> 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 </p> <p style="text-align: center;"> 内閣府(政策統括官付) </p> <p style="text-align: center;"> : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先 </p>	<p style="text-align: center;">「現行」,「読み替え後」欄の等の付番は読み替え内容ではない。</p> <p style="text-align: center;">~ 原災法改正に伴う変更 (第10条第1項)</p> <p style="text-align: center;">平成24年9月14日付け「原子力規制委員会の設立に伴う当面の対応について(連絡)」(文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課)を受けた変更(削除)</p> <p style="text-align: center;">平成24年9月付け「(依頼)事故・故障等に係る情報の連絡について(資源エネルギー庁原子力政策課)」を受けた変更</p> <p style="text-align: center;">平成24年4月1日付け,中国経済産業局の組織改正に伴う変更</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図4-2 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働局 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 内閣官房 経済産業大臣 (原子力安全・保安院原子力防災課) 文部科学大臣 (原子力安全課防災環境対策室) 中国四国産業保安監督部 電力安全課 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力事業課 国土交通大臣 (事象発生が海上の場合) 海事局検査測度課 (事象発生が陸上の場合) 自動車局環境政策課 内閣府 (政策統括官付) <p>→ [] : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先</p>	<p>別図4-2 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働局 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 内閣総理大臣 (内閣官房) 原子力規制委員会 (原子力規制庁原子力防災課) 経済産業省 (資源エネルギー庁原子力政策課) 中国四国産業保安監督部 電力安全課 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 国土交通大臣 (事象発生が海上の場合) 海事局検査測度課 (事象発生が陸上の場合) 自動車局環境政策課 内閣府 (政策統括官付) <p>→ [] : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先</p>	<p>「現行」、「読み替え後」欄の等の付番は読み替え内容ではない。</p> <p>~ 原災法改正に伴う変更 (第10条第1項)</p> <p>平成24年9月付け「(依頼)事故・故障等に係る情報の連絡について(資源エネルギー庁原子力政策課)を受けた変更</p> <p>平成24年9月14日付け「原子力規制委員会の設立に伴う当面の対応について(連絡)」(文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課)を受けた変更(削除)</p> <p>平成24年4月1日付け、中国経済産業局の組織改正に伴う変更</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図5-1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>福島県知事 (原子力安全対策課)</p> <p>松江市長 (原子力安全対策課)</p> <p>松江市鹿島支所長 (地域振興課)</p> <p>松江市島根支所長 (地域振興課)</p> <p>福島県知事 (危機対策・情報課)</p> <p>出雲市長</p> <p>雲南市長</p> <p>安来市長</p> <p>境港市長</p> <p>米子市長</p> <p>福島県警察本部</p> <p>松江警察署</p> <p>松江市消防本部</p> <p>島根労働局</p> <p>松江労働基準監督署</p> <p>境海上保安部</p> <p>原子力保安検査官</p> <p>原子力防災専門官</p> <p>内閣官房</p> <p>経済産業大臣 (原子力安全・保安院原子力防災課)</p> <p>文部科学大臣 (原子力安全課防災環境対策室)</p> <p>中国四国産業保安監督部 電力安全課</p> <p>中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課</p> <p>オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会)</p> <p>福島県災害対策本部</p> <p>松江市災害対策本部</p> <p>原子力災害対策本部(内閣府内)又は関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>内閣府(政策統括官付)</p> <p>：原災法第25条第2項の規定に基づく応急措置の報告先</p> <p>：災害対策本部等が設置されている場合に限る</p>	<p>別図5-1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>福島県知事 (原子力安全対策課)</p> <p>松江市長 (原子力安全対策課)</p> <p>松江市鹿島支所長 (地域振興課)</p> <p>松江市島根支所長 (地域振興課)</p> <p>福島県知事 (危機対策・情報課)</p> <p>出雲市長</p> <p>雲南市長</p> <p>安来市長</p> <p>境港市長</p> <p>米子市長</p> <p>福島県警察本部</p> <p>松江警察署</p> <p>松江市消防本部</p> <p>島根労働局</p> <p>松江労働基準監督署</p> <p>境海上保安部</p> <p>原子力保安検査官</p> <p>原子力防災専門官</p> <p>内閣総理大臣 (内閣官房)</p> <p>原子力規制委員会 (原子力規制庁原子力防災課)</p> <p>経済産業省 (資源エネルギー庁原子力政策課)</p> <p>中国四国産業保安監督部 電力安全課</p> <p>中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課</p> <p>オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会)</p> <p>福島県災害対策本部</p> <p>松江市災害対策本部</p> <p>原子力災害対策本部(内閣府内)又は関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>内閣府(政策統括官付)</p> <p>：原災法第25条第2項の規定に基づく応急措置の報告先</p> <p>：災害対策本部等が設置されている場合に限る</p>	<p>「現行」,「読み替え後」欄の等の付番は読み替え内容ではない。</p> <p>～ 原災法改正に伴う変更 (第25条第2項)</p> <p>平成24年9月14日付け「原子力規制委員会の設立に伴う当面の対応について(連絡)」(文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課)を受けた変更(削除)</p> <p>平成24年9月付け「(依頼)事故・故障等に係る情報の連絡について(資源エネルギー庁原子力政策課)を受けた変更</p> <p>平成24年4月1日付け,中国経済産業局の組織改正に伴う変更</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図5-2 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働局 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 内閣官房 経済産業大臣 (原子力安全・保安院原子力防災課) 文部科学大臣 (原子力安全課防災環境対策室) 中国四国産業保安監督部 電力安全課 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力事業課 国土交通大臣 (事象発生が海上の場合) 海事局検査測度課 (事象発生が陸上の場合) 自動車局環境政策課 現地対策本部又はオフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会) 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 原子力災害対策本部(内閣府内)又は関係省庁事故対策連絡会議 内閣府(政策統括官付) <p>→ : 原災法第25条第2項の規定に基づく緊急措置の報告先</p> <p>→ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る</p>	<p>別図5-2 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働局 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 内閣総理大臣 (内閣官房) 原子力規制委員会 (原子力規制庁原子力防災課) 経済産業省 (資源エネルギー庁原子力政策課) 中国四国産業保安監督部 電力安全課 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 国土交通大臣 (事象発生が海上の場合) 海事局検査測度課 (事象発生が陸上の場合) 自動車局環境政策課 現地対策本部又はオフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会) 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 原子力災害対策本部(内閣府内)又は関係省庁事故対策連絡会議 内閣府(政策統括官付) <p>→ : 原災法第25条第2項の規定に基づく緊急措置の報告先</p> <p>→ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る</p>	<p>「現行」、「読み替え後」欄の等の付番は読み替え内容ではない。</p> <p>～ 原災法改正に伴う変更 (第25条第2項)</p> <p>平成24年9月付け「(依頼)事故・故障等に係る情報の連絡について(資源エネルギー庁原子力政策課)を受けた変更</p> <p>平成24年9月14日付け「原子力規制委員会の設立に伴う当面の対応について(連絡)」(文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課)を受けた変更(削除)</p> <p>平成24年4月1日付け、中国経済産業局の組織改正に伴う変更</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p style="text-align: center;">別図6 発電所緊急時対策要員の非常召集連絡経路</p> <p style="text-align: center;"> 連絡責任者 → 報告 → 原子力防災管理者 原子力防災管理者 → 発令 → 技術部課長(技術) 技術部課長(技術) → 非常召集 → 所内放送及び緊急時サイレン (通常勤務時間帯の場合) 技術部課長(技術) → 非常召集 → 発電所緊急時対策本部副本部長 技術部課長(技術) → 非常召集 → 発電所緊急時対策本部各班長 発電所緊急時対策本部各班長 → 発電所緊急時対策本部各班員 </p> <p>-----> 通常勤務時間帯以外の時間帯及び 所内放送で召集できない場合に連絡する経路</p>	<p style="text-align: center;">別図6 発電所緊急時対策要員の非常召集連絡経路</p> <p style="text-align: center;"> 連絡責任者 → 報告 → 原子力防災管理者 原子力防災管理者 → 発令 → 技術部課長(技術) 技術部課長(技術) → 非常召集 → 所内放送及び緊急時サイレン (通常勤務時間帯の場合) 技術部課長(技術) → 非常召集 → 発電所緊急時対策本部副本部長 技術部課長(技術) → 非常召集 → 発電所緊急時対策本部各班長 発電所緊急時対策本部各班長 → 発電所緊急時対策本部各班員 </p> <p>-----> 通常勤務時間帯以外の時間帯及び 所内放送で召集できない場合に連絡する経路</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>

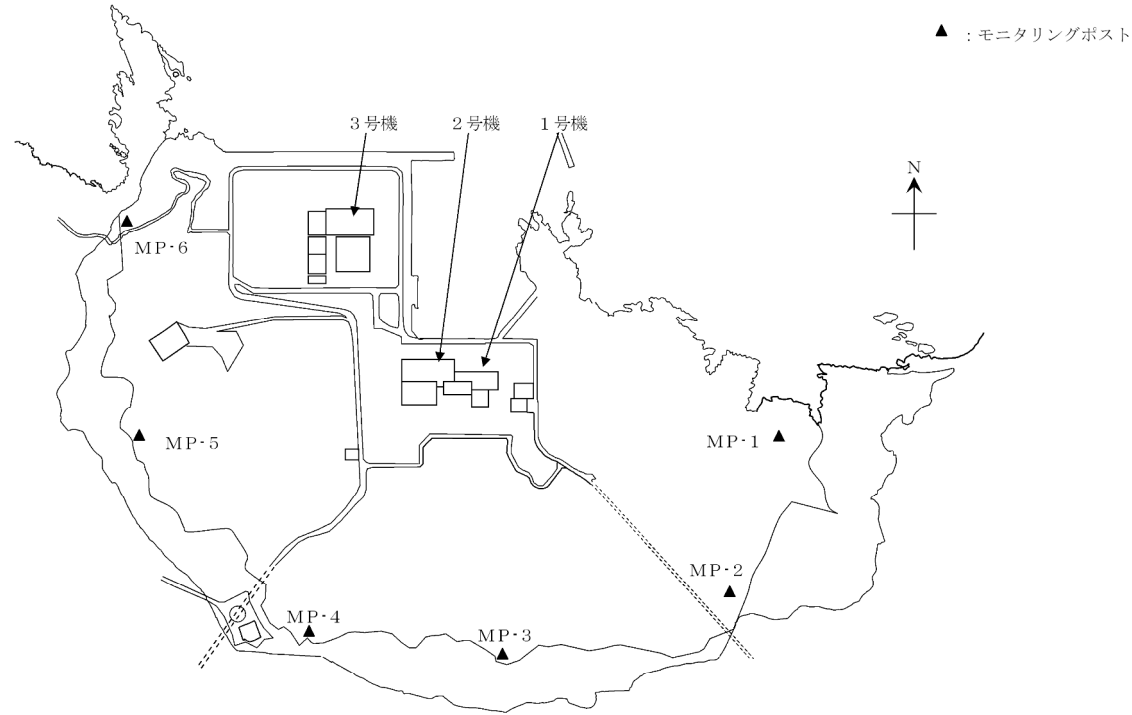
現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p style="text-align: center;">別図7 緊急時体制発令の伝達経路（事業本部等）</p> <pre> graph TD A[発電所原子力防災管理者] -- 報告 --> B[電源事業本部部長 (原子力管理)] B -- 報告 --> C[社 長] B -- 報告 --> D[コンプライアンス推進部門長] B -- 報告 --> E[電源事業本部長] B -- 発令 --> F[統括班長] B -- 発令 --> G[放射線班長] B -- 発令 --> H[技術班長] B -- 発令 --> I[広報班長] B -- 発令 --> J[総務班長] B -- 発令 --> K[警備班長] B -- 発令 --> L[資材班長] B -- 発令 --> M[労務班長] B -- 発令 --> N[工務班長] B -- 発令 --> O[系統運用班長] B -- 発令 --> P[通信班長] F --> F1[統括班員] G --> G1[放射線班員] H --> H1[技術班員] I --> I1[広報班員] J --> J1[総務班員] K --> K1[警備班員] L --> L1[資材班員] M --> M1[労務班員] N --> N1[工務班員] O --> O1[系統運用班員] P --> P1[通信班員] </pre>	<p style="text-align: center;">別図7 緊急時体制発令の伝達経路（事業本部等）</p> <pre> graph TD A[発電所原子力防災管理者] -- 報告 --> B[電源事業本部部長 (原子力管理)] B -- 報告 --> C[社 長] B -- 報告 --> D[コンプライアンス推進部門長] B -- 報告 --> E[電源事業本部長] B -- 発令 --> F[統括班長] B -- 発令 --> G[放射線班長] B -- 発令 --> H[技術班長] B -- 発令 --> I[広報班長] B -- 発令 --> J[総務班長] B -- 発令 --> K[警備班長] B -- 発令 --> L[資材班長] B -- 発令 --> M[労務班長] B -- 発令 --> N[工務班長] B -- 発令 --> O[系統運用班長] B -- 発令 --> P[通信班長] F --> F1[統括班員] G --> G1[放射線班員] H --> H1[技術班員] I --> I1[広報班員] J --> J1[総務班員] K --> K1[警備班員] L --> L1[資材班員] M --> M1[労務班員] N --> N1[工務班員] O --> O1[系統運用班員] P --> P1[通信班員] </pre>	<p>変更なし</p>

理由

変更なし

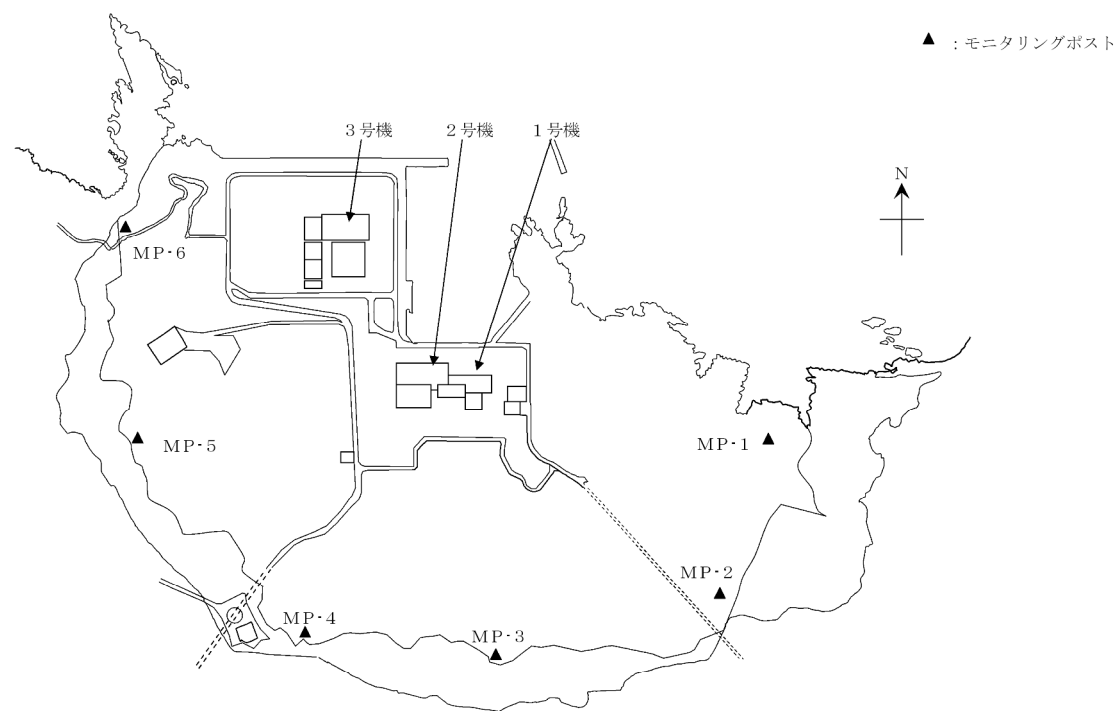
後
替
み
読

別図8 発電所敷地周辺の放射線測定設備



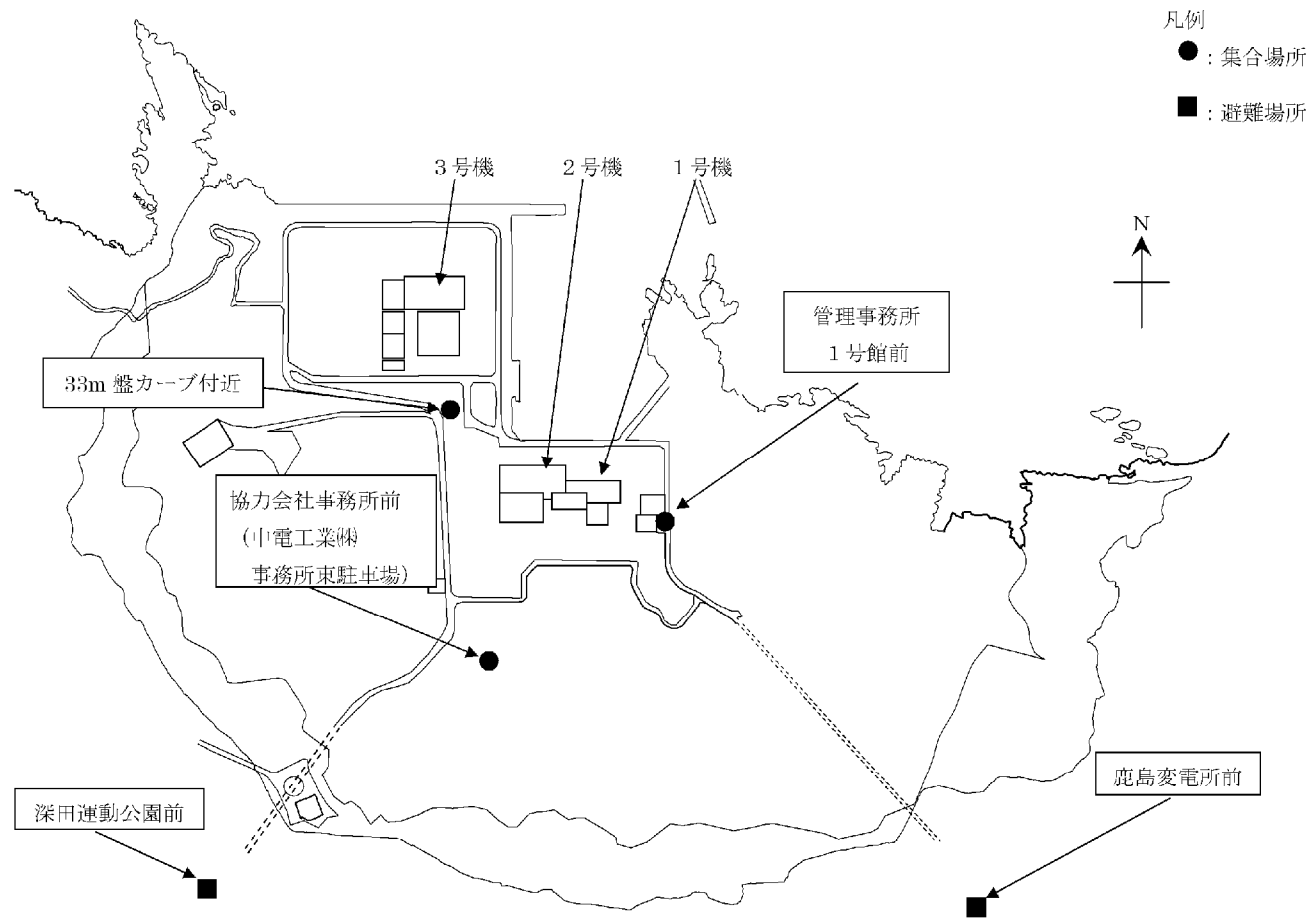
行
現

別図8 発電所敷地周辺の放射線測定設備

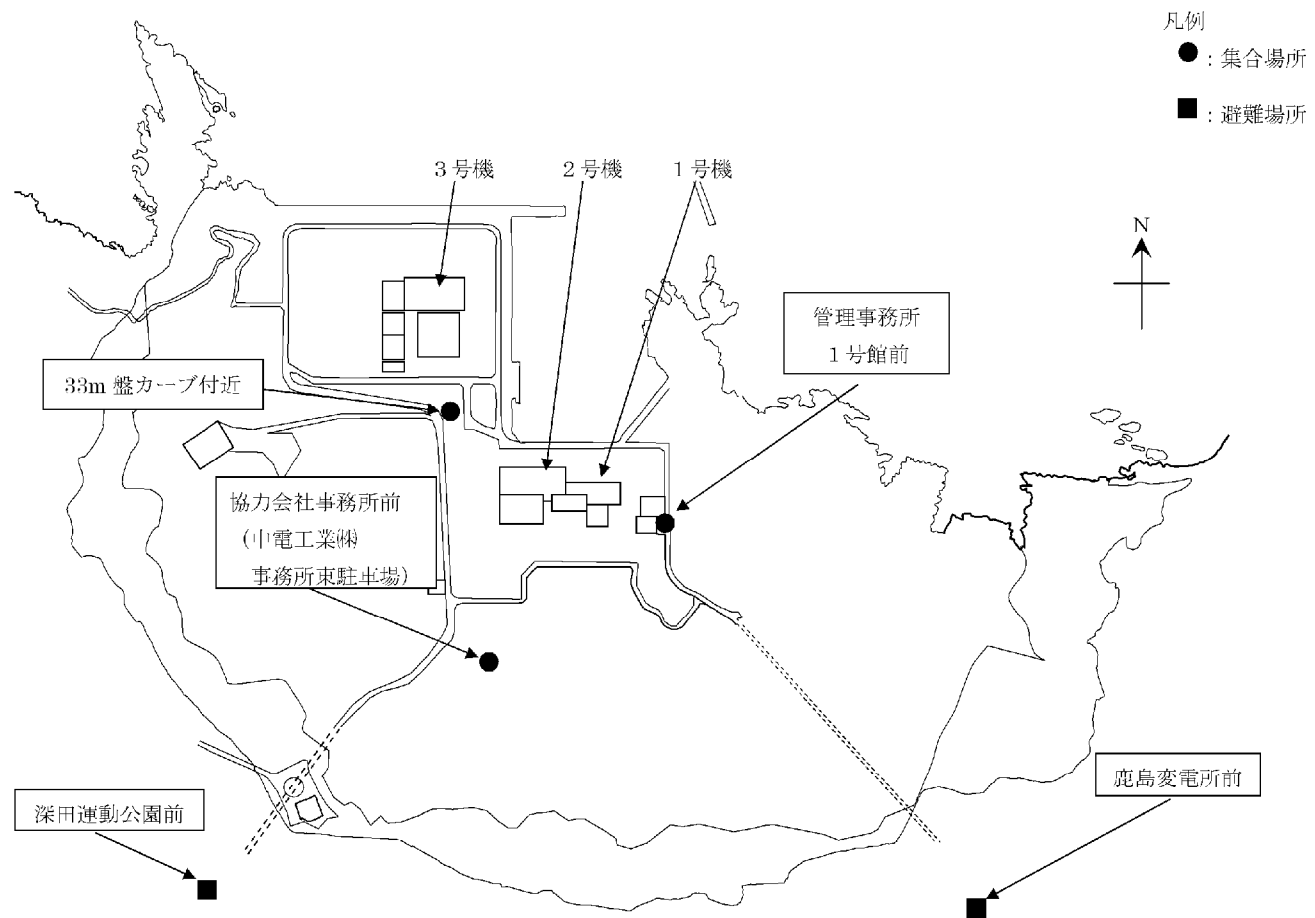


変更なし

別図9 発電所敷地内の集合場所と避難場所



別図9 発電所敷地内の集合場所と避難場所

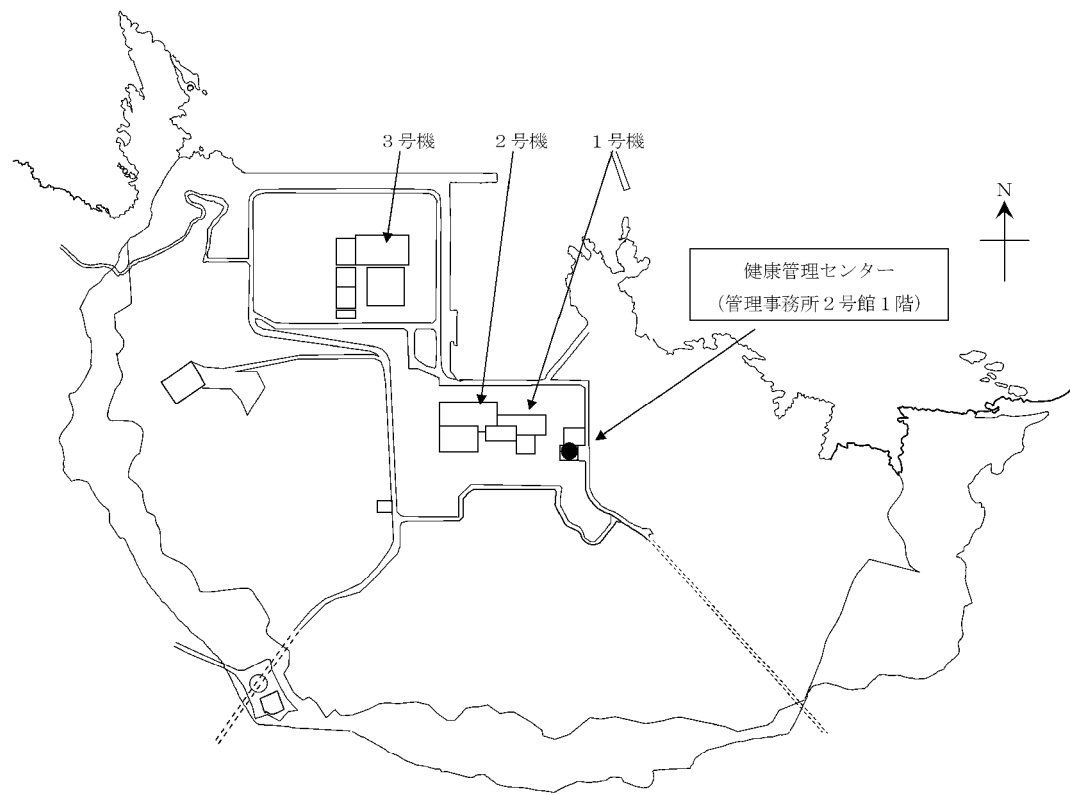


理由

変更なし

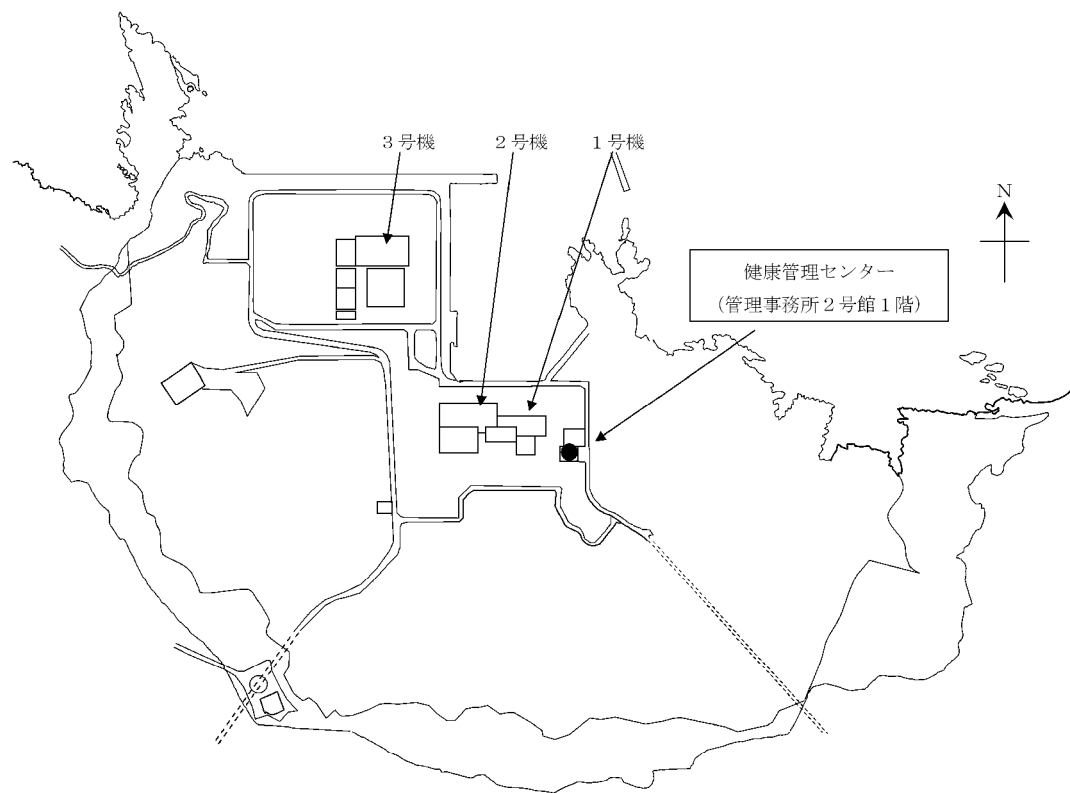
後
替
み
読

別図 10 発電所内の応急処置施設



現
行

別図 10 発電所内の応急処置施設



現 行		読 み 替 え 後		理 由
別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(1/7)		別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(1/7)		
略 称	法令	略 称	法令	
(1) 敷地境界放射線量上昇	<p>政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項(第1項に規定する基準) 法第10条第1項の政令で定める基準は、5µSv/hの放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項(第2項の定めるところ) 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>一 当該数値が1地点のみにおいて検出された場合(検出された時間が10分間未満であるときに限る。)</p> <p>二 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>政令第4条第3項(第3項の定めるところ) 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1µSv/h以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において主務省令で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>規則第5条(主務省令で定めるところ) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、第12条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>	<p>(1) 敷地境界放射線量上昇</p> <p>政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項(第1項に規定する基準) 法第10条第1項の政令で定める基準は、5µSv/hの放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項(第2項の定めるところ) 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>一 当該数値が1地点のみにおいて検出された場合(検出された時間が10分間未満であるときに限る。)</p> <p>二 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>政令第4条第3項(第3項の定めるところ) 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1µSv/h以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>規則第4条(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>	<p>原子力災害対策特別措置法施行令の改正に伴う変更 (第4条第3項)</p> <p>同上 (第4条第3項)</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更 (第4条)</p>	

現 行		読 み 替 え 後		理 由				
別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(2/7)		別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(2/7)						
略 称	法令	略 称	法令					
(2) 放射性物質通常 経路放出	政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒,排水口その他これらに類する場所において,当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量:5µSv/h (1)参照。 主務省令で定める基準,主務省令で定めるところ:規則第6条。添付参照。	(2) 放射性物質通常 経路放出	政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒,排水口その他これらに類する場所において,当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量:5µSv/h (1)参照。 原子力規制委員会規則で定める基準,原子力規制委員会規則で定めるところ:規則第5条。添付参照。	原子力災害対策特別措置法施行令の改正に伴う変更 (第4条第4項第2号)				
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として主務省令で定める区域をいう。)外の場所(前号に規定する場所を除く。)において,次に掲げる放射線量又は放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 イ 50µSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5µSv/hの放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質 規則第7条第1項(主務省令で定める区域) 令第4条第4項第3号に規定する区域は,次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ,それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。 (抜粋) <table border="1" data-bbox="379 1339 1169 1507"> <thead> <tr> <th>原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制法第23条第1項第1号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者においては,実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第1条第2項第4号に,(略)規定する管理区域。</td> </tr> </tbody> </table> 前号に規定する場所:当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒,排水口その他これらに類する場所。(2)参照。	原子炉設置者	規制法第23条第1項第1号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者においては,実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第1条第2項第4号に,(略)規定する管理区域。	(3) 火災爆発等による放射性物質放出	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。)外の場所(前号に規定する場所を除く。)において,次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 50µSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5µSv/hの放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質 規則第6条第1項(原子力規制委員会規則で定める区域) 令第4条第4項第3号に規定する区域は,次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ,それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。 (抜粋) <table border="1" data-bbox="1495 1381 2279 1549"> <thead> <tr> <th>原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制法第43条の4第1項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者においては,実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第1条第2項第4号に,(略)規定する管理区域。</td> </tr> </tbody> </table> 前号に規定する場所:当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒,排水口その他これらに類する場所。(2)参照。	原子炉設置者	規制法第43条の4第1項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者においては,実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第1条第2項第4号に,(略)規定する管理区域。	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更 (第4条第1項) 原子力災害対策特別措置法施行令の改正に伴う変更 (第4条第4項第3号) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更 (第6条第1項)
原子炉設置者								
規制法第23条第1項第1号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者においては,実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第1条第2項第4号に,(略)規定する管理区域。								
原子炉設置者								
規制法第43条の4第1項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者においては,実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第1条第2項第4号に,(略)規定する管理区域。								

現 行		読 み 替 え 後		理 由
別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(3/7)		別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(3/7)		
略 称	法 令	略 称	法 令	
	<p>規則第7条第3項(主務省令で定めるところ)</p> <p>令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。</p> <p>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>規則第7条第4項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>規則第7条第2項(主務省令で定める基準)</p> <p>令第4条第4項第3号口の主務省令で定める基準は、空气中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <p>一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度</p> <p>三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p>	<p>規則第6条第3項(原子力規制委員会規則で定めるところ)</p> <p>令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。</p> <p>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>規則第6条第4項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>規則第6条第2項(原子力規制委員会規則で定める基準)</p> <p>令第4条第4項第3号口の原子力規制委員会規則で定める基準は、空气中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <p>一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度</p> <p>三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p>	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更(第6条第3項)</p> <p>同上(第6条第4項)</p> <p>同上(第6条第2項)</p>	
(4) 事業所外運搬放射線量異常	<p>政令第4条第4項第4号</p> <p>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>規則第8条第1項(主務省令で定めるところ)</p> <p>令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>規則第8条第2項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>	(4) 事業所外運搬放射線量異常	<p>政令第4条第4項第4号</p> <p>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>規則第2条第1項(原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ)</p> <p>令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>規則第2条第2項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>原子力災害対策特別措置法施行令の改正に伴う変更(第4条第4項第4号)</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令の制定に伴う変更(第2条第1項,第2項)</p>

現 行		読 み 替 え 後		理 由
別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(4/7)		別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(4/7)		原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更 (第7条第1号, 第2号) (以下同じ)
略 称	法令	略 称	法令	
(5) スクラム失敗	規則第9条第1号イ(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材(略)により原子炉を停止することができないこと。	(5) スクラム失敗	規則第7条第1号イ(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材(略)により原子炉を停止することができないこと。	
(6) 原子炉冷却材喪失	規則第9条第1号イ(2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材(略)の漏えいが発生すること。	(6) 原子炉冷却材喪失	規則第7条第1号イ(2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材(略)の漏えいが発生すること。	
(7) 原子炉給水喪失	規則第9条第1号イ(3) 原子炉(略)の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)が作動しないこと。	(7) 原子炉給水喪失	規則第7条第1号イ(3) 原子炉(略)の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)が作動しないこと。	
(8) 原子炉除熱機能喪失	規則第9条第1号イ(5) 原子炉(略)の運転中に主復水器による当該原子炉からの熱を除去する機能(略)が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	(8) 原子炉除熱機能喪失	規則第7条第1号イ(5) 原子炉(略)の運転中に主復水器による当該原子炉からの熱を除去する機能(略)が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	
(9) 全交流電源喪失	規則第9条第1号イ(6) 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	(9) 全交流電源喪失	規則第7条第1号イ(6) 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	
(10) 直流電源喪失	規則第9条第1号イ(7) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	(10) 直流電源喪失	規則第7条第1号イ(7) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	
(11) 停止時原子炉水位異常低下	規則第9条第1号イ(8) 原子炉(略)の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位(略)まで低下すること。	(11) 停止時原子炉水位異常低下	規則第7条第1号イ(8) 原子炉(略)の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位(略)まで低下すること。	
(12) 燃料プール水位異常低下	規則第9条第1号イ(10) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。	(12) 燃料プール水位異常低下	規則第7条第1号イ(10) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。	
(13) 中央制御室使用不能	規則第9条第1号イ(11) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	(13) 中央制御室使用不能	規則第7条第1号イ(11) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	
(14) 原子炉外臨界	規則第9条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	(14) 原子炉外臨界	規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	

現 行		読 み 替 え 後		理 由
別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(5/7)		別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(5/7)		原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令の制定に伴う変更 (第3条第1項)
略 称	法令	略 称	法令	
(15) 事業所外運搬事故	規則第9条第3号 事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号,船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。) の場合にあつては,火災,爆発その他これらに類する事象の発生の際に,当該事象に起因して,当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	(15) 事業所外運搬事故	規則第3条第1項 事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号,船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。)に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	

現 行			読 み 替 え 後			理 由
別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(6/7)			別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(6/7)			原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更(第5条)
添付 原子力災害対策特別措置法施行規則第6条第1項の規定に基づく水準(1/2)			添付 原子力規制委員会規則第5条第1項の規定に基づく水準(1/2)			
場合	基準	検出	場合	基準	検出	
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値 ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値 ハ 水中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。 ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。 ハの値を10分間以上継続して検出すること。	一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値 ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値 ハ 水中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。 ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。 ハの値を10分間以上継続して検出すること。	
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値 ハ 水中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。 ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。 ハの値を10分間以上継続して検出すること。	二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値 ハ 水中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。 ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。 ハの値を10分間以上継続して検出すること。	

現 行	読 み 替 え 後	理 由																								
<p>別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(7/7)</p> <p>添付 原子力災害対策特別措置法施行規則第6条第1項の規定に基づく水準(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場合</th> <th>基準</th> <th>検出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合</td> <td>イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値</td> <td>イの値を10分以上継続して検出すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値</td> <td>ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度(当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</td> <td>ハの値を10分以上継続して検出すること。</td> </tr> </tbody> </table>	場合	基準	検出	三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値	イの値を10分以上継続して検出すること		ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値	ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。		ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度(当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分以上継続して検出すること。	<p>別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準(7/7)</p> <p>添付 原子力規制委員会規則第5条第1項の規定に基づく水準(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場合</th> <th>基準</th> <th>検出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合</td> <td>イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値</td> <td>イの値を10分以上継続して検出すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値</td> <td>ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度(当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</td> <td>ハの値を10分以上継続して検出すること。</td> </tr> </tbody> </table>	場合	基準	検出	三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値	イの値を10分以上継続して検出すること		ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値	ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。		ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度(当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分以上継続して検出すること。	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更(第5条)</p>
場合	基準	検出																								
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値	イの値を10分以上継続して検出すること																								
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値	ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。																								
	ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度(当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分以上継続して検出すること。																								
場合	基準	検出																								
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値	イの値を10分以上継続して検出すること																								
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数を乗じて得た値	ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。																								
	ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度(当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分以上継続して検出すること。																								

現 行		読 み 替 え 後		理 由
別表2 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準(1/4)		別表2 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準(1/4)		
略 称	法令	略 称	法令	
(1) 敷地境界放射線 量上昇	<p>法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合</p> <p>政令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備) 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係隣接都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第6条第2項(政令で定める測定方法) 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>政令第6条第3項(政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量(法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が5µSv/h以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第4条第3項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量)又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量500µSv/h 二 (以下、略)</p>	<p>(1) 敷地境界放射線 量上昇</p> <p>法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合</p> <p>政令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備) 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第6条第2項(政令で定める測定方法) 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>政令第6条第3項(政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量(法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が5µSv/h以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第4条第3項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量)又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量500µSv/h 二 (以下、略)</p>	<p>原災法改正に伴う変更 (第15条第1項)</p> <p>原子力災害対策特別措置法施行令の改正に伴う変更 (第6条第1項)</p>	
(2) 放射性物質通常 経路放出	<p>政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>規則第19条(主務省令で定める基準及び主務省令で定めるところ) 令第6条第4項第1号の主務省令で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第6条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に100を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>(2) 放射性物質通常 経路放出</p> <p>政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>規則第12条(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に100を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>原子力災害対策特別措置法施行令の改正に伴う変更 (第6条第4項)</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更 (第12条)</p>	

現 行		読 み 替 え 後		理 由
別表2 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準(2/4)		別表2 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準(2/4)		
略 称	法令	略 称	法令	
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>政令第6条第3項</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h</p> <p>三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号</p> <p>第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>規則第20条(主務省令で定める基準及び主務省令で定めるところ)</p> <p>令第6条第4項第2号の主務省令で定める基準は、第7条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>(3)</p> <p>火災爆発等による放射性物質放出</p> <p>政令第6条第3項</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h</p> <p>三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号</p> <p>第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>規則第13条(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ)</p> <p>令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>原子力災害対策特別措置法施行令の改正に伴う変更 (第6条第4項)</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更 (第13条)</p>	
(4) 事業所外運搬放射線量上昇	<p>政令第6条第3項</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p>	(4) 事業所外運搬放射線量上昇	<p>政令第6条第3項</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p>	
(5) 原子炉外臨界	<p>政令第6条第4項第3号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>	(5) 原子炉外臨界	<p>政令第6条第4項第3号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>	
(6) 原子炉停止機能喪失	<p>規則第21条第1号イ</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。</p>	(6) 原子炉停止機能喪失	<p>規則第14条第1項イ</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。</p>	同上 (第14条第1項)
(7) ECCS作動失敗	<p>規則第21条第1号ロ</p> <p>原子炉(略)の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合(略)において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p>	(7) ECCS作動失敗	<p>規則第14条第1項ロ</p> <p>原子炉(略)の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合(略)において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p>	同上 (第14条第1項)

現 行		読 み 替 え 後		理 由
別表2 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準(3/4)		別表2 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準(3/4)		原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更 (第14条第1項) (以下同じ)
略 称	法令	略 称	法令	
(8) 格納容器圧力上昇	規則第2.1条第1号ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。	(8) 格納容器圧力上昇	規則第1.4条第1項ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。	
(9) 圧力抑制機能喪失	規則第2.1条第1号ニ 原子炉(略)の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	(9) 圧力抑制機能喪失	規則第1.4条第1項ニ 原子炉(略)の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	
(10) 原子炉冷却機能喪失	規則第2.1条第1号ホ 原子炉の運転中(沸騰水型軽水炉等及び加圧水型軽水炉についてはすべての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。)において、原子炉を冷却するすべての機能(略)が喪失すること。	(10) 原子炉冷却機能喪失	規則第1.4条第1項ホ 原子炉の運転中(沸騰水型軽水炉等及び加圧水型軽水炉についてはすべての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。)において、原子炉を冷却するすべての機能(略)が喪失すること。	
(11) 直流電源喪失	規則第2.1条第1号ヘ 原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	(11) 直流電源喪失	規則第1.4条第1項ヘ 原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	
(12) 炉心溶融	規則第2.1条第1号ト 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。	(12) 炉心溶融	規則第1.4条第1項ト 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。	
(13) 停止時原子炉水位低下	規則第2.1条第1号チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。	(13) 停止時原子炉水位低下	規則第1.4条第1項チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。	
(14) 中央制御室等使用不能	規則第2.1条第1号ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	(14) 中央制御室等使用不能	規則第1.4条第1項ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	

現 行		読 み 替 え 後		理 由
別表2 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準(4/4)		別表2 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準(4/4)		原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令の制定に伴う変更 (第4条)
略 称	法令	略 称	法令	
(15) 事業所外運搬事故	規則第21条第2号 事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項, 危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。)の場合にあっては, 火災, 爆発その他これらに類する事象の発生の際に, 当該事象に起因して, 放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一, 別表第二, 別表第三, 別表第四, 別表第五又は別表第六の第一欄, 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一, 別表第二, 別表第三, 別表第四, 別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二, 別表第三, 別表第四, 別表第五, 別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。)に応じ, それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄, 別表第二の第三欄, 別表第三の第三欄, 別表第四の第二欄, 別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄, 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄, 別表第二の第三欄, 別表第三の第三欄, 別表第四の第二欄, 別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄, 別表第三の第三欄, 別表第四の第三欄, 別表第五の第二欄, 別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	(15) 事業所外運搬事故	規則第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は, 火災, 爆発その他これらに類する事象の発生の際に, 当該事象に起因して, 放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一, 別表第二, 別表第三, 別表第四, 別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二, 別表第三, 別表第四, 別表第五, 別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。)に応じ, それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄, 別表第二の第三欄, 別表第三の第三欄, 別表第四の第二欄, 別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄, 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄, 別表第二の第三欄, 別表第三の第三欄, 別表第四の第二欄, 別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄, 別表第三の第三欄, 別表第四の第三欄, 別表第五の第二欄, 別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	

現 行	読 み 替 え 後	理 由																																																																														
<p style="text-align: center;">別表3 原子力防災要員の職務と配置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">原子力防災要員の職務</th> <th style="width: 15%;">配 置</th> <th style="width: 15%;">原子力防災組織の班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び主務大臣，関係地方公共団体の長その他の関係者と連絡調整</td> <td>発電所内</td> <td>情報班 広報班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力</td> <td>発電所内</td> <td>情報班</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター</td> <td>副防災管理者 情報班 技術班 放射線管理班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td> <td>発電所内</td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター</td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td> <td>発電所内</td> <td>放射線管理班 プラント監視班</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター</td> <td>放射線管理班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力災害発生又は拡大の防止のための措置の実施</td> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>技術班 プラント監視班</td> </tr> <tr> <td>復旧班 プラント監視班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線物質による汚染の除去</td> <td>発電所内</td> <td>放射線管理班</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター</td> <td>放射線管理班</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>支援班</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送</td> <td>発電所内</td> <td>支援班</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導</td> <td>発電所内</td> <td>支援班</td> </tr> </tbody> </table>	原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び主務大臣，関係地方公共団体の長その他の関係者と連絡調整	発電所内	情報班 広報班	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	発電所内	情報班	オフサイトセンター	副防災管理者 情報班 技術班 放射線管理班	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班	オフサイトセンター	広報班	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	放射線管理班 プラント監視班	オフサイトセンター	放射線管理班	原子力災害発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	技術班 プラント監視班	復旧班 プラント監視班	放射線物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班	オフサイトセンター	放射線管理班	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	支援班	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	支援班	原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	発電所内	支援班	<p style="text-align: center;">別表3 原子力防災要員の職務と配置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">原子力防災要員の職務</th> <th style="width: 15%;">配 置</th> <th style="width: 15%;">原子力防災組織の班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣，原子力規制委員会及び国土交通大臣），関係地方公共団体の長その他の関係者と連絡調整</td> <td>発電所内</td> <td>情報班 広報班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力</td> <td>発電所内</td> <td>情報班</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター</td> <td>副防災管理者 情報班 技術班 放射線管理班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td> <td>発電所内</td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター</td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td> <td>発電所内</td> <td>放射線管理班 プラント監視班</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター</td> <td>放射線管理班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力災害発生又は拡大の防止のための措置の実施</td> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>技術班 プラント監視班</td> </tr> <tr> <td>復旧班 プラント監視班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線物質による汚染の除去</td> <td>発電所内</td> <td>放射線管理班</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター</td> <td>放射線管理班</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>支援班</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送</td> <td>発電所内</td> <td>支援班</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導</td> <td>発電所内</td> <td>支援班</td> </tr> </tbody> </table>	原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣，原子力規制委員会及び国土交通大臣），関係地方公共団体の長その他の関係者と連絡調整	発電所内	情報班 広報班	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	情報班	オフサイトセンター	副防災管理者 情報班 技術班 放射線管理班	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班	オフサイトセンター	広報班	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	放射線管理班 プラント監視班	オフサイトセンター	放射線管理班	原子力災害発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	技術班 プラント監視班	復旧班 プラント監視班	放射線物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班	オフサイトセンター	放射線管理班	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	支援班	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	支援班	原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	発電所内	支援班	<p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更 (第2条第1項第1号)</p> <p>同上 (第2条第1項第2号)</p>
原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名																																																																														
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び主務大臣，関係地方公共団体の長その他の関係者と連絡調整	発電所内	情報班 広報班																																																																														
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	発電所内	情報班																																																																														
	オフサイトセンター	副防災管理者 情報班 技術班 放射線管理班																																																																														
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班																																																																														
	オフサイトセンター	広報班																																																																														
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	放射線管理班 プラント監視班																																																																														
	オフサイトセンター	放射線管理班																																																																														
原子力災害発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	技術班 プラント監視班																																																																														
		復旧班 プラント監視班																																																																														
放射線物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班																																																																														
	オフサイトセンター	放射線管理班																																																																														
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	支援班																																																																														
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	支援班																																																																														
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	発電所内	支援班																																																																														
原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名																																																																														
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣，原子力規制委員会及び国土交通大臣），関係地方公共団体の長その他の関係者と連絡調整	発電所内	情報班 広報班																																																																														
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	情報班																																																																														
	オフサイトセンター	副防災管理者 情報班 技術班 放射線管理班																																																																														
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班																																																																														
	オフサイトセンター	広報班																																																																														
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	放射線管理班 プラント監視班																																																																														
	オフサイトセンター	放射線管理班																																																																														
原子力災害発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	技術班 プラント監視班																																																																														
		復旧班 プラント監視班																																																																														
放射線物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班																																																																														
	オフサイトセンター	放射線管理班																																																																														
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	支援班																																																																														
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	支援班																																																																														
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	発電所内	支援班																																																																														

現 行	読 み 替 え 後	理 由																												
<p style="text-align: center;">別表4 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 料 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 島根原子力発電所サイト周辺地図 島根原子力発電所周辺地図(1/25,000) 島根原子力発電所周辺地図(1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 島根原子力発電所サイト周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 島根原子力発電所周辺環境モニタリング関係データ 空間線量モニタリング配置図 環境試料サンプリング位置図 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>4. 島根原子力発電所周辺人口関連データ 方位別人口分布図 集落の人口分布図 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>5. 島根原子力発電所原子炉設置(変更)許可申請書</td> </tr> <tr> <td>6. 島根原子力発電所系統図及び配置図(各ユニット) 系統図 プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>7. 島根原子力発電所防災関係規程類 原子炉施設保安規定 原子力事業者防災業務計画 異常事象発生時の対応要領</td> </tr> <tr> <td>8. 島根原子力発電所気象観測データ 統計処理データ 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>9. 島根原子力発電所主要系統模式図(各ユニット)</td> </tr> <tr> <td>10. 島根原子力発電所プラント主要設備概要(各ユニット)</td> </tr> <tr> <td>11. プラント関係プロセス及びエリア放射線計測配置図(各ユニット)</td> </tr> <tr> <td>12. 原子炉安全保護系ロジック一覧表(各ユニット)</td> </tr> <tr> <td>13. 事故時操作要領書</td> </tr> </tbody> </table>	資 料 名	1. 島根原子力発電所サイト周辺地図 島根原子力発電所周辺地図(1/25,000) 島根原子力発電所周辺地図(1/50,000)	2. 島根原子力発電所サイト周辺航空写真パネル	3. 島根原子力発電所周辺環境モニタリング関係データ 空間線量モニタリング配置図 環境試料サンプリング位置図 環境モニタリング測定データ	4. 島根原子力発電所周辺人口関連データ 方位別人口分布図 集落の人口分布図 市町村人口表	5. 島根原子力発電所原子炉設置(変更)許可申請書	6. 島根原子力発電所系統図及び配置図(各ユニット) 系統図 プラント配置図	7. 島根原子力発電所防災関係規程類 原子炉施設保安規定 原子力事業者防災業務計画 異常事象発生時の対応要領	8. 島根原子力発電所気象観測データ 統計処理データ 毎時観測データ	9. 島根原子力発電所主要系統模式図(各ユニット)	10. 島根原子力発電所プラント主要設備概要(各ユニット)	11. プラント関係プロセス及びエリア放射線計測配置図(各ユニット)	12. 原子炉安全保護系ロジック一覧表(各ユニット)	13. 事故時操作要領書	<p style="text-align: center;">別表4 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 料 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 島根原子力発電所サイト周辺地図 島根原子力発電所周辺地図(1/25,000) 島根原子力発電所周辺地図(1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 島根原子力発電所サイト周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 島根原子力発電所周辺環境モニタリング関係データ 空間線量モニタリング配置図 環境試料サンプリング位置図 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>4. 島根原子力発電所周辺人口関連データ 方位別人口分布図 集落の人口分布図 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>5. 島根原子力発電所原子炉設置(変更)許可申請書</td> </tr> <tr> <td>6. 島根原子力発電所系統図及び配置図(各ユニット) 系統図 プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>7. 島根原子力発電所防災関係規程類 原子炉施設保安規定 原子力事業者防災業務計画 異常事象発生時の対応要領</td> </tr> <tr> <td>8. 島根原子力発電所気象観測データ 統計処理データ 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>9. 島根原子力発電所主要系統模式図(各ユニット)</td> </tr> <tr> <td>10. 島根原子力発電所プラント主要設備概要(各ユニット)</td> </tr> <tr> <td>11. プラント関係プロセス及びエリア放射線計測配置図(各ユニット)</td> </tr> <tr> <td>12. 原子炉安全保護系ロジック一覧表(各ユニット)</td> </tr> <tr> <td>13. 事故時操作要領書</td> </tr> </tbody> </table>	資 料 名	1. 島根原子力発電所サイト周辺地図 島根原子力発電所周辺地図(1/25,000) 島根原子力発電所周辺地図(1/50,000)	2. 島根原子力発電所サイト周辺航空写真パネル	3. 島根原子力発電所周辺環境モニタリング関係データ 空間線量モニタリング配置図 環境試料サンプリング位置図 環境モニタリング測定データ	4. 島根原子力発電所周辺人口関連データ 方位別人口分布図 集落の人口分布図 市町村人口表	5. 島根原子力発電所原子炉設置(変更)許可申請書	6. 島根原子力発電所系統図及び配置図(各ユニット) 系統図 プラント配置図	7. 島根原子力発電所防災関係規程類 原子炉施設保安規定 原子力事業者防災業務計画 異常事象発生時の対応要領	8. 島根原子力発電所気象観測データ 統計処理データ 毎時観測データ	9. 島根原子力発電所主要系統模式図(各ユニット)	10. 島根原子力発電所プラント主要設備概要(各ユニット)	11. プラント関係プロセス及びエリア放射線計測配置図(各ユニット)	12. 原子炉安全保護系ロジック一覧表(各ユニット)	13. 事故時操作要領書	<p style="text-align: center;">原災法改正に伴う変更 (第12条第4項)</p>
資 料 名																														
1. 島根原子力発電所サイト周辺地図 島根原子力発電所周辺地図(1/25,000) 島根原子力発電所周辺地図(1/50,000)																														
2. 島根原子力発電所サイト周辺航空写真パネル																														
3. 島根原子力発電所周辺環境モニタリング関係データ 空間線量モニタリング配置図 環境試料サンプリング位置図 環境モニタリング測定データ																														
4. 島根原子力発電所周辺人口関連データ 方位別人口分布図 集落の人口分布図 市町村人口表																														
5. 島根原子力発電所原子炉設置(変更)許可申請書																														
6. 島根原子力発電所系統図及び配置図(各ユニット) 系統図 プラント配置図																														
7. 島根原子力発電所防災関係規程類 原子炉施設保安規定 原子力事業者防災業務計画 異常事象発生時の対応要領																														
8. 島根原子力発電所気象観測データ 統計処理データ 毎時観測データ																														
9. 島根原子力発電所主要系統模式図(各ユニット)																														
10. 島根原子力発電所プラント主要設備概要(各ユニット)																														
11. プラント関係プロセス及びエリア放射線計測配置図(各ユニット)																														
12. 原子炉安全保護系ロジック一覧表(各ユニット)																														
13. 事故時操作要領書																														
資 料 名																														
1. 島根原子力発電所サイト周辺地図 島根原子力発電所周辺地図(1/25,000) 島根原子力発電所周辺地図(1/50,000)																														
2. 島根原子力発電所サイト周辺航空写真パネル																														
3. 島根原子力発電所周辺環境モニタリング関係データ 空間線量モニタリング配置図 環境試料サンプリング位置図 環境モニタリング測定データ																														
4. 島根原子力発電所周辺人口関連データ 方位別人口分布図 集落の人口分布図 市町村人口表																														
5. 島根原子力発電所原子炉設置(変更)許可申請書																														
6. 島根原子力発電所系統図及び配置図(各ユニット) 系統図 プラント配置図																														
7. 島根原子力発電所防災関係規程類 原子炉施設保安規定 原子力事業者防災業務計画 異常事象発生時の対応要領																														
8. 島根原子力発電所気象観測データ 統計処理データ 毎時観測データ																														
9. 島根原子力発電所主要系統模式図(各ユニット)																														
10. 島根原子力発電所プラント主要設備概要(各ユニット)																														
11. プラント関係プロセス及びエリア放射線計測配置図(各ユニット)																														
12. 原子炉安全保護系ロジック一覧表(各ユニット)																														
13. 事故時操作要領書																														
<p>原災法第12条第4項の規定に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、経済産業大臣に提出する資料</p>	<p>原災法第12条第4項の規定に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料</p>																													

現 行	読 み 替 え 後	理 由																
<p>別表5 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準</p> <table border="1" data-bbox="249 380 1181 1146"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標</td> <td>性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合</td> </tr> <tr> <td>服用対象者</td> <td>40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、甲状腺機能低下症を予防するため、40歳以上の防災業務関係者に対して、念のため、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者 </td> </tr> <tr> <td>服用量</td> <td>医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg，ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合	服用対象者	40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、甲状腺機能低下症を予防するため、40歳以上の防災業務関係者に対して、念のため、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者 	服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg，ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。	<p>別表5 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準</p> <table border="1" data-bbox="1359 380 2291 1146"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標</td> <td>性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合</td> </tr> <tr> <td>服用対象者</td> <td>40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、甲状腺機能低下症を予防するため、40歳以上の防災業務関係者に対して、念のため、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者 </td> </tr> <tr> <td>服用量</td> <td>医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg，ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合	服用対象者	40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、甲状腺機能低下症を予防するため、40歳以上の防災業務関係者に対して、念のため、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者 	服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg，ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。	<p>変更なし</p>
項目	内容																	
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合																	
服用対象者	40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、甲状腺機能低下症を予防するため、40歳以上の防災業務関係者に対して、念のため、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者 																	
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg，ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。																	
項目	内容																	
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合																	
服用対象者	40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、甲状腺機能低下症を予防するため、40歳以上の防災業務関係者に対して、念のため、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者 																	
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg，ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。																	

理由

変更なし

後
替
み
読

別表6 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材等の貸与		備考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	副原子力防災管理者	1人	配管計装線図	1式	
	技術班	1人	機器配置図	1式	
	情報班	1人	設備関係資料(必要な資料のみ)	1式	
	放射線管理班	5人	業務車	2台	
	広報班	2人	広報車	1台	
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	10人	シンチレーションサーベイメータ	2台	放射線測定車に搭載
			電離箱サーベイメータ	10台	
			中性子用サーベイメータ	1台	
			汚染密度測定用サーベイメータ	5台	
			線サーベイメータ	1台	
			熱蛍光線量計(TLD)	100個	
			ガラスバッジ(中性子線測定機能付)	50個	
			ダスト・ヨウ素サンブラ	10台	
			放射線測定車	1台	
			ダストモニタ	1台	
			ヨウ素モニタ	1台	
			モニタリングポスト	6台	
			移動式モニタリングポスト	3台	
			シンチレーション式モニタ(車載)	1台	
		ダストステーション	1台		
周辺住民の避難に関する事項	支援班	10人			周辺住民に対する避難・誘導等

現
行

別表6 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材等の貸与		備考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	副原子力防災管理者	1人	配管計装線図	1式	
	技術班	1人	機器配置図	1式	
	情報班	1人	設備関係資料(必要な資料のみ)	1式	
	放射線管理班	5人	業務車	2台	
	広報班	2人	広報車	1台	
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	10人	シンチレーションサーベイメータ	2台	放射線測定車に搭載
			電離箱サーベイメータ	10台	
			中性子用サーベイメータ	1台	
			汚染密度測定用サーベイメータ	5台	
			線サーベイメータ	1台	
			熱蛍光線量計(TLD)	100個	
			ガラスバッジ(中性子線測定機能付)	50個	
			ダスト・ヨウ素サンブラ	10台	
			放射線測定車	1台	
			ダストモニタ	1台	
			ヨウ素モニタ	1台	
			モニタリングポスト	6台	
			移動式モニタリングポスト	3台	
			シンチレーション式モニタ(車載)	1台	
		ダストステーション	1台		
周辺住民の避難に関する事項	支援班	10人			周辺住民に対する避難・誘導等

理由

変更なし

後
え
替
み
読

別表7 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与		備考
広報活動に関する事項	副原子力防災管理者	1人			放射線測定車に搭載
	広報班	1人			
	情報班	1人			
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	2人	シンチレーションサーベイメータ	2台	
			電離箱サーベイメータ	10台	
			中性子用サーベイメータ	1台	
			汚染密度測定用サーベイメータ	5台	
			線サーベイメータ	1台	
			熱蛍光線量計（TLD）	100個	
			ガラスバッジ（中性子線測定機能付）	50個	
			ダスト・ヨウ素サンブラ	10台	
			放射線測定車	1台	
			ダストモニタ	1台	
			ヨウ素モニタ	1台	
			モニタリングポスト	6台	
			移動式モニタリングポスト	3台	
			シンチレーション式モニタ（車載）	1台	
ダストステーション	1台				

現
行

別表7 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与		備考
広報活動に関する事項	副原子力防災管理者	1人			放射線測定車に搭載
	広報班	1人			
	情報班	1人			
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	2人	シンチレーションサーベイメータ	2台	
			電離箱サーベイメータ	10台	
			中性子用サーベイメータ	1台	
			汚染密度測定用サーベイメータ	5台	
			線サーベイメータ	1台	
			熱蛍光線量計（TLD）	100個	
			ガラスバッジ（中性子線測定機能付）	50個	
			ダスト・ヨウ素サンブラ	10台	
			放射線測定車	1台	
			ダストモニタ	1台	
			ヨウ素モニタ	1台	
			モニタリングポスト	6台	
			移動式モニタリングポスト	3台	
			シンチレーション式モニタ（車載）	1台	
ダストステーション	1台				

理由

変更なし

後
替
み
読

別表8 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与		備考		
環境放射線モニタリング， 汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	10人	シンチレーションサーベイメータ	2台	放射線測定車に搭載		
			電離箱サーベイメータ	10台			
			中性子用サーベイメータ	1台			
			汚染密度測定用サーベイメータ	5台			
			線サーベイメータ	1台			
			熱蛍光線量計（TLD）	100個			
			ガラスバッジ（中性子線測定機能付）	50個			
			ダスト・ヨウ素サンプラ	10台			
			放射線測定車	1台			
			ダストモニタ	1台			
			ヨウ素モニタ	1台			

現
行

別表8 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与		備考		
環境放射線モニタリング， 汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	10人	シンチレーションサーベイメータ	2台	放射線測定車に搭載		
			電離箱サーベイメータ	10台			
			中性子用サーベイメータ	1台			
			汚染密度測定用サーベイメータ	5台			
			線サーベイメータ	1台			
			熱蛍光線量計（TLD）	100個			
			ガラスバッジ（中性子線測定機能付）	50個			
			ダスト・ヨウ素サンプラ	10台			
			放射線測定車	1台			
			ダストモニタ	1台			
			ヨウ素モニタ	1台			

現 行	読 み 替 え 後	理 由																				
<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>経済産業大臣</u> 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (担当者 所属 電話)</p> <p>別添のとおり，原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td>当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議した都道府県知事及び市町村長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定される要旨の公表の方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。</p> <p>2 協議が調っていない場合には，「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。</p> <p>3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日	原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日	協議した都道府県知事及び市町村長		予定される要旨の公表の方法		<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>内閣総理大臣，原子力規制委員会</u> 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (担当者 所属 電話)</p> <p>別添のとおり，原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td>当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議した都道府県知事及び市町村長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定される要旨の公表の方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。</p> <p>2 協議が調っていない場合には，「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。</p> <p>3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日	原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日	協議した都道府県知事及び市町村長		予定される要旨の公表の方法		<p>原災法改正に伴う変更 (第 7 条第 3 項)</p>
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1																					
当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日																					
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日																					
協議した都道府県知事及び市町村長																						
予定される要旨の公表の方法																						
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1																					
当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日																					
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日																					
協議した都道府県知事及び市町村長																						
予定される要旨の公表の方法																						

現 行	読 み 替 え 後	理 由																																																																								
<p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p style="text-align: center;">原子力防災要員現況届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>経済産業大臣，島根県知事，松江市長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (担当者 所属 電話)</p> <p>原子力防災組織の原子力防災要員の現況について，原子力災害対策特別措置法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td>業務の種類別</td> <td>防災要員の職制</td> <td>その他の防災要員</td> </tr> <tr> <td>情報の整理，関係者との連絡調整</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>広 報</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定その他の状況の把握</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>施設設備の整備・点検，応急の復旧</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>医療に関する措置</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。 2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1		業務の種類別	防災要員の職制	その他の防災要員	情報の整理，関係者との連絡調整		名	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名	広 報		名	放射線量の測定その他の状況の把握		名	原子力災害の発生又は拡大の防止		名	施設設備の整備・点検，応急の復旧		名	放射性物質による汚染の除去		名	医療に関する措置		名	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名	原子力事業所内の警備等		名	<p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p style="text-align: center;">原子力防災要員現況届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>原子力規制委員会，島根県知事，松江市長，鳥取県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (担当者 所属 電話)</p> <p>原子力防災組織の原子力防災要員の現況について，原子力災害対策特別措置法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td>業務の種類別</td> <td>防災要員の職制</td> <td>その他の防災要員</td> </tr> <tr> <td>情報の整理，関係者との連絡調整</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>広 報</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定その他の状況の把握</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>施設設備の整備・点検，応急の復旧</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>医療に関する措置</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。 2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1		業務の種類別	防災要員の職制	その他の防災要員	情報の整理，関係者との連絡調整		名	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名	広 報		名	放射線量の測定その他の状況の把握		名	原子力災害の発生又は拡大の防止		名	施設設備の整備・点検，応急の復旧		名	放射性物質による汚染の除去		名	医療に関する措置		名	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名	原子力事業所内の警備等		名	<p>原災法改正に伴う変更 (第 8 条第 4 項)</p>
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1																																																																									
業務の種類別	防災要員の職制	その他の防災要員																																																																								
情報の整理，関係者との連絡調整		名																																																																								
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名																																																																								
広 報		名																																																																								
放射線量の測定その他の状況の把握		名																																																																								
原子力災害の発生又は拡大の防止		名																																																																								
施設設備の整備・点検，応急の復旧		名																																																																								
放射性物質による汚染の除去		名																																																																								
医療に関する措置		名																																																																								
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名																																																																								
原子力事業所内の警備等		名																																																																								
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1																																																																									
業務の種類別	防災要員の職制	その他の防災要員																																																																								
情報の整理，関係者との連絡調整		名																																																																								
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名																																																																								
広 報		名																																																																								
放射線量の測定その他の状況の把握		名																																																																								
原子力災害の発生又は拡大の防止		名																																																																								
施設設備の整備・点検，応急の復旧		名																																																																								
放射性物質による汚染の除去		名																																																																								
医療に関する措置		名																																																																								
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名																																																																								
原子力事業所内の警備等		名																																																																								

現 行	読 み 替 え 後	理 由																																																								
別紙3	別紙3																																																									
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	原災法改正に伴う変更 （第9条第5項）																																																								
平成 年 月 日	平成 年 月 日																																																									
<p>経済産業大臣，島根県知事，松江市長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (担当者 所属 電話)</p> <p>原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので，原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</p>	<p>原子力規制委員会，島根県知事，松江市長，<u>鳥取県知事</u> 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (担当者 所属 電話)</p> <p>原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので，原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</p>																																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="3">中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">選 任</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">解 任</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">正</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選任・解任年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職務上の地位</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">副</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選任・解任年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職務上の地位</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1			区 分	選 任	解 任		正	氏 名			選任・解任年月日			職務上の地位		/	副	氏 名			選任・解任年月日			職務上の地位		/	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="3">中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">選 任</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">解 任</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">正</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選任・解任年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職務上の地位</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">副</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選任・解任年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職務上の地位</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1			区 分	選 任	解 任		正	氏 名			選任・解任年月日			職務上の地位		/	副	氏 名			選任・解任年月日			職務上の地位		/	
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1																																																									
区 分	選 任	解 任																																																								
正	氏 名																																																									
	選任・解任年月日																																																									
	職務上の地位		/																																																							
副	氏 名																																																									
	選任・解任年月日																																																									
	職務上の地位		/																																																							
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1																																																									
区 分	選 任	解 任																																																								
正	氏 名																																																									
	選任・解任年月日																																																									
	職務上の地位		/																																																							
副	氏 名																																																									
	選任・解任年月日																																																									
	職務上の地位		/																																																							
備考1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては，必要に応じて欄を追加するものとする。 3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。	備考1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては，必要に応じて欄を追加するものとする。 3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。																																																									

現 行	読 み 替 え 後	理 由																														
<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p style="text-align: center;">放射線測定設備現況届出書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>経済産業大臣, 島根県知事, 松江市長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (担当者 所属 電話)</p> <p>放射線測定設備の現況について, 原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 4 とする。 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は, 第 1.1 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。 3 氏名を記載し, 押印することに代えて, 署名することができる。この場合において, 署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1		原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	設置場所		原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		設置場所		検出される数値の把握方法		<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p style="text-align: center;">放射線測定設備現況届出書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 島根県知事, 松江市長, 鳥取県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (担当者 所属 電話)</p> <p>放射線測定設備の現況について, 原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 4 とする。 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は, 規則第 8 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。 3 氏名を記載し, 押印することに代えて, 署名することができる。この場合において, 署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1		原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	設置場所		原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		設置場所		検出される数値の把握方法		<p>原災法改正に伴う変更 (第 11 条第 3 項)</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の制定に伴う変更 (第 8 条第 1 号)</p>
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1																															
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																														
	設置場所																															
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																															
	設置場所																															
	検出される数値の把握方法																															
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1																															
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																														
	設置場所																															
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																															
	設置場所																															
	検出される数値の把握方法																															

現 行	読 み 替 え 後	理 由																																																																																																										
<p style="text-align: right;">別紙 5</p> <p style="text-align: center;">原子力防災資機材現況届出書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>経済産業大臣，島根県知事，松江市長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (担当者 所属 電話)</p> <p>原子力防災資機材の現況について，原子力災害対策特別措置法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" data-bbox="172 865 1184 1780"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td>汚染防護服</td> <td>組</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>フィルター付き防護マスク</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td>回線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測器等</td> <td>固定式測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>中性子線線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>熱ルミネセンス線量計</td> <td>素子 個 リーダー 台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他資機材</td> <td>ヨウ素剤</td> <td>錠</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>モニタリングカー 台</td> </tr> </table> <p>備考 1 用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。</p> <p>2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1		放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	フィルター付き防護マスク	個	非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	ファクシミリ	台	携帯電話等	台	計測器等	固定式測定器	台	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	中性子線線量当量率測定用サーベイメータ	台	熱ルミネセンス線量計	素子 個 リーダー 台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台	測定器	台	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台	測定器	台	個人用外部被ばく線量測定器	台	その他資機材	ヨウ素剤	錠	担架	台	除染用具	式	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	その他	モニタリングカー 台	<p style="text-align: right;">別紙 5</p> <p style="text-align: center;">原子力防災資機材現況届出書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，島根県知事，松江市長，<u>鳥取県知事</u> 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (担当者 所属 電話)</p> <p>原子力防災資機材の現況について，原子力災害対策特別措置法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" data-bbox="1285 865 2309 1755"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td>汚染防護服</td> <td>組</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>フィルター付き防護マスク</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td>回線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測器等</td> <td>固定式測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他資機材</td> <td>ヨウ素剤</td> <td>錠</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>モニタリングカー 台</td> </tr> </table> <p>備考 1 用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。</p> <p>2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1		放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	フィルター付き防護マスク	個	非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	ファクシミリ	台	携帯電話等	台	計測器等	固定式測定器	台	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	中性子線測定用サーベイメータ	台	空間放射線積算線量計	個	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台	測定器	台	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台	測定器	台	個人用外部被ばく線量測定器	台	その他資機材	ヨウ素剤	錠	担架	台	除染用具	式	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	その他	モニタリングカー 台	<p>原災法改正に伴う変更 (第 11 条第 3 項)</p> <p>原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画に関する省令の制定に伴う変更 (省令第 4 条第 1 項)</p>
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1																																																																																																											
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組																																																																																																										
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個																																																																																																										
	フィルター付き防護マスク	個																																																																																																										
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線																																																																																																										
	ファクシミリ	台																																																																																																										
	携帯電話等	台																																																																																																										
計測器等	固定式測定器	台																																																																																																										
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台																																																																																																										
	中性子線線量当量率測定用サーベイメータ	台																																																																																																										
	熱ルミネセンス線量計	素子 個 リーダー 台																																																																																																										
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台																																																																																																										
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台																																																																																																									
		測定器	台																																																																																																									
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台																																																																																																									
		測定器	台																																																																																																									
	個人用外部被ばく線量測定器	台																																																																																																										
その他資機材	ヨウ素剤	錠																																																																																																										
	担架	台																																																																																																										
	除染用具	式																																																																																																										
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台																																																																																																										
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式																																																																																																										
	その他	モニタリングカー 台																																																																																																										
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1																																																																																																											
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組																																																																																																										
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個																																																																																																										
	フィルター付き防護マスク	個																																																																																																										
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線																																																																																																										
	ファクシミリ	台																																																																																																										
	携帯電話等	台																																																																																																										
計測器等	固定式測定器	台																																																																																																										
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台																																																																																																										
	中性子線測定用サーベイメータ	台																																																																																																										
	空間放射線積算線量計	個																																																																																																										
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台																																																																																																										
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台																																																																																																									
		測定器	台																																																																																																									
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台																																																																																																									
		測定器	台																																																																																																									
	個人用外部被ばく線量測定器	台																																																																																																										
その他資機材	ヨウ素剤	錠																																																																																																										
	担架	台																																																																																																										
	除染用具	式																																																																																																										
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台																																																																																																										
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式																																																																																																										
	その他	モニタリングカー 台																																																																																																										

現 行	読 み 替 え 後	理 由																								
別紙 6	別紙 6																									
敷地境界放射線上昇事象発生通報	敷地境界放射線上昇事象発生通報	原災法改正を踏まえた変更																								
平成 年 月 日	平成 年 月 日																									
<p><u>経済産業大臣</u> 島根県知事，松江市長，出雲市長，安来市長，雲南市長 鳥取県知事，米子市長，境港市長 殿</p> <p style="text-align: right;">通報者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>敷地境界放射線上昇事象の発生について，中国電力（株）原子力事業者防災業務計画の規定に基づき通報します。なお，この通報は原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定によるものではありません。</p>	<p><u>原子力規制委員会</u> 島根県知事，松江市長，出雲市長，安来市長，雲南市長 鳥取県知事，米子市長，境港市長 殿</p> <p style="text-align: right;">通報者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>敷地境界放射線上昇事象の発生について，中国電力（株）原子力事業者防災業務計画の規定に基づき通報します。なお，この通報は原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定によるものではありません。</p>																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1</td> </tr> <tr> <td>事象の発生箇所</td> <td>島根原子力発電所第__号機</td> </tr> <tr> <td>事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した事象の概要</td> <td>事象の種類 敷地境界放射線量上昇 (モニタリングポストで0.22 μGy/h以上)</td> </tr> <tr> <td>想定される原因 故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他(_____)</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前(運転中，起動操作中，停止操作中，停止中) 発生後(状態継続，停止操作中，停止，停止失敗) ECCS系の作動状況 (要求信号/有・無，成功，一部失敗，全台失敗) 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り(____S⁻¹ ____S⁻¹) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り(最大値：____μGy/h ____μGy/h, No. __) その他 _____ _____</td> </tr> <tr> <td>その他事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1	事象の発生箇所	島根原子力発電所第__号機	事象の発生時刻	年 月 日 時 分	発生した事象の概要	事象の種類 敷地境界放射線量上昇 (モニタリングポストで0.22 μGy/h以上)	想定される原因 故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他(_____)	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前(運転中，起動操作中，停止操作中，停止中) 発生後(状態継続，停止操作中，停止，停止失敗) ECCS系の作動状況 (要求信号/有・無，成功，一部失敗，全台失敗) 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り(____S ⁻¹ ____S ⁻¹) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り(最大値：____μGy/h ____μGy/h, No. __) その他 _____ _____	その他事象の把握に参考となる情報		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1</td> </tr> <tr> <td>事象の発生箇所</td> <td>島根原子力発電所第__号機</td> </tr> <tr> <td>事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した事象の概要</td> <td>事象の種類 敷地境界放射線量上昇 (モニタリングポストで0.22 μGy/h以上)</td> </tr> <tr> <td>想定される原因 故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他(_____)</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前(運転中，起動操作中，停止操作中，停止中) 発生後(状態継続，停止操作中，停止，停止失敗) ECCS系の作動状況 (要求信号/有・無，成功，一部失敗，全台失敗) 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り(____S⁻¹ ____S⁻¹) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り(最大値：____μGy/h ____μGy/h, No. __) その他 _____ _____</td> </tr> <tr> <td>その他事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1	事象の発生箇所	島根原子力発電所第__号機	事象の発生時刻	年 月 日 時 分	発生した事象の概要	事象の種類 敷地境界放射線量上昇 (モニタリングポストで0.22 μGy/h以上)	想定される原因 故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他(_____)	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前(運転中，起動操作中，停止操作中，停止中) 発生後(状態継続，停止操作中，停止，停止失敗) ECCS系の作動状況 (要求信号/有・無，成功，一部失敗，全台失敗) 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り(____S ⁻¹ ____S ⁻¹) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り(最大値：____μGy/h ____μGy/h, No. __) その他 _____ _____	その他事象の把握に参考となる情報		
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1																									
事象の発生箇所	島根原子力発電所第__号機																									
事象の発生時刻	年 月 日 時 分																									
発生した事象の概要	事象の種類 敷地境界放射線量上昇 (モニタリングポストで0.22 μGy/h以上)																									
	想定される原因 故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他(_____)																									
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前(運転中，起動操作中，停止操作中，停止中) 発生後(状態継続，停止操作中，停止，停止失敗) ECCS系の作動状況 (要求信号/有・無，成功，一部失敗，全台失敗) 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り(____S ⁻¹ ____S ⁻¹) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り(最大値：____μGy/h ____μGy/h, No. __) その他 _____ _____																									
その他事象の把握に参考となる情報																										
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1																									
事象の発生箇所	島根原子力発電所第__号機																									
事象の発生時刻	年 月 日 時 分																									
発生した事象の概要	事象の種類 敷地境界放射線量上昇 (モニタリングポストで0.22 μGy/h以上)																									
	想定される原因 故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他(_____)																									
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前(運転中，起動操作中，停止操作中，停止中) 発生後(状態継続，停止操作中，停止，停止失敗) ECCS系の作動状況 (要求信号/有・無，成功，一部失敗，全台失敗) 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り(____S ⁻¹ ____S ⁻¹) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り(最大値：____μGy/h ____μGy/h, No. __) その他 _____ _____																									
その他事象の把握に参考となる情報																										
備考 用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。	備考 用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。																									

現 行	読 み 替 え 後	理 由																																				
<p style="text-align: right;">別紙 7 - 1</p> <p style="text-align: center;">特定事象発生通報（原子炉施設）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p><u>経済産業大臣</u> 島根県知事，松江市長，出雲市長，安来市長，雲南市長 鳥取県知事，米子市長，境港市長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; margin: 10px auto; text-align: center;">10条通報</div> <p style="text-align: right;">通報者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所</td> <td>島根原子力発電所 第__号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td> <td>____年__月__日__時__分（24時間表示）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した特定事象の概要</td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">特定事象の種類</td> <td>敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界</td> <td>放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能</td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中 その他（_____）</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td> <td colspan="2"> 原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系の作動状態 （要求信号 / 有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____ s⁻¹ _____ s⁻¹） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____ μGy/h _____ μGy/h，No. __） その他 _____ _____ </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1	特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第__号機	特定事象の発生時刻	____年__月__日__時__分（24時間表示）	発生した特定事象の概要	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">特定事象の種類</td> <td>敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界</td> <td>放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能</td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中 その他（_____）</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td> <td colspan="2"> 原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系の作動状態 （要求信号 / 有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____ s⁻¹ _____ s⁻¹） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____ μGy/h _____ μGy/h，No. __） その他 _____ _____ </td> </tr> </table>	特定事象の種類	敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界	放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中 その他（_____）	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系の作動状態 （要求信号 / 有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____ s ⁻¹ _____ s ⁻¹ ） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____ μGy/h _____ μGy/h，No. __） その他 _____ _____		その他特定事象の把握に参考		<p style="text-align: right;">別紙 7 - 1</p> <p style="text-align: center;">特定事象発生通報（原子炉施設）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p><u>内閣総理大臣，原子力規制委員会</u> 島根県知事，松江市長，出雲市長，安来市長，雲南市長 鳥取県知事，米子市長，境港市長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; margin: 10px auto; text-align: center;">10条通報</div> <p style="text-align: right;">通報者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所</td> <td>島根原子力発電所 第__号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td> <td>____年__月__日__時__分（24時間表示）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した特定事象の概要</td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">特定事象の種類</td> <td>敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界</td> <td>放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能</td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中 その他（_____）</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td> <td colspan="2"> 原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系の作動状態 （要求信号 / 有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____ s⁻¹ _____ s⁻¹） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____ μGy/h _____ μGy/h，No. __） その他 _____ _____ </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1	特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第__号機	特定事象の発生時刻	____年__月__日__時__分（24時間表示）	発生した特定事象の概要	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">特定事象の種類</td> <td>敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界</td> <td>放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能</td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中 その他（_____）</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td> <td colspan="2"> 原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系の作動状態 （要求信号 / 有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____ s⁻¹ _____ s⁻¹） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____ μGy/h _____ μGy/h，No. __） その他 _____ _____ </td> </tr> </table>	特定事象の種類	敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界	放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中 その他（_____）	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系の作動状態 （要求信号 / 有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____ s ⁻¹ _____ s ⁻¹ ） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____ μGy/h _____ μGy/h，No. __） その他 _____ _____		その他特定事象の把握に参考となる情報		<p>原災法改正に伴う変更 （第10条第1項）</p>
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1																																					
特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第__号機																																					
特定事象の発生時刻	____年__月__日__時__分（24時間表示）																																					
発生した特定事象の概要	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">特定事象の種類</td> <td>敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界</td> <td>放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能</td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中 その他（_____）</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td> <td colspan="2"> 原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系の作動状態 （要求信号 / 有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____ s⁻¹ _____ s⁻¹） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____ μGy/h _____ μGy/h，No. __） その他 _____ _____ </td> </tr> </table>	特定事象の種類	敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界	放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中 その他（_____）	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系の作動状態 （要求信号 / 有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____ s ⁻¹ _____ s ⁻¹ ） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____ μGy/h _____ μGy/h，No. __） その他 _____ _____																														
	特定事象の種類	敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界	放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能																																			
想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中 その他（_____）																																					
検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系の作動状態 （要求信号 / 有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____ s ⁻¹ _____ s ⁻¹ ） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____ μGy/h _____ μGy/h，No. __） その他 _____ _____																																					
その他特定事象の把握に参考																																						
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1																																					
特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第__号機																																					
特定事象の発生時刻	____年__月__日__時__分（24時間表示）																																					
発生した特定事象の概要	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">特定事象の種類</td> <td>敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界</td> <td>放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能</td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中 その他（_____）</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td> <td colspan="2"> 原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系の作動状態 （要求信号 / 有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____ s⁻¹ _____ s⁻¹） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____ μGy/h _____ μGy/h，No. __） その他 _____ _____ </td> </tr> </table>	特定事象の種類	敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界	放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中 その他（_____）	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系の作動状態 （要求信号 / 有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____ s ⁻¹ _____ s ⁻¹ ） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____ μGy/h _____ μGy/h，No. __） その他 _____ _____																														
	特定事象の種類	敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界	放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能																																			
想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中 その他（_____）																																					
検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系の作動状態 （要求信号 / 有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____ s ⁻¹ _____ s ⁻¹ ） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____ μGy/h _____ μGy/h，No. __） その他 _____ _____																																					
その他特定事象の把握に参考となる情報																																						

現 行	読 み 替 え 後	理 由																								
別紙 7 - 2	別紙 7 - 2																									
<p>特定事象発生通報（事業所外運搬）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>経済産業大臣，国土交通大臣 都道府県知事，市町村長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">10条通報</div> <p style="text-align: right;">通報者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句654-1</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分（24時間表示）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した特定事象の概要</td> <td>特定事象の種類 事業所外運搬放射線量異常 事業所外運搬事故</td> </tr> <tr> <td>想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（_____）</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 _____ _____ _____ _____ _____</td> </tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考となる情報 _____ _____ _____</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句654-1	特定事象の発生箇所		特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	発生した特定事象の概要	特定事象の種類 事業所外運搬放射線量異常 事業所外運搬事故	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（_____）	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 _____ _____ _____ _____ _____	その他特定事象の把握に参考となる情報 _____ _____ _____		<p>特定事象発生通報（事業所外運搬）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣 都道府県知事，市町村長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">10条通報</div> <p style="text-align: right;">通報者名 _____ 連絡先 _____</p> <p><u>事業所外運搬に係る</u>特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句654-1</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分（24時間表示）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した特定事象の概要</td> <td>特定事象の種類 事業所外運搬放射線量異常 事業所外運搬事故</td> </tr> <tr> <td>想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（_____）</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 _____ _____ _____ _____ _____</td> </tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考となる情報 _____ _____ _____</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句654-1	特定事象の発生箇所		特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	発生した特定事象の概要	特定事象の種類 事業所外運搬放射線量異常 事業所外運搬事故	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（_____）	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 _____ _____ _____ _____ _____	その他特定事象の把握に参考となる情報 _____ _____ _____		<p>原災法改正に伴う変更 （第10条第1項）</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する省令の制定に伴う変更 （別記様式第1）</p>
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句654-1																									
特定事象の発生箇所																										
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）																									
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 事業所外運搬放射線量異常 事業所外運搬事故																									
	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（_____）																									
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 _____ _____ _____ _____ _____																									
その他特定事象の把握に参考となる情報 _____ _____ _____																										
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句654-1																									
特定事象の発生箇所																										
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）																									
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 事業所外運搬放射線量異常 事業所外運搬事故																									
	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（_____）																									
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 _____ _____ _____ _____ _____																									
その他特定事象の把握に参考となる情報 _____ _____ _____																										

現 行		読 み 替 え 後		理 由
別紙 8 - 1 (1 / 4) 異常事態連絡 (第 2 報以降) (原子炉施設) 各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。 ____年__月__日 (第__報)		別紙 8 - 1 (1 / 4) 異常事態連絡 (第 2 報以降) (原子炉施設) 各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。 ____年__月__日 (第__報)		原災法改正に伴う変更 (第 25 条第 2 項)
経済産業大臣 島根県知事, 松江市長, 出雲市長, 安来市長, 雲南市長 鳥取県知事, 米子市長, 境港市長 殿 通報者名 _____ 連絡先(原子力防災管理者) _____ 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。		内閣総理大臣, 原子力規制委員会 島根県知事, 松江市長, 出雲市長, 安来市長, 雲南市長 鳥取県知事, 米子市長, 境港市長 殿 通報者名 _____ 連絡先(原子力防災管理者) _____ 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	名称: 中国電力株式会社 島根原子力発電所(事業区分: 原子炉設置者) 場所: 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	原子力事業所の名称及び場所	名称: 中国電力株式会社 島根原子力発電所(事業区分: 原子炉設置者) 場所: 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	
特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第__号機	特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第__号機	
特定事象の発生時刻	____年__月__日__時__分(24時間表示)	特定事象の発生時刻	____年__月__日__時__分(24時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	_____ 原子力緊急事態に該当(する, しない)		
	想定される原因	特定 _____ 調査中		
	検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙を参照		
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻__時__分)	被ばく者の状況 無 有: 被ばく者__名, 要救助者__名 汚染拡大の有無 無 有: _____	被ばく者の状況 無 有: 被ばく者__名, 要救助者__名 汚染拡大の有無 無 有: _____	
	気象情報 (確認時刻__時__分)	・天候 : _____ ・風向 : 方位_____ ・風速 : _____m/s ・大気安定度 : _____	・天候 : _____ ・風向 : 方位_____ ・風速 : _____m/s ・大気安定度 : _____	
	周辺環境への影響	無 有: _____	無 有: _____	
	応急措置			

現 行	読 み 替 え 後	理 由																																																																
別紙 8 - 1 (2 / 4) 【原子炉の運転に関するパラメータ】	別紙 8 - 1 (2 / 4) 【原子炉の運転に関するパラメータ】	変更なし																																																																
1. 原子炉の状態 <table border="1" data-bbox="142 407 1228 825"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認時刻 (___日___時___分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事象発生時の出力</td> <td>___ %</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止時刻</td> <td>___年 ___月 ___日 ___時 ___分</td> </tr> <tr> <td>炉心平均燃焼度</td> <td>___ MWD/MTU</td> </tr> <tr> <td>放射性物質の放出の有無</td> <td>有り, 無し</td> </tr> <tr> <td>放射性物質の放出状態</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気筒放出口</td> <td>放出, 停止</td> </tr> <tr> <td>放出口以外 (放出場所名)</td> <td>放出場所名: _____ (地上高 ___ m) 放出, 停止</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確認時刻 (___日___時___分)	特定事象発生時の出力	___ %	原子炉停止時刻	___年 ___月 ___日 ___時 ___分	炉心平均燃焼度	___ MWD/MTU	放射性物質の放出の有無	有り, 無し	放射性物質の放出状態		排気筒放出口	放出, 停止	放出口以外 (放出場所名)	放出場所名: _____ (地上高 ___ m) 放出, 停止	1. 原子炉の状態 <table border="1" data-bbox="1264 407 2350 825"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認時刻 (___日___時___分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事象発生時の出力</td> <td>___ %</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止時刻</td> <td>___年 ___月 ___日 ___時 ___分</td> </tr> <tr> <td>炉心平均燃焼度</td> <td>___ MWD/MTU</td> </tr> <tr> <td>放射性物質の放出の有無</td> <td>有り, 無し</td> </tr> <tr> <td>放射性物質の放出状態</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気筒放出口</td> <td>放出, 停止</td> </tr> <tr> <td>放出口以外 (放出場所名)</td> <td>放出場所名: _____ (地上高 ___ m) 放出, 停止</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確認時刻 (___日___時___分)	特定事象発生時の出力	___ %	原子炉停止時刻	___年 ___月 ___日 ___時 ___分	炉心平均燃焼度	___ MWD/MTU	放射性物質の放出の有無	有り, 無し	放射性物質の放出状態		排気筒放出口	放出, 停止	放出口以外 (放出場所名)	放出場所名: _____ (地上高 ___ m) 放出, 停止																																	
項 目	確認時刻 (___日___時___分)																																																																	
特定事象発生時の出力	___ %																																																																	
原子炉停止時刻	___年 ___月 ___日 ___時 ___分																																																																	
炉心平均燃焼度	___ MWD/MTU																																																																	
放射性物質の放出の有無	有り, 無し																																																																	
放射性物質の放出状態																																																																		
排気筒放出口	放出, 停止																																																																	
放出口以外 (放出場所名)	放出場所名: _____ (地上高 ___ m) 放出, 停止																																																																	
項 目	確認時刻 (___日___時___分)																																																																	
特定事象発生時の出力	___ %																																																																	
原子炉停止時刻	___年 ___月 ___日 ___時 ___分																																																																	
炉心平均燃焼度	___ MWD/MTU																																																																	
放射性物質の放出の有無	有り, 無し																																																																	
放射性物質の放出状態																																																																		
排気筒放出口	放出, 停止																																																																	
放出口以外 (放出場所名)	放出場所名: _____ (地上高 ___ m) 放出, 停止																																																																	
2. 装置の状況 <table border="1" data-bbox="142 915 1228 1703"> <thead> <tr> <th>装置の状況</th> <th>確認時刻 (___日___時___分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系圧力及び圧力の変化</td> <td>___ (MPa [gage]) 上昇・下降・安定</td> </tr> <tr> <td>1次冷却系の温度</td> <td>___</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位</td> <td>___ cm</td> </tr> <tr> <td>外部電源</td> <td>受電有・無</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機運転</td> <td>受電有・無</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系の機能維持</td> <td>正常・異常</td> </tr> <tr> <td>ECCS の作動・高圧系</td> <td>作動・未作動</td> </tr> <tr> <td>ECCS の作動・低圧系</td> <td>作動・未作動</td> </tr> <tr> <td>全ての制御棒挿入</td> <td>挿入・未挿入</td> </tr> <tr> <td>ホウ酸添加</td> <td>添加・未添加</td> </tr> <tr> <td>主蒸気隔離弁の閉止</td> <td>開・閉</td> </tr> <tr> <td>格納容器の隔離状態</td> <td>隔離・非隔離</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力</td> <td>___ (kPa [gage, abs])</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ作動</td> <td>作動・未作動</td> </tr> <tr> <td>その他特記事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	装置の状況	確認時刻 (___日___時___分)	1次冷却系圧力及び圧力の変化	___ (MPa [gage]) 上昇・下降・安定	1次冷却系の温度	___	原子炉水位	___ cm	外部電源	受電有・無	非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無	残留熱除去系の機能維持	正常・異常	ECCS の作動・高圧系	作動・未作動	ECCS の作動・低圧系	作動・未作動	全ての制御棒挿入	挿入・未挿入	ホウ酸添加	添加・未添加	主蒸気隔離弁の閉止	開・閉	格納容器の隔離状態	隔離・非隔離	格納容器圧力	___ (kPa [gage, abs])	格納容器スプレイ作動	作動・未作動	その他特記事項		2. 装置の状況 <table border="1" data-bbox="1264 915 2350 1703"> <thead> <tr> <th>装置の状況</th> <th>確認時刻 (___日___時___分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系圧力及び圧力の変化</td> <td>___ (MPa [gage]) 上昇・下降・安定</td> </tr> <tr> <td>1次冷却系の温度</td> <td>___</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位</td> <td>___ cm</td> </tr> <tr> <td>外部電源</td> <td>受電有・無</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機運転</td> <td>受電有・無</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系の機能維持</td> <td>正常・異常</td> </tr> <tr> <td>ECCS の作動・高圧系</td> <td>作動・未作動</td> </tr> <tr> <td>ECCS の作動・低圧系</td> <td>作動・未作動</td> </tr> <tr> <td>全ての制御棒挿入</td> <td>挿入・未挿入</td> </tr> <tr> <td>ホウ酸添加</td> <td>添加・未添加</td> </tr> <tr> <td>主蒸気隔離弁の閉止</td> <td>開・閉</td> </tr> <tr> <td>格納容器の隔離状態</td> <td>隔離・非隔離</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力</td> <td>___ (kPa [gage, abs])</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ作動</td> <td>作動・未作動</td> </tr> <tr> <td>その他特記事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	装置の状況	確認時刻 (___日___時___分)	1次冷却系圧力及び圧力の変化	___ (MPa [gage]) 上昇・下降・安定	1次冷却系の温度	___	原子炉水位	___ cm	外部電源	受電有・無	非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無	残留熱除去系の機能維持	正常・異常	ECCS の作動・高圧系	作動・未作動	ECCS の作動・低圧系	作動・未作動	全ての制御棒挿入	挿入・未挿入	ホウ酸添加	添加・未添加	主蒸気隔離弁の閉止	開・閉	格納容器の隔離状態	隔離・非隔離	格納容器圧力	___ (kPa [gage, abs])	格納容器スプレイ作動	作動・未作動	その他特記事項		
装置の状況	確認時刻 (___日___時___分)																																																																	
1次冷却系圧力及び圧力の変化	___ (MPa [gage]) 上昇・下降・安定																																																																	
1次冷却系の温度	___																																																																	
原子炉水位	___ cm																																																																	
外部電源	受電有・無																																																																	
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無																																																																	
残留熱除去系の機能維持	正常・異常																																																																	
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動																																																																	
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動																																																																	
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入																																																																	
ホウ酸添加	添加・未添加																																																																	
主蒸気隔離弁の閉止	開・閉																																																																	
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離																																																																	
格納容器圧力	___ (kPa [gage, abs])																																																																	
格納容器スプレイ作動	作動・未作動																																																																	
その他特記事項																																																																		
装置の状況	確認時刻 (___日___時___分)																																																																	
1次冷却系圧力及び圧力の変化	___ (MPa [gage]) 上昇・下降・安定																																																																	
1次冷却系の温度	___																																																																	
原子炉水位	___ cm																																																																	
外部電源	受電有・無																																																																	
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無																																																																	
残留熱除去系の機能維持	正常・異常																																																																	
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動																																																																	
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動																																																																	
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入																																																																	
ホウ酸添加	添加・未添加																																																																	
主蒸気隔離弁の閉止	開・閉																																																																	
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離																																																																	
格納容器圧力	___ (kPa [gage, abs])																																																																	
格納容器スプレイ作動	作動・未作動																																																																	
その他特記事項																																																																		
上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。	上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。																																																																	

現 行		読 み 替 え 後		理 由
別紙 8 - 1 (3 / 4)		別紙 8 - 1 (3 / 4)		変更なし
【放射性物質及び放射線に関するデータ】		【放射性物質及び放射線に関するデータ】		
1 . 放射性物質の状況		1 . 放射性物質の状況		
項 目	評価時刻 (___日___時___分)	項 目	評価時刻 (___日___時___分)	
評価時刻での放出量(放出率) 希ガス(Bq/h) ヨウ素(Bq/h) 総 量(Bq/h)		評価時刻での放出量(放出率) 希ガス(Bq/h) ヨウ素(Bq/h) 総 量(Bq/h)		
評価時刻での放出量(濃度) 希ガス(Bq/cm ³) ヨウ素(Bq/cm ³) 総 量(Bq/cm ³)		評価時刻での放出量(濃度) 希ガス(Bq/cm ³) ヨウ素(Bq/cm ³) 総 量(Bq/cm ³)		
評価時刻までの放出量 希ガス(Bq) ヨウ素(Bq) 総 量(Bq) 放出継続時間(h) 放出開始時刻		評価時刻までの放出量 希ガス(Bq) ヨウ素(Bq) 総 量(Bq) 放出継続時間(h) 放出開始時刻		
評価時刻以後の放出(予測) 希ガス(Bq) ヨウ素(Bq) 総 量(Bq) 放出継続推定時間(h)		評価時刻以後の放出(予測) 希ガス(Bq) ヨウ素(Bq) 総 量(Bq) 放出継続推定時間(h)		
2 . 予測線量		2 . 予測線量		
種 類	評価時刻 (___日___時___分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
(施設側での計算値)		(施設側での計算値)		
上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。 データについては、およその値(推定値を含む)を記載することも可とする。		上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。 データについては、およその値(推定値を含む)を記載することも可とする。		

現 行		読 み 替 え 後		理 由																																																																																																															
別紙 8 - 1 (4 / 4)		別紙 8 - 1 (4 / 4)		変更なし																																																																																																															
3 .放射線モニタリングの状況 注 1)必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。 注 2)場所がわかる資料も添付することとする。		3 .放射線モニタリングの状況 注 1)必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。 注 2)場所がわかる資料も添付することとする。																																																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">評価時刻 (__日__時__分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">排気筒モニタ</td> </tr> <tr> <td>主排気筒モニタ</td> <td style="text-align: center;">s⁻¹</td> </tr> <tr> <td>T / B排気筒モニタ (1号機のみ)</td> <td style="text-align: center;">s⁻¹</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排ガスモニタ (2 , 3号機のみ)</td> <td style="text-align: center;">s⁻¹</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	評価時刻 (__日__時__分)		排気筒モニタ		主排気筒モニタ	s ⁻¹	T / B排気筒モニタ (1号機のみ)	s ⁻¹	非常用ガス処理系排ガスモニタ (2 , 3号機のみ)	s ⁻¹	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">評価時刻 (__日__時__分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">排気筒モニタ</td> </tr> <tr> <td>主排気筒モニタ</td> <td style="text-align: center;">s⁻¹</td> </tr> <tr> <td>T / B排気筒モニタ (1号機のみ)</td> <td style="text-align: center;">s⁻¹</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排ガスモニタ (2 , 3号機のみ)</td> <td style="text-align: center;">s⁻¹</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	評価時刻 (__日__時__分)	排気筒モニタ		主排気筒モニタ	s ⁻¹	T / B排気筒モニタ (1号機のみ)	s ⁻¹	非常用ガス処理系排ガスモニタ (2 , 3号機のみ)	s ⁻¹																																																																																											
項 目	評価時刻 (__日__時__分)																																																																																																																		
排気筒モニタ																																																																																																																			
主排気筒モニタ	s ⁻¹																																																																																																																		
T / B排気筒モニタ (1号機のみ)	s ⁻¹																																																																																																																		
非常用ガス処理系排ガスモニタ (2 , 3号機のみ)	s ⁻¹																																																																																																																		
項 目	評価時刻 (__日__時__分)																																																																																																																		
排気筒モニタ																																																																																																																			
主排気筒モニタ	s ⁻¹																																																																																																																		
T / B排気筒モニタ (1号機のみ)	s ⁻¹																																																																																																																		
非常用ガス処理系排ガスモニタ (2 , 3号機のみ)	s ⁻¹																																																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="8">固定式モニタリング設備地点</th> </tr> <tr> <th rowspan="5" style="width: 10%;">線空間線量率</th> <th style="width: 10%;">設備地点名</th> <th style="width: 10%;">MP - 1</th> <th style="width: 10%;">MP - 2</th> <th style="width: 10%;">MP - 3</th> <th style="width: 10%;">MP - 4</th> <th style="width: 10%;">MP - 5</th> <th style="width: 10%;">MP - 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時 分</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		固定式モニタリング設備地点								線空間線量率	設備地点名	MP - 1	MP - 2	MP - 3	MP - 4	MP - 5	MP - 6	時 分	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	時 分	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	時 分	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	・								・								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="8">固定式モニタリング設備地点</th> </tr> <tr> <th rowspan="5" style="width: 10%;">線空間線量率</th> <th style="width: 10%;">設備地点名</th> <th style="width: 10%;">MP - 1</th> <th style="width: 10%;">MP - 2</th> <th style="width: 10%;">MP - 3</th> <th style="width: 10%;">MP - 4</th> <th style="width: 10%;">MP - 5</th> <th style="width: 10%;">MP - 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時 分</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> <td>μGy/h</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		固定式モニタリング設備地点								線空間線量率	設備地点名	MP - 1	MP - 2	MP - 3	MP - 4	MP - 5	MP - 6	時 分	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	時 分	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	時 分	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	・								・							
固定式モニタリング設備地点																																																																																																																			
線空間線量率	設備地点名	MP - 1	MP - 2	MP - 3	MP - 4	MP - 5	MP - 6																																																																																																												
	時 分	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h																																																																																																											
	時 分	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h																																																																																																											
	時 分	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h																																																																																																											
	・																																																																																																																		
・																																																																																																																			
固定式モニタリング設備地点																																																																																																																			
線空間線量率	設備地点名	MP - 1	MP - 2	MP - 3	MP - 4	MP - 5	MP - 6																																																																																																												
	時 分	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h																																																																																																											
	時 分	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h																																																																																																											
	時 分	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h	μGy/h																																																																																																											
	・																																																																																																																		
・																																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">可動地点</th> </tr> <tr> <th rowspan="5" style="width: 10%;">線空間線量率</th> <th style="width: 10%;">設備地点名</th> <th style="width: 10%;">μSv/h</th> <th style="width: 10%;">μSv/h</th> <th style="width: 10%;">μSv/h</th> <th style="width: 10%;">…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時 分</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		可動地点					線空間線量率	設備地点名	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	・					・					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">可動地点</th> </tr> <tr> <th rowspan="5" style="width: 10%;">線空間線量率</th> <th style="width: 10%;">設備地点名</th> <th style="width: 10%;">μSv/h</th> <th style="width: 10%;">μSv/h</th> <th style="width: 10%;">μSv/h</th> <th style="width: 10%;">…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時 分</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		可動地点					線空間線量率	設備地点名	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	・					・																																												
可動地点																																																																																																																			
線空間線量率	設備地点名	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																														
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																														
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																														
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																														
	・																																																																																																																		
・																																																																																																																			
可動地点																																																																																																																			
線空間線量率	設備地点名	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																														
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																														
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																														
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																														
	・																																																																																																																		
・																																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="5" style="width: 10%;">中性子線空間線量率</th> <th style="width: 10%;">設備地点名</th> <th style="width: 10%;">μSv/h</th> <th style="width: 10%;">μSv/h</th> <th style="width: 10%;">μSv/h</th> <th style="width: 10%;">…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時 分</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		中性子線空間線量率	設備地点名	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	・					・					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="5" style="width: 10%;">中性子線空間線量率</th> <th style="width: 10%;">設備地点名</th> <th style="width: 10%;">μSv/h</th> <th style="width: 10%;">μSv/h</th> <th style="width: 10%;">μSv/h</th> <th style="width: 10%;">…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時 分</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>μSv/h</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		中性子線空間線量率	設備地点名	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…	・					・																																																						
中性子線空間線量率	設備地点名		μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																													
	時 分		μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																													
	時 分		μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																													
	時 分		μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																													
	・																																																																																																																		
・																																																																																																																			
中性子線空間線量率	設備地点名	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																														
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																														
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																														
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	…																																																																																																														
	・																																																																																																																		
・																																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="5" style="width: 10%;">ヨウ素濃度</th> <th style="width: 10%;">設備地点名</th> <th style="width: 10%;">Bq/cm³</th> <th style="width: 10%;">Bq/cm³</th> <th style="width: 10%;">Bq/cm³</th> <th style="width: 10%;">…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時 分</td> <td>Bq/cm³</td> <td>Bq/cm³</td> <td>Bq/cm³</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>Bq/cm³</td> <td>Bq/cm³</td> <td>Bq/cm³</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>Bq/cm³</td> <td>Bq/cm³</td> <td>Bq/cm³</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		ヨウ素濃度	設備地点名	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…	・					・					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="5" style="width: 10%;">ヨウ素濃度</th> <th style="width: 10%;">設備地点名</th> <th style="width: 10%;">Bq/cm³</th> <th style="width: 10%;">Bq/cm³</th> <th style="width: 10%;">Bq/cm³</th> <th style="width: 10%;">…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時 分</td> <td>Bq/cm³</td> <td>Bq/cm³</td> <td>Bq/cm³</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>Bq/cm³</td> <td>Bq/cm³</td> <td>Bq/cm³</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td>Bq/cm³</td> <td>Bq/cm³</td> <td>Bq/cm³</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		ヨウ素濃度	設備地点名	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…	・					・																																																						
ヨウ素濃度	設備地点名		Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…																																																																																																													
	時 分		Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…																																																																																																													
	時 分		Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…																																																																																																													
	時 分		Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…																																																																																																													
	・																																																																																																																		
・																																																																																																																			
ヨウ素濃度	設備地点名	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…																																																																																																														
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…																																																																																																														
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…																																																																																																														
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	…																																																																																																														
	・																																																																																																																		
・																																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">その他測定項目</th> </tr> <tr> <th rowspan="5" style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 10%;">設備地点名</th> <th style="width: 10%;">時 分</th> <th style="width: 10%;">時 分</th> <th style="width: 10%;">時 分</th> <th style="width: 10%;">…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		その他測定項目					項目	設備地点名	時 分	時 分	時 分	…	時 分				…	時 分				…	時 分				…	・					・					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">その他測定項目</th> </tr> <tr> <th rowspan="5" style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 10%;">設備地点名</th> <th style="width: 10%;">時 分</th> <th style="width: 10%;">時 分</th> <th style="width: 10%;">時 分</th> <th style="width: 10%;">…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		その他測定項目					項目	設備地点名	時 分	時 分	時 分	…	時 分				…	時 分				…	時 分				…	・					・																																												
その他測定項目																																																																																																																			
項目	設備地点名	時 分	時 分	時 分	…																																																																																																														
	時 分				…																																																																																																														
	時 分				…																																																																																																														
	時 分				…																																																																																																														
	・																																																																																																																		
・																																																																																																																			
その他測定項目																																																																																																																			
項目	設備地点名	時 分	時 分	時 分	…																																																																																																														
	時 分				…																																																																																																														
	時 分				…																																																																																																														
	時 分				…																																																																																																														
	・																																																																																																																		
・																																																																																																																			
上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。 データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。		上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。 データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。																																																																																																																	

現 行		読 み 替 え 後		理 由
別紙 8 - 2 (1 / 2)		別紙 8 - 2 (1 / 2)		原災法改正に伴う変更 (第 25 条第 2 項)
異常事態連絡 (第 2 報以降) (事業所外運搬)		異常事態連絡 (第 2 報以降) (事業所外運搬)		
各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。		各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。		
<p style="text-align: right;">____年__月__日 (第__報)</p> <p>経済産業大臣, 国土交通大臣 ____都道府県知事, ____市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">通報者名 _____ 連 絡 先 (原子力防災管理者) _____</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。</p>		<p style="text-align: right;">____年__月__日 (第__報)</p> <p>内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 国土交通大臣 ____都道府県知事, ____市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">通報者名 _____ 連 絡 先 (原子力防災管理者) _____</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。</p>		
原子力事業所の名称及び場所	名称：中国電力株式会社 島根原子力発電所 (事業区分：原子炉設置者) 場所：島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	原子力事業所の名称及び場所	名称：中国電力株式会社 島根原子力発電所 (事業区分：原子炉設置者) 場所：島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	
特定事象の発生箇所		特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	____年__月__日__時__分 (24 時間表示)	特定事象の発生時刻	____年__月__日__時__分 (24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力緊急事態に該当 (する, しない)	発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力緊急事態に該当 (する, しない)	
	想定される原因 特定 _____ 調査中		想定される原因 特定 _____ 調査中	
	検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 別紙を参照		検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 別紙を参照	
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻__時__分)	その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況 無 有：被ばく者 ____ 名, 要救助者 ____ 名 汚染拡大の有無 無 有： _____	被ばく者の状況 無 有：被ばく者 ____ 名, 要救助者 ____ 名 汚染拡大の有無 無 有： _____
	気象情報 (確認時刻__時__分)		気象情報 (確認時刻__時__分)	
	周辺環境への影響		無 有： _____	無 有： _____
	応急措置			

現 行	読 み 替 え 後	理 由																								
<p style="text-align: right;">別紙 8 - 2 (2 / 2)</p> <p style="text-align: center;">【輸送容器に関するパラメータ】</p> <p>1 . 輸送容器の状態</p> <table border="1" data-bbox="142 426 1222 926"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認時刻 (___日___時___分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・火災 ・爆発 ・漏えい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 . 放射性物質又は放射線の放出状況</p> <table border="1" data-bbox="142 1020 1222 1339"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認時刻 (___日___時___分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性物質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。</p>	項 目	確認時刻 (___日___時___分)	・火災 ・爆発 ・漏えい		特記事項		項 目	確認時刻 (___日___時___分)	放射性物質		放射線		<p style="text-align: right;">別紙 8 - 2 (2 / 2)</p> <p style="text-align: center;">【輸送容器に関するパラメータ】</p> <p>1 . 輸送容器の状態</p> <table border="1" data-bbox="1261 407 2332 907"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認時刻 (___日___時___分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・火災 ・爆発 ・漏えい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 . 放射性物質又は放射線の放出状況</p> <table border="1" data-bbox="1261 1001 2332 1320"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認時刻 (___日___時___分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性物質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。</p>	項 目	確認時刻 (___日___時___分)	・火災 ・爆発 ・漏えい		特記事項		項 目	確認時刻 (___日___時___分)	放射性物質		放射線		<p>変更なし</p>
項 目	確認時刻 (___日___時___分)																									
・火災 ・爆発 ・漏えい																										
特記事項																										
項 目	確認時刻 (___日___時___分)																									
放射性物質																										
放射線																										
項 目	確認時刻 (___日___時___分)																									
・火災 ・爆発 ・漏えい																										
特記事項																										
項 目	確認時刻 (___日___時___分)																									
放射性物質																										
放射線																										

現 行	読 み 替 え 後	理 由																								
<p style="text-align: right;">別紙 9 - 2</p> <p>原災法第 1 5 条第 1 項の規定に基づく基準に達したときの報告（事業所外運搬）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>経済産業大臣，国土交通大臣 都道府県知事， 市町村長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 第 1 5 条該当事象の発生報告 </div> <p style="text-align: right;">通報者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 1 5 条の規定に基づく異常な水準の放射線量の検出又は，原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので，以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分（2 4 時間表示）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した特定事象の概要</td> <td>特定事象の種類 事業所外運搬放射線量上昇 事業所外運搬事故</td> </tr> <tr> <td>想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（_____）</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td> </tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	特定事象の発生箇所		特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（2 4 時間表示）	発生した特定事象の概要	特定事象の種類 事業所外運搬放射線量上昇 事業所外運搬事故	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（_____）	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	その他特定事象の把握に参考となる情報		<p style="text-align: right;">別紙 9 - 2</p> <p>原災法第 1 5 条第 1 項の規定に基づく基準に達したときの報告（事業所外運搬）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣 都道府県知事， 市町村長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 第 1 5 条該当事象の発生報告 </div> <p style="text-align: right;">通報者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 1 5 条の規定に基づく異常な水準の放射線量の検出又は，原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので，以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分（2 4 時間表示）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生した特定事象の概要</td> <td>特定事象の種類 事業所外運搬放射線量上昇 事業所外運搬事故</td> </tr> <tr> <td>想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（_____）</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td> </tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	特定事象の発生箇所		特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（2 4 時間表示）	発生した特定事象の概要	特定事象の種類 事業所外運搬放射線量上昇 事業所外運搬事故	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（_____）	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	その他特定事象の把握に参考となる情報		<p>原災法改正に伴う変更 （第 25 条第 2 項）</p>
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1																									
特定事象の発生箇所																										
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（2 4 時間表示）																									
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 事業所外運搬放射線量上昇 事業所外運搬事故																									
	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（_____）																									
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等																									
その他特定事象の把握に参考となる情報																										
原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1																									
特定事象の発生箇所																										
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（2 4 時間表示）																									
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 事業所外運搬放射線量上昇 事業所外運搬事故																									
	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（_____）																									
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等																									
その他特定事象の把握に参考となる情報																										